

第6回横浜市都市美対策審議会政策検討部会

次 第

日 時 平成 25 年 11 月 14 日(木)
午後 3 時から午後 5 時まで

会 場 横浜市庁舎 5 階 関係機関執務室1

次 第

1 開 会

2 部会委員紹介

3 部会長挨拶

4 議 事

(1) 今後の都市デザイン行政について

ア 「歴史を生かしたまちづくり」の推進について(審議)

イ (仮称)横浜都市デザインビジョンについて(審議)

ウ 「(仮称)美しい港の景観形成構想」の検討について(審議)

エ 「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について(審議)

(2) その他

5 閉 会

資 料

資料1:「歴史を生かしたまちづくり」の推進について

資料2:(仮称)横浜都市デザインビジョンについて

資料3:「(仮称)美しい港の景観形成構想」の検討について

資料4:「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について

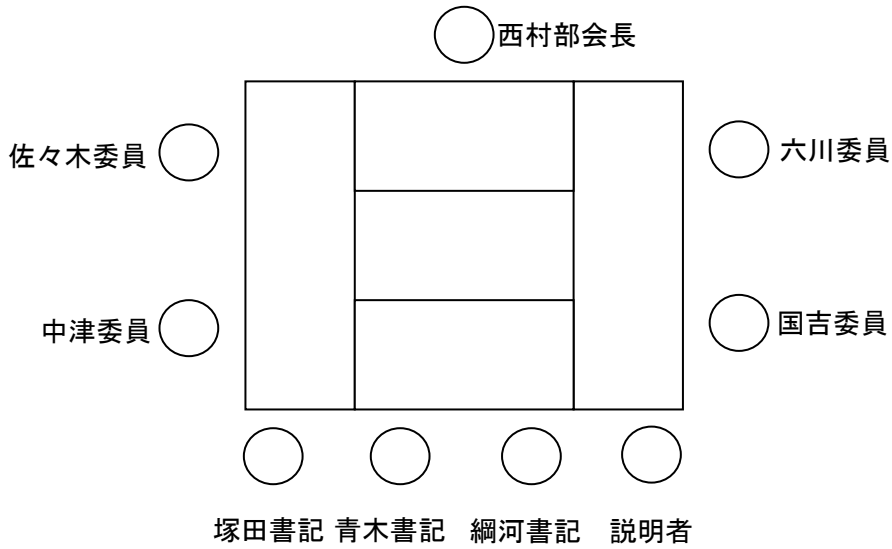
資料5:前回議事録(第5回横浜市都市美対策審議会政策検討部会)

【第6回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 座席表】

日時 平成25年11月14日(木) 午後3時から

会場 横浜市庁舎 5階 関係機関執務室1

速記録



事務局・関係者

記者席

傍聴者(5人)

受付



(出入口)

第6回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 委員名簿

開催日時:平成25年11月14日(木) 15:00-17:00

		氏名(敬称略)	現職等
1	部会長	西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター所長 (都市デザイン)
2	委員	佐々木 葉	早稲田大学創造理工学部社会環境工学科教授 (景観)
3	"	中津 秀之	関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科准教授 (ランドスケープ)
4	"	六川 勝仁	市民委員
5	"	国吉 直行	横浜市立大学特別契約教授 (都市デザイン)

6	書記	青木 治	横浜市都市整備局企画部長
7	"	綱河 功	横浜市都市整備局企画部都市デザイン室長
8	"	小池 政則	横浜市都市整備局地域まちづくり部長
9	"	塚田 洋一	横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課長

「歴史を生かしたまちづくり」の推進について(審議)

資料 1-1 「『歴史を生かしたまちづくり』の推進について」

資料 1-2 「『歴史を生かしたまちづくり』の推進について」(本編)

資料 1-3 「提出されたご意見とそのご意見に対する本市の考え方」

『歴史を生かしたまちづくり』の推進について

横浜市では、「『歴史を生かしたまちづくり』の推進について（案）」について、平成25年5月15日に公表し、市民意見募集を実施しました。市民の皆さまから、多数の貴重なご意見、ご提案等をいただき、いただいたご意見等について本市の考え方をまとめ、歴史を生かしたまちづくりの推進施策について、とりまとめました。

1 市民意見募集について実施概要

意見募集期間	平成25年5月15日(水)から6月14日(金)まで
意見提出方法	専用はがき(リーフレットに添付。切手不要)、電子メール、ファクシミリ
リーフレットの配布場所	市庁舎(1階 市民情報センター、6階 都市整備局都市デザイン室)、各区役所広報相談係など ・明日のシンポジウム 『明日の歴史を生かしたまちづくり』(6/9)

2 実施結果

提出者数	137通
提出方法	専用はがき31、電子申請30、電子メール11、直接持込64、ファクシミリ1
意見数	211件

3 提出されたご意見とご意見に対する本市の考え方

ご意見の分類と反映状況

(1) ご意見を反映し、見直し案を修正したもの	19件	No. 1~19
(2) ご意見の趣旨が既に見直し案に含まれているもの	42件	No. 20~61
(3) ご意見として、今後の参考とするもの	106件	No. 62~167
(4) 関係区局にご意見を伝えるもの	3件	No. 168~170
(5) 既の実施済みなもの	7件	No. 171~177
(6) 見直し案にご賛同いただいたもの	34件	No. 178~211

「歴史を生かしたまちづくり」の推進について

平成 25 年 11 月

横 浜 市

■はじめに

開港以来、横浜が都市として発展してきた歴史を伝える近代建築や西洋館が関内・山手地区を中心に残されていて、訪れる人々に「横浜らしさ」を感じさせてくれる一方、郊外部では、横浜の原風景ともいえる里山の風景を構成している古民家や社寺建築などが、今も地域の人々の生活の中で息づいています。さらに、横浜が導入の舞台となってきた港湾、道路、下水などの土木産業遺産が目に見える形で保全されるなど、横浜には数多くの歴史的建造物が残されています。

横浜市では、景観面から歴史的建造物の保全活用に着目し、まちづくりのなかで歴史的建造物を生きた形で使い続けながら保全していくことを目的に、昭和 63(1988)年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を制定し、四半世紀にわたって「歴史を生かしたまちづくり」に取り組んできました。

「歴史を生かしたまちづくり」の取組では、歴史的建造物の外観を中心に保全活用する横浜市独自の登録・認定制度によって、外観の復元をはじめ、所有者の実状に応じた柔軟な手法をとることを可能とし、さらには、高い水準の助成制度や市街地環境設計制度など、まちづくりの制度との連携などによって、所有者による保全活用を支援してきました。

また、施策の推進にあたっては、歴史的景観保全委員などの専門家との協働によって、研究成果などの知見を生かすとともに、セミナーや広報紙などによって市民理解の向上も進め、さらに、市自らが歴史的建造物の保全活用も積極的に取り組んで創造都市の拠点や公園内の施設として市民とともに活用を図ることで、歴史的景観の保全活用とあわせ、市民が歴史的建造物を身近なものとして感じる機会を創出してきています。

こうした取組によって、赤レンガ倉庫や自動車道など横浜の発展を支えてきた近代建築や土木産業遺構、また、人々の暮らしの中に息づいてきた西洋館や古民家など、多くの歴史的建造物が保全活用され、市民や横浜を訪れる皆さんから横浜の大きな魅力として親しまれる存在となっています。

このように、長年にわたって取組を進めてきましたが、近年、厳しい経済状況などを背景に、旧横浜松坂屋本館など、認定を解除せざるを得ない状況も起きるなど、所有者が歴史的建造物を保全活用し続けることに様々な課題が生じています。

一方で、歴史的建造物に対する市民の関心は高く、広報普及などの取組によって「歴史を生かしたまちづくり」に関する市民活動も活発になってきており、こうした市民の力を歴史的建造物の保全活用に生かしていくことや、これまでの取組により保全活用されている歴史的建造物を、文化や観光など横浜の魅力を高めるために活かしていくことも、大きな課題となっています。

今回、こうした状況や課題を踏まえたうえで、「歴史を生かしたまちづくり」の推進を図っていくために、新たな制度の創設など、今後取り組むべき新たな施策を「『歴史を生かしたまちづくり』の推進について(案)」としてまとめました。

横浜の大きな魅力である歴史的建造物は、これまで所有者の努力によって守られてきました。これを引き続き保全活用していくことは、将来の横浜にとって非常に重要なことと考えています。

これまでの取組に加えて、新たな制度や施策を着実に進めていくことで、所有者が保全活用をよりいっそう進めやすい環境を整えるとともに、所有者だけでなく、市民とともに、歴史的建造物を1つでも多く次世代に引き継いでいくことを目指します。

目次

■ はじめに

1 歴史を生かしたまちづくりの取組の現状

- (1) 歴史を生かしたまちづくりの概要 1
- (2) これまでの取組実績 2
- (3) 広報普及 5
- (4) 専門家等との協働 5
- (5) 歴史的建造物を生かした魅力づくり 5
- (6) 保全活用手法 6
- (7) まとめ 11

2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題

- (1) 保全活用の推進と建築基準法への適合 12
- (2) 所有者支援 12
- (3) 市民協働による歴史を生かしたまちづくりの推進 12
- (4) ストックとしての歴史的建造物の活用等によるまちづくりへの展開 13
- (5) 持続的な保全活用の推進 13

3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について

- 【基本方針】 15
- 【基本施策】
 - (1) 所有者による保全活用の支援などの制度拡充の推進 15
 - (2) 市民とともに守り、活かす取組の推進 16
 - (3) 歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進 17

4 「(仮称) 特定景観形成歴史的建造物」の景観制度への導入について

- (1) 背景と目的 18
- (2) 対象建造物 18
- (3) 制度の概要 18
- (4) 建築基準法の適用除外 18
- (5) 横浜市内の文化財における建築基準法の適用除外事例 19
- (6) 建築基準法適用における課題とモデル検討 20

5 今後の進め方(案) 23

1 歴史を生かしたまちづくりの取組の現状

(1) 歴史を生かしたまちづくりの概要

1) 目的

歴史的建造物は歴史を語る貴重な資源であり、次世代に継承すべき横浜の資産といえます。関内・山手地区では、みなとまちの歴史・文化の薫る近代建築や西洋館などが魅力的な街並みを形成しています。また、郊外では地域に息づき、親しまれている古民家や社寺建築などが豊かな風景をもたらしており、これらの歴史的建造物は横浜らしさを生み出す貴重な地域資源となっています。

歴史を生かしたまちづくりはこうした歴史的建造物を所有者・市民・専門家と共に保全・活用していくことを目的としています。

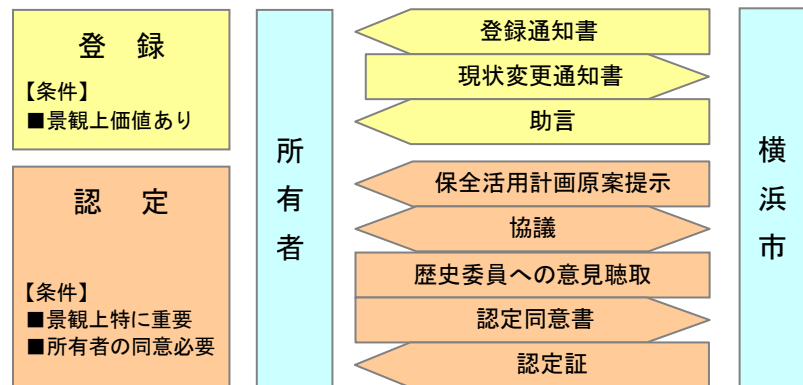
2) 歴史を生かしたまちづくり要綱の概要

歴史的景観を保全することを目的に、建造物の外観保全を推進し、内部については所有者の実状に合わせた活用を働きかけ、助成などの支援を行います。

ア 登録・認定の指定制度と手続きの流れについて

景観上価値がある歴史的建造物を登録し、その中で特に重要な建造物については所有者と協議のうえ、「保全活用計画」を定め、認定を行います。

認定等にあたっては、歴史的建造物の専門家等による歴史的景観保全委員（歴史委員）の意見を聴くこととしています。



イ 主な助成の種類

助成対象事業	種類	登録歴史的建造物	保全契約締結した登録歴史的建造物	認定歴史的建造物
		1 調査／設計	助成率 限度額	該当なし
2 外観保全	助成率 限度額	該当なし	1／2 木造 500万円 非木造 3,000万円	3／4 木造 1,000万円 非木造 6,000万円
3 耐震改修	助成率 限度額	該当なし	1／2 木造 200万円 非木造 1,000万円	3／4 木造 300万円 非木造 2,000万円
4 維持管理		該当なし	該当なし	30万円／年

(2) これまでの取組実績

1) 登録・認定について

景観上価値がある歴史的建造物を登録し、その中で特に重要な建造物については所有者と協議のうえ、「保全活用計画」を定め認定を行っています。

【登録件数】

	社寺	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木産業遺構	合計
件数	22件	27件	52件	35件	2件	54件	192件

【認定件数】

	社寺	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木産業遺構	合計
件数	0件	12件	30件	20件	0件	23件	85件

(平成25年2月末現在)

2) 助成実績

助成を開始した昭和63年度から平成23年度までの助成実績は下記の通りです。

	古民家	近代建築	西洋館	土木産業遺構	合計
外観保全	6件	12件	13件	—	31件
耐震改修	2件	4件	5件	1件	12件
外構保全	2件	4件	7件	—	13件

※認定解除したものを除く

3) まちづくりと連携した歴史的建造物の保全活用

認定制度と市街地環境設計制度の連携による容積率緩和をはじめとして、再開発事業や地区計画や景観計画、まちづくり協議、山手地区景観風致保全要綱など様々な形で歴史的建造物の保全活用や歴史的景観への配慮を位置付け、個々のまちづくりに取り組んでいます。

一方で、馬車道地区など地域で歴史的景観の保全活用に取り組んでいる例もあり、歴史的建造物の保全活用について、所有者へ要望を行うとともに、所有者との協議や検討の場への参画など、地域による積極的な取組も行われてきています。こうした地域の取組は、歴史的建造物の保全活用において重要な役割を果たしています。

【再開発事業等での保全活用】

	件数	該当建造物
再開発事業による保全	1件	旧横浜銀行本店別館（元第一銀行横浜支店） 北仲通南地区再開発地区計画
特定街区における保全	1件	旧横浜船渠第2号ドック

【地区計画での保全活用】

建造物保全等に関する地区計画の記載事項	件数	建造物名称・地区等
特定の建造物について保全活用の記載あり	1件	旧東伏見邦英伯爵別邸（磯子三丁目地区）
歴史的景観の継承等の記載あり	7地区	山手町地区、日本大通り用途誘導地区等

【市街地環境設計制度の適用】

横浜市市街地環境設計制度では、敷地内に歩道や広場（公開空地）を設けるなど、総合的な地域貢献を図ることを条件に、建築物の高さや容積率を緩和することで、良好な市街地環境形成を誘導しています。そのなかで、認定歴史的建造物等について保存・修復を行う場合、地域貢献度等の一定基準を満たせば、容積率が緩和される規定が設けられています。

これまでに2件の認定歴史的建造物が容積率緩和の対象となっています。

建造物名称	保全改修年	容積加算率
日本興亜馬車道ビル (旧日本火災横浜ビル)	昭和 62 (1987) 年	10.9%
横浜第2合同庁舎 (旧生糸検査所)	平成 2 (1994) 年	8.69%

4) 市による取得等により保全活用している認定歴史的建造物

まちづくりのなかで歴史的建造物の保全活用を図っていくため、公共施設等にあわせ、新たに歴史的建造物を取得、活用しており、取得等により、保全活用している認定歴史的建造物は下記のとおりです。

また、このほか文化財関係では、外交官の家（国指定重要文化財）の移築復元や山手111番館（市指定文化財）などの取得があります。

【取得等により市が保全活用している認定歴史的建造物（建築物）】

	件数	種別ごとの内訳
現地保全活用	11件	【近代建築】 5件：長浜ホール／旧横浜市外電話局／赤レンガ倉庫／旧富士銀行横浜支店／旧横浜銀行本店別館（元第一銀行横浜支店） 【西洋館】 2件：山手234番館／ベーリックホール 【古民家】 4件：旧澤野家長屋門／旧大岡家長屋門／旧清水製糸場本館／旧奥津家長屋門・土蔵
移築復元	5件	【西洋館】 2件：エリスマン邸／ブラフ18番館 【古民家】 3件：旧安西家住宅主屋／旧金子家住宅主屋／せせらぎ公園古民家
合計	16件	

【参考】歴史的建造物の現存状況

昭和 63 年の歴史を生かしたまちづくり要綱の施行にあわせ、要綱の対象となりうる歴史的建造物をリスト化し、随時更新しながら、登録・認定などを進めています。

このリストをもとに、平成 23 年度に調査を行い、目視等によって歴史的建造物の現存状況を確認しています。以下の表の現存件数は、登録、認定歴史的建造物と平成 23 年度の調査によって現存または解体による部材保存での存在が確認されたものを集計したものです。

■ 平成 23 年度調査での状況

(1) 横浜市全域

	神社寺院	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木遺構	合計
リスト数(件)	141	144	139	143	17	140	724
現存件数(件)	117	76	81	49	12	122	457
現存率	83.0%	52.8%	58.3%	34.3%	70.6%	87.1%	63.1%

(2) 関内地区、山手地区（近代建築・西洋館）

	関内	山手			合計
	近代建築	近代建築	西洋館	小計	
リスト数(件)	79	10	74	84	163
現存件数(件)	46	7	33	40	86
現存率	58.2%	70.0%	44.6%	47.6%	52.8%

■ 東京都区部との比較

他都市との比較の一例として、東京都区部の歴史的建造物の現存状況に関する調査との比較を示したものです。

東京都区部に関する調査では、日本近代建築総覧（日本建築学会編、1980 年、1983 年「新版」における補遺を含む）をもとにしているため、横浜市分についても、上記リストとは別に、日本近代建築総覧記載の建造物について集計を行ったものです。

なお、日本近代建築総覧に記載されている歴史的建造物は中区の近代建築や西洋館などが中心で、市域全体を対象にした上記リストとは調査時期や記載物件などが異なるため、単純に比較することはできませんが、一定の傾向は把握できるものと考えられます。

【日本近代建築総覧をもとにした横浜市と東京都区部での現存状況の比較】

		昭和 55 年 (1980 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)
横浜市全域	関内	100%			32.0%
	山手	100%			62.2%
	市全体	100%			32.6%
東京都区部※		100%	37.8%	26.6%	

※三船康道他「東京都区部における近代建築の残存・消失状況 2010 (1)」日本建築学会大会学術講演梗概集（北陸）2010 年 9 月

(3) 広報普及

「歴史を生かしたまちづくり」では、歴史的建造物や歴史的景観の保全活用の重要性に対する理解を深め、所有者や周辺住民をはじめ多くの市民の理解と協力を得るために、当初から広報普及を重視しています。

専門家等によって構成される横浜歴史資産調査会との協働で、セミナーや広報紙の発行などを行ってきています。

1) 歴史を生かしたまちづくりセミナー

市民向けのセミナーとして、専門家等の講演や見学会を中心に実施しています。

これまで34回開催し、延べ約4,000人が参加しています。

2) 横濱新聞

認定した建造物や保全活用事例、また、市内の歴史的建造物などを紹介する内容の広報紙として、公共施設等で配布しています。毎年1回発行し、平成24年度で27号となります。

3) 都市の記憶シリーズ

市内の歴史的建造物を紹介する書籍として横浜歴史資産調査会との協働により発行しています。

シリーズとして、「近代建築Ⅰ、Ⅱ」、「横浜の土木遺産」、(初版、改訂版)「外交官の家」、「横浜の主要歴史的建造物」(初版～改訂第5版)があり、特に「横浜の主要歴史的建造物」は累積で約12,000部を頒布しています。

4) その他

近年では、普段公開していない歴史的建造物を特別に公開する「オープンヘリテイジ」も開催しており、これまでに、日本大通り地区、山手地区、馬車道地区、旧保土ヶ谷宿地区で開催しています。

(4) 専門家等との協働

1) 歴史的景観保全委員

専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用を図るために置いており、要綱の実施に際して重要な事項について意見を聴くこととしています。現在の委員は11名です。

一般的な審議会と違い、各委員の専門分野毎に市長が意見を聴取する独任制をとっているのが特徴です。

2) 一般社団法人横浜歴史資産調査会

建築史や広報普及の専門家等によって構成される団体で、「歴史を生かしたまちづくり」の当初から調査研究や広報普及を協働で実施してきています。

(5) 歴史的建造物を生かした魅力づくり

1) ライトアップ

「歴史を生かしたまちづくり」の取り組みに先立ち、市民に歴史的建造物の魅力を伝えていくなどの趣旨から、官民による「ヨコハマ夜景演出事業推進協議会」を中心に推進してきています。

協議会では、民間の歴史的建造物に対する投光器の設置費用助成などを行うほか、ライトアップ施設のPRなども行っています。

また、歴史的建造物の改修にあたっては、可能な範囲でライトアップを行うよう所有者に要請しており、関内地区等の景観計画では、歴史的建造物以外のライトアップを禁止しています。

2) オープンカフェ等

歴史的建造物の集積している日本大通り地区では、社会実験を契機としたオープンカフェの取組が行われています。現在では地域の団体による取組として定着しており、歴史的景観を市民が生活のなかで享受する環境となっています。

また、公園内の西洋館や古民家などでは市民の活動によって、コンサートや展覧会、地域の生活に根ざしたイベントなどが開催され、歴史的建造物の魅力を高めています。

(6) 保全活用手法

横浜市では、認定制度によって様々な手法で保全活用を図っていますが、外観保全の手法や活用主体による主な事例を分類すると以下のようなものがあげられます。

1) 外観保存型

外観を概ね保存しながら、保全活用している建造物。教会などでは内部も多くの部位が保全されている例もあります。

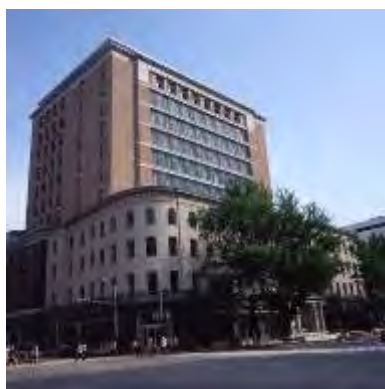
【横浜指路教会】

内部も含め全体を保全。



【横浜情報文化センター（一部）】

一部を保全しながら高層棟を整備。歴史的建造物躯体は再アルカリ化工事実施。



【ベーリックホール】（元町公園）

公園として取得し、内部も含め全体を保全。



【旧大岡家長屋門】（長屋門公園）

公園として取得し、外観を保全しながら、内部は活用のために一部改修。



2) 外観復元型

解体後に外観を復元し、歴史的景観を継承している建造物。復元にあたっては、外壁が石材の場合は再利用している例が多く、一方、モルタル系やタイルによる仕上げでは、新しい材料によるものがほとんどです。

【日本興亜馬車道ビル】

認定第1号。解体後、部材を再利用して外壁を復元。



【横浜第2合同庁舎】（旧生糸検査所）

庁舎建替のため、解体後新しい材料で復元。



【横浜地方・簡易裁判所】

庁舎建替のため、解体後、一部部材を再利用して復元。



【ストロングビル】

解体後、ホテルの低層部にほぼ新しい材料で復元。



3) 移築復元型

木造の西洋館、古民家の場合に用いられますが、近代建築でも一部曳屋の例があります。

【旧横浜銀行本店別館

(旧第一銀行横浜支店)】

一部曳屋により再開発ビルの一部として復元。



【エリスマン邸】

マンション計画により解体。元町公園内に移築復元。



【旧安西家住宅主屋】

公園として整備する旧大岡家長屋門の敷地内に移築復元。



4) 民間による活用

民間の所有者が改修等を行いながら保全活用をしているものとしては、近代建築ではオフィス、西洋館、古民家では住宅が多く、一部では資料館などとして再生、活用されている例もあります。

【馬車道大津ビル】

当初からオフィスとして改修を重ねながら活用。



【伊東医院】

当初から医院として改修を重ねながら活用。



【山手資料館】

住宅の一部を移築し、民間の資料館として活用。



【山手 89-8 番館】

西洋館を改修して賃貸住宅（貸家）として再生。



5) 公共施設としての活用

横浜市では、公共施設として多くの歴史的建造物を保全活用しており、歴史的建造物の重要性や公共施設としての必要性等に応じて、都市公園事業など様々な事業で取得して保全活用しているものもあります。

【赤レンガ倉庫】

港湾事業で取得し、文化・商業施設として再生・活用。



【旧富士銀行横浜支店】

都心部の活性化のために取得。市民協働オフィスやBankARTを経て、東京藝術大学のキャンパスとして活用。



【山手 234 番館】

市民協働のモデル事業で実験活用を行いながら保全活用。現在は公園施設として活用。



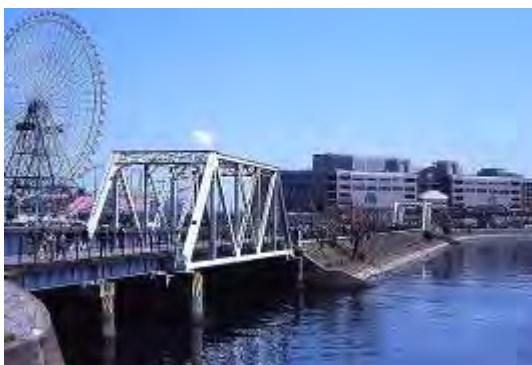
【旧清水製糸場本館】

公園事業で、計画段階から市民とワークショップを行いながら整備。市民団体による管理運営が行われている。



【汽船道（港1号、2号、3号橋梁）】

臨港鉄道の廃線敷を橋梁、護岸を保全しながらプロムナードとして再整備。



【震災復興橋梁】

耐震工事等を行いながら、現役の道路施設として保全活用。



打越橋



桜道橋

(7) まとめ

昭和 63 年の歴史を生かしたまちづくり要綱の制定以降、以上のように様々な取組を進めてきましたが、その特徴などを整理すると以下のようなことがいえます。

1) 柔軟な手法による保全活用と高い水準の所有者支援

まちづくりのなかで歴史的建造物を使い続けながら保全していくことを前提に、外観の保全を主とした認定制度を先駆的に導入（昭和 63 年）することで、当時、文化財指定の対象になりにくかった昭和初期の建物など、横浜にとって貴重な歴史的建造物の保全活用に一定の役割を果たしたといえます。

保全活用にあたっては、市街地環境設計制度や再開発などと連携するとともに、復元を含めた柔軟な手法を取り入れたことで所有者の理解が得られやすくなり、多くの歴史的建造物の保全活用につながりました。

さらには、歴史を生かしたまちづくり要綱には、認定建造物の場合、最高 6000 万円（外観保全・非木造の場合）の工事助成が可能となる助成制度があり、所有者にとって大きなメリットとなっていることも、認定制度による保全活用が進んだ大きな要因であり、文化財制度とも連携しながら取組を進めることで、他都市に比べても歴史的建造物の保全活用が進んだといえます。

2) 専門家との協働と市民理解の向上

歴史を生かしたまちづくりでは、建築史など、それぞれの分野で第一人者ともいえる学識経験者などを歴史的景観保全委員とし、専門分野に応じて意見を聴取することで、認定をはじめとする施策の推進に専門家の知見を反映させてきました。

一方、調査研究や広報普及の分野でも、専門家等によって構成される横浜歴史資産調査会と協働することで、研究成果や最新事例などを施策推進に活かすほか、セミナーなどの開催を通じて専門的知識や国内外の事例などをわかりやすく市民に紹介することや、さらにはヨコハマ夜景演出事業推進協議会による歴史的建造物のライトアップの実施などによって、市民理解の向上に結び付けています。

3) まちづくりや公共施設整備との連携による保全活用

市街地環境設計制度など様々なまちづくりの制度と連携することで、馬車道地区や日本大通り地区、山手地区などでは、個々の歴史的建造物だけでなく、街並みとしての歴史的景観の保全に取り組んでいます。

こうした取組によって、例えば、歴史的建造物が多く集積している日本大通り地区では、歴史的な街並みを活かしたオープンカフェを地域とともに進めることで、通りの賑わいを創出し地域の活性化に貢献しているほか、映画、ドラマ、CM などの撮影に度々使用され、歴史的景観の保全が横浜のイメージの向上につながった事例となっています。

さらに、関内地区を中心とした都心部のエリアでは、取得した歴史的建造物を都市の活性化を目指した創造都市の拠点に活用してきており、これまでに、旧横浜銀行本店別館（YCC）や旧富士銀行横浜支店（東京藝術大学）の活用などを通じて、創造都市などの推進に一定の寄与があったといえます。

一方で、市がもともと所有していた歴史的建造物だけでなく、山手西洋館や古民家など、所有者による保全活用が困難となった場合などに、横浜市が公共施設として取得、活用することで、歴史的建造物の保全活用を図ってきました。

これによって、歴史を生かしたまちづくりに対する横浜市の積極的な姿勢を所有者や市民に示すとともに、市民への公開、さらには市民が管理運営に関わる機会を生み出すことにつなげて、市民が歴史的建造物に対する理解を深めるうえで大きな役割を果たしたといえます。

また、土木産業遺構の保全活用にも積極的に取り組むことで、西洋からの近代技術導入の窓口であった横浜の歴史を目に見える形で市民に継承することができたといえます。

2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題

(1) 保全活用の推進と建築基準法への適合

- ・横浜市の「歴史を生かしたまちづくり」では、認定歴史的建造物に対する最高6000万円の外観保全工事費助成や、市街地環境設計制度による容積割増などによって所有者支援を行って、保全活用を進めてきましたが、現在、助成制度に対する期待は大きいものの、容積の割増によるインセンティブ効果の低下など、厳しい経済状況や不動産市況などから所有者のニーズが変化しています。
- ・一方で、歴史的建造物を保全するだけでなく、まちの賑わいづくりなどの観点から新たな活用を図ることを求められています。歴史的建造物がもともと建築基準法に適合していないため、構造や防火など、建築基準法に適合した改修が困難となる場合も多く、保全活用が進まない要因の1つとなっています。
- ・現在、文化財制度については建築基準法の適用除外規定がありますが、建物全体を保存する文化財指定は、内部の活用などについて所有者の制約が大きく、一方で外観保全を基本とした認定制度では、歴史的建造物の内部の活用は進めやすくなりますが、建築基準法の適用除外を受けることができません。
- ・こうしたことから、所有者の実状に応じた保全活用が図られるよう、外観保全を基本としながら、建築基準法の適用除外によって内部の活用が進めやすくなるような新たな制度の導入が求められています。

(2) 所有者支援

- ・「歴史を生かしたまちづくり要綱」の助成制度は、全国でも高い水準にあつて、所有者の期待が高い制度であり、改修の際に助成を期待して認定される事例も多いことから、新たな制度の導入状況や近年の財政状況等を踏まえた見直しを行いながら、今後とも助成制度を維持していくことが必要です。
- ・これまでは外観保全工事のように比較的規模の大きい工事を中心に支援を行ってきましたが、技術者、職人の不足などから、日常的な維持管理や災害時の対応、技術者、職人の紹介なども含む技術的な相談への対応など、所有者からきめ細かい支援を求められるようになってきました。
- ・また、山手地区の西洋館など、個人所有の歴史的建造物では所有者の高齢化が進んでおり、相続後の保全活用も含め、今後の相続への対応が大きな課題となっています。

(3) 市民協働による歴史を生かしたまちづくりの推進

- ・「歴史を生かしたまちづくり」では歴史的建造物の保全活用を進めるとともに、横浜歴史資産調査会との協働によって、調査研究やその成果を活用しながら、講演、見学会など市民向けのセミナーや広報紙「横濱新聞」の発行などによって、市民に対する広報普及に取り組んできました。
- ・また、歴史的建造物を取り込んだプロムナードやサインの整備を行うとともに、山手地区の西

洋館や郊外部の古民家など、横浜市が取得した歴史的建造物を積極的に市民利用施設として市民が活用に参画しながら公開することで、市民が「歴史を生かしたまちづくり」に対する共感や理解を深める機会とし、こうした取組によって一部では歴史を生かしたまちづくりに関わる活動を行う団体も設立されています。

- ・こうした状況を背景に、所有者の努力だけでなく、市民とともに「歴史を生かしたまちづくり」を進めることは、市民の誇りである歴史的建造物を将来にわたって保全活用していくうえで必要不可欠であり、活動の活性化や市民団体間の連携、人材育成などの施策が必要となっています。
- ・また、市民とともに取組を進めていくためには、トラスト組織のような中心となる組織の存在が重要となることから、横浜歴史資産調査会などのように一定の蓄積のある既存組織を活用し、財源等も含めた市民協働推進の基盤の確立を図っていくことも求められています。

(4) ストックとしての歴史的建造物の活用等によるまちづくりへの展開

- ・「歴史を生かしたまちづくり」では、都心部を中心とした景観制度や市街地環境設計制度、山手景観風致保全要綱との連携、さらには関内、山手地区などで地域のまちづくり活動と連携をとることによって、歴史的景観の保全を進めています。
- ・また、都市公園（山手西洋館や古民家など）や道路（震災復興橋梁など）、港湾（自動車道など）をはじめとする公共施設の整備と連携して、歴史的建造物の保全活用や歴史的景観の保全・復元なども進めてきました。
- ・さらには、ライトアップやオープンヘリテイジ、西洋館でのコンサートや展覧会、さらには、旧富士銀行横浜支店（現東京藝術大学馬車道キャンパス）の活用など、創造都市の取組との連携など、歴史的建造物の魅力を生かした様々な取組を行ってきました。
- ・今後は、これまでの取組の蓄積を活かしながら、横浜の重要な文化的、観光的資源でもある歴史的建造物の更なる魅力アップを図るとともに、その活用によって都市の活性化に寄与していく取り組みが求められています。
- ・また、今後ともまちづくりのなかで、歴史的景観の保全を進めていくためには、まちづくりの制度や公共施設整備での歴史的建造物の保全活用、地域住民によるまちづくりのなかでの取組の後押しなど、まちづくりの様々な場面で歴史を生かしたまちづくりの考え方や施策が展開できるような環境を整えていくことが必要です。

(5) 持続的な保全活用の推進

- ・「歴史を生かしたまちづくり要綱」による認定制度は、法的に所有者と市の一種の契約であり、現状変更も届出制をとっているため、文化財制度などと比べ、法的担保性が低く、旧松坂屋本館などのように、所有者から認定解除の申出があれば、所有者との協議によって解除せざるを得ない場合が想定されます。
- ・一方で、所有者によっては、相続など不測の事態が発生しても、将来にわたって歴史的建造物を保全活用し続けられるよう市に期待する声もあり、こうしたことから法的担保性を高めることで持続的な保全活用が可能となる制度が必要となっています。

- また、歴史を生かしたまちづくりでは、必要に応じて都市公園事業などと連携して保全活用を図ってきましたが、厳しい財政状況や公共施設整備の減少などを背景に、様々な手法により柔軟に保全活用を進めていく必要があることから、所有者と使い手を結びつけることや、トラスト組織などの横浜市以外の団体等による取得可能となる仕組みを検討していくことも必要となっています。
- さらには、登録・認定制度を中心とした歴史を生かしたまちづくりの取組によって、多くの歴史的建造物の保全活用を図ってきましたが、現在でも、重要な歴史的建造物であっても所有者と保全活用について合意形成がされていないものがあり、引き続き保全活用について所有者に働きかけていくことが必要です。こうした歴史的建造物に対しては、法的担保性の高い制度による保全活用を目指しつつ、所有者の意向によっては柔軟な対応が可能な登録・認定制度を活用して保全活用を働きかけるなど、段階的、継続的な取組が求められています。
- これまで要綱の運用上、保全の対象としていなかった戦後に建築された建造物についても、評価軸等について十分な議論がなされていません。

3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について

【基本方針】

歴史的景観や歴史的建造物の持続的な保全活用を、市民や所有者等とともに進め、横浜の誇り、魅力を守り、活かしていきます。

- (1) 所有者による保全活用の支援などの制度拡充を進めます。
- (2) 市民とともに守り活かす取組を進めます。
- (3) 歴史的建造物の魅力資源としての活用などによるまちづくり、賑わいづくりを進めます。

【基本施策】

(1) 所有者による保全活用の支援などの制度拡充の推進

歴史的建造物の保全活用は、所有者自ら使い続けることを支援していくことが基本となりますが、一方で、活用の推進や相続への対応など所有者のニーズが多様化しているのが現状です。

そこで、登録・認定制度に加え、新たな制度を導入することなどにより、所有者の実状に応じた持続的な保全活用が図られるよう、制度拡充を図っていきます。

1) (仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度の創設

- ・外観保全と内部の賑わいづくりなどの活用の両立によって、魅力的な都市景観の創造や都市の活性化に寄与していくため、内部も含めた保存活用計画を策定し、現状変更を許可制とするなどとした(仮称)特定景観形成歴史的建造物制度を創設し、景観条例へ位置付けることとし、この制度によって建築基準法の適用除外を受けることを可能とします。

2) 景観制度との連携

ア 景観重要建造物制度の活用

- ・景観法に基づく景観重要建造物制度は、既に景観計画等に指定の方針が定められていますが、歴史的建造物を含めた良好な景観の形成に重要な建造物を指定する制度であり、許可制によって法的担保性が向上する一方で、相続税の適正評価が見込める制度です。
- ・このため、歴史的建造物の保全活用における景観重要建造物制度の活用を進めることとし、具体的な運用方法を定めていくこととします。
- ・また、制度の活用にあたり景観重要建造物の管理の基準や、管理協定による景観整備機構の管理などについても検討します。

イ 「歴史を生かしたまちづくり要綱」と景観制度の連携

- ・持続的な歴史的建造物の保全活用にあたっては、法律や条例に基づく安定的な制度が必要ですが、一方で取組を具体的に進めるためには、所有者の実状に応じた迅速性、柔軟性をもつ登録・認定制度を、新たな制度と両輪となって運用していくことが不可欠です。
- ・そこで、新たな制度の導入を踏まえて、「歴史を生かしたまちづくり要綱」を見直すとともに、景観計画や現在検討中の公共事業ガイドラインでの取扱を明確化していきます。

3) 所有者支援制度の再構築

- ・新たな制度の導入にあわせて、近年の財政状況等を踏まえながら、助成制度の体系的な見直しを行います。
- ・助成制度の見直しとあわせ、日常的な維持管理や災害時・**相続時**の対応方法なども含む技術的相談など、きめ細かい支援の導入を進めます。
- ・また、こうした支援を所有者のニーズに応じて効果的に活用できるよう、一定の専門的知識を有するコーディネーターの派遣制度を創設します。
- ・また、あわせて、ボランティアの活用や景観重要建造物制度の指定に伴う相続税の評価減の活用など税制面での措置についても検討を行います。

(2) 市民とともに守り、活かす取組の推進

歴史を生かしたまちづくりを市民とともに進めることは、持続的に歴史的建造物の保全活用を進め、市民の誇りとして将来に継承していくために重要です。歴史を生かしたまちづくりの取組の様々な場面で市民の参画が可能となる施策を展開することで、市民とともに守り、活かす取組を推進していきます。

1) 市民による取組の推進

ア 人材育成

- ・歴史的建造物を市民とともに保全活用していくため、保全活用に必要な知識やスキルの習得等を目的とした専門家による講座や実地研修などによる人材育成を進めます。

イ ボランティア制度のモデル的な導入

- ・現在も一部の実測調査等では、ボランティア的なスタッフが調査に参画する例もあります。そこで、実測調査や文献調査などでの調査ボランティアの導入を検討するとともに、所有者が高齢で日常的な維持管理が難しい場合に、外構の手入れや清掃、簡単な修理などをコーディネーターのもとでサポートする維持管理ボランティアの導入を検討します。
- ・なお、導入にあたっては、防犯面や所有者との信頼関係の構築が必要など、様々な課題が想定されることから、所有者の協力が得られる範囲でモデル的に実施し、課題や効果の検証を行ったうえで、本格的な導入を目指します。

ウ 活動支援

- ・市民による活動では、資金的な面で活動の限界が生じるなど、活動が進みにくい状況があります。
- ・活動の活性化や、成果の幅広い共有など、歴史を生かしたまちづくりに市民による活動を効果的に生かしていくため、活動を支援する仕組みについて検討していきます。

2) 市民協働の基盤の確立へ向けた取り組み

ア 活動団体同士の連携基盤

- ・活動団体が個別に活動し、活動成果の共有や活動の連携が不十分な状況であることから、活動団体の連携による相乗効果を図るため、交流や情報交換、共同活動などを目的とした緩やかな連携組織の創設を検討することとし、連携組織の基盤として、現在、協定によって協働を行っている横浜歴史資産調査会を想定した実施方法を検討していきます。

イ ファンド等による財源の確保

- ・市民協働の推進にあたっては、市をはじめとする公的な支援だけでなく、市民等からの寄附等によって必要財源の一部を確保していくことも必要です。
- ・このため、市等からの拠出をもとに、市民からの寄附が可能となるファンドなどの方法による財源確保の方法について検討していくこととします。

3) トラスト的手法による保全活用の検討

- ・相続時の寄附申出などの際、市による受入が困難な場合や、収益事業などによる柔軟な活用が見込まれる場合に、所有者の意向を踏まえつつ、公益団体等への寄附による保全活用や、借り上げなどの方法によって保全活用が可能となるトラスト等の仕組みについて検討します。
- ・検討にあたっては、寄附等に至る前に所有者と使い手を結びつけるための仕組みや景観法による景観整備機構制度の活用、市の支援策等についても検討していくこととします。

(3) 歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進

これまでの歴史を生かしたまちづくりの取組によって多くの歴史的建造物が残され、横浜の大きな魅力となっています。今後は、地域のまちづくりなどを通じて歴史を生かしたまちづくりを市民に身近なものにしなが、歴史的建造物を魅力資源としてまちづくりのなかで活かしていくことで、文化や観光などと連携した賑わいづくりなどを通じて都市の活性化へと結び付ける取組を進めていきます。

1) ストックの活用によるまちづくり、賑わいづくりへの展開

- ・これまでの取組の蓄積を都市の活性化へと結び付けていくため、歴史的建造物のツアーなどの集客・観光の促進や、創造都市等の取組と連携した歴史的建造物へのテナント誘致などによる都心部の賑わいづくりなど、関係部署や所有者等が連携した活用方策の検討やPRなどを進めていきます。
- ・また、ライトアップや文化、観光等の歴史的建造物の魅力を高める取組、歴史的景観を生かしたオープンカフェなど、歴史を生かしたまちづくりの取組と連携した都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。

2) 市民に身近な歴史を生かしたまちづくりの推進

- ・歴史的建造物の保全活用の重要性をさらに幅広く市民に普及し、市民に身近なところでも歴史を生かしたまちづくりが進められるよう、区役所や学校との連携などによって広報普及の取組を強化していきます。
- ・また、地域のまちづくりとの連携等を進めるため、歴史を生かしたまちづくりの考え方やまちづくりでの生かし方などを具体的に示したガイドブックの作成など、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていきます。

4 「(仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度」の景観制度への導入について

(1) 背景と目的

歴史的建造物は、建築基準法の施行以前に建てられていることから、改修等を行う際に建築基準法に全てを適合させることが困難となっており、保全活用を進めるうえでの大きな課題となっています。

そこで、**代替措置により、安全性を確保するなど**一定の条件のもとで建築基準法の適用除外を可能とすることによって、所有者による保全活用を支援するとともに、賑わいづくりなどによる都市の活性化へ寄与していくことを目指します。

(2) 対象建造物

登録・認定歴史的建造物等のうち、魅力ある都市景観を創造するうえで特に重要なもので、外観保存と内部の一部保存等によって保全と活用を一体的に行うものとします。

(3) 制度の概要

この制度は、保存活用計画の策定や所有者の同意を要件とし、現状変更を許可制とするもので、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(景観条例)を改正して創設します。

ア (仮称) 特定景観形成歴史的建造物の指定等

- ・魅力ある都市景観を創造するうえで、特に重要な歴史的建造物であって、保全と活用を一体的に行う必要がある建造物を指定し、告示します。
- ・指定にあたっては、都市美対策審議会及び歴史的景観保全委員の意見を聴くとともに、所有者の同意を得ることとします。
- ・滅失等により都市景観の形成上の価値を失ったときは、指定を解除します。

イ 保存活用計画の策定

- ・(仮称) 特定景観形成歴史的建造物の指定にあたっては、保存活用計画を策定するものとします。
- ・保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとします。
 - ①当該建造物の名称及び概要
 - ②当該建造物の所有者の氏名及び住所
 - ③当該建造物の保存及び活用に係る目標及び方針
 - ④その他、当該建築物等の良好な保存活用を図るために必要な事項

ウ 建造物の管理と現状変更等に係る許可

- ・所有者や管理者等(所有者等)は、当該建造物を保存活用計画に基づいて良好に管理するものとします。
- ・所有者等は、当該建造物の現状変更等を行う場合、事前に市長の許可が必要になります。
- ・許可申請があった場合、申請内容が保存活用計画に適合しないと認めるときは、現状変更等を許可しないものとします。
- ・許可申請があった場合、必要に応じて許可に必要な条件を付することができるものとします。
- ・建造物の所有者等が許可条件に違反したときは、市長が許可の対象となった行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができます。

(4) 建築基準法の適用除外

(仮称) 特定景観形成歴史的建造物で、建築基準法の第3条第1項第3号の規定に基づいて、建築審査会の

同意を得て市が指定したものについては、建築基準法の適用除外を受けることが可能となります。

【参考】建築基準法抜粋

(適用の除外)	
第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。	
一	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
二	旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品等として認定された建築物
三	<u>文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの</u>
四	第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

(5) 横浜市内の文化財における建築基準法の適用除外事例

横浜市内の文化財のうち、建築基準法の適用除外を受けている事例は、これまでに、7件（近代建築3件、古民家4件）となっています。

1) 適用除外のための代替措置の事例

	木造 【茅葺屋根が法 22 条に抵触する場合等】	RC造 【構造・避難が現行法に抵触する場合等】
防耐火	散水設備・火災報知機の設置	延焼線開口部の防火設備の設置
避難	避難経路の確保・広場の設置	避難安全検証法で証明
構造	RCべた基礎等による構造への配慮	耐力壁の打ち増し 学識経験者の判定委員会
管理	警報機器等で集中管理	

(6) 建築基準法適用における課題とモデル検討

【大規模な改修工事（既存不適格）又は用途変更によって建築基準法不適合の恐れのある想定項目一覧】

・凡例：法：建築基準法、令：建築基準法施行令、○：適合、△：一部不適合、×：不適合、－：該当しない

建物種別		近代建築		西洋館		古民家		
想定建物概要	外観イメージ							
	想定立地	都心部・商業業務地		都心周辺部・一般住宅地		郊外部・一般住宅地		
	構造・規模	鉄筋コンクリート造・4階建て		木造・2階建て		木造・平屋（茅葺屋根）		
	建築面積	800㎡		150㎡		140㎡		
	延床面積	3,200㎡		280㎡		140㎡		
	敷地面積	2,000㎡		400㎡		1,500㎡		
	用途地域	商業地域		第1種低層住居専用地域		第1種中高層住宅専用地域		
	建ぺい率／容積率	80％／700％		40％／80％		60％／150％		
	防火地域	防火地域		法22条区域		準防火地域		
建物用途	現状用途 (既存不適格)	事務所	用途変更した 場合 商業施設	現状用途 (既存不適格)	住宅	用途変更した 場合 集会所	住宅	用途変更した 場合 資料館
	用途地域（法48条）	○	○	○	○ →地域住民が使用する集会所に限る	○	○	
建築基準法関係	階段・踊場の構造（令23条）	階段幅：110cm ○ →75cm以上必要		階段幅：100cm ○ →75cm以上必要		階段なし －		
	構造強度（法20条・令36～80条の3）	× →耐震補強要		× →耐震補強要		× →耐震補強要		
	耐火建築物（法27条・法61条）	RC造、建具：スチールサッシ × →延焼のおそれのある部分の開口部に防火戸または防火設備（所定のサッシ等）が必要		－		－		
	防火区画（法36条・令112条）	× →たて穴区画の仕様が不適合		－		－		
	外壁・軒裏の構造（法23～24条、法62条）	－		外壁：モルタル塗り × →延焼のおそれのある部分の外壁は準防火性能としなければならない		外壁：土壁、軒裏：木造 × →延焼のおそれのある部分の外壁・軒裏は防火構造としなければならない		
	屋根（法22条、法63条）	－		屋根：天然スレート葺き ○ →所定の防火性能を有する必要がある		屋根：茅葺き × →所定の防火性能を有する必要がある		

建物用途	近代建築		西洋館		古民家			
	現状用途 (既存不適格)	用途変更した 場合	現状用途 (既存不適格)	用途変更した 場合	現状用途 (既存不適格)	用途変更した 場合		
	事務所	商業施設	住宅	集会所	住宅	資料館		
建築基準法関係	外壁の開口部 (法 63～65 条)	建具：スチールサッシ × →延焼のおそれ のある部分には 防火設備が必要		×	×	建具：木製 × →延焼のおそれ のある部分には 防火設備が必要	×	×
	2以上の避難階 段(令 121 条)	建物両側に階段有 ○		○	○	○	○	○
	避難階段の構 造(令 122 条)	階段室の仕上げは当時のまま 外階段の設置なし ×		×	×	×	×	×
	廊下の幅(令 123 条の 2)	廊下の幅：135cm ○ →120cm 以上必 要		○	○	○	○	○
	物販店舗の避 難階段等の幅 (令 124 条)	階段幅 110cm×2ヶ所 ×		×	×	×	×	×
	手すりの高さ (令 126 条)	屋上手すり高さ：90cm ×		×	×	×	×	×
	内装制限 (令 128 の 3 の 2～129 条)	一部当初(木製)の仕上げが残 っている ×		×	×	×	×	×

【適用除外の検討を要することが想定される主な項目】

1) 階段

階段幅等は、用途変更等により必要な幅が不足する場合は想定されます。

階段部分は、容易に改修等に対応することは難しいため、安全性を確保した上で適用除外により対応することが、望ましいものとなります。

【代替措置による対応例】

- ・階段が 2 箇所にある場合には、それぞれの幅の合計を階段幅とみなす、など。
- (・物販店舗における避難階段の幅については、避難安全検証法による適用除外規定も有り。)

2) 構造強度

構造強度等は、現行の耐震基準等に適合しない建物が多いものと推測されますが、一般的には耐震診断を実施し、その結果に基づいた耐震補強をすることが基本となります。

ただし、耐震診断の結果、外観や内部空間の意匠等が大きく損なわれるような耐震補強となってしまう場合には、他の方法によって耐力が確保されていることを確認しながら、柔軟な対応ができるように適用除外することが望ましいものとなります。

【代替措置による対応例】

- ・十分な構造耐力が確保されていることが、専門家による個別の評価などで確認できれば、一般的な工法によらない方法によって補強を行うことを可能とする、など。

3) 外壁

外壁等は、景観上保存すべき部分となった場合に、防火性等の必要とされる仕様を満たさない場合が想定されます。外壁の仕様を変えてしまった場合、大きく外観を損ねる可能性があるため、保存すべき部分については適用除外されることが望ましい部分となります。

【代替措置による対応例】

- ・敷地条件や周囲の建物の状況を踏まえて、緩和等の措置を行う、など。

4) 屋根

市内全域が法 22 条区域に指定されているため、古民家等では茅葺や板葺等とすることができません。このため、代替措置によって防火性を確保するなどして、適用除外することなどが考えられます。

【代替措置による対応例】

- ・放水銃・ドレンチャー等の防火設備の設置などによる延焼等防止策を行う、など。

5) 開口部

スチールサッシや木製建具など、当初の建具が残っている場合、延焼のおそれのある部分では仕様を満たさず、取替が必要となります。このため、大きく外観を損ねる可能性があるため、安全性を確保した上で適用除外することが望まれる部分となります。

【代替措置による対応例】

- ・敷地条件や周囲の建物の状況を踏まえた緩和等の措置、など。

6) 内装

内装制限がかかる部分では、木製の腰壁など、当初の仕上げ等が残っている場合、内装を変更する必要があります。このため、内部保全をする部分を定め、その部分だけを適用除外することなどが考えられます。

【代替措置による対応例】

- ・その他の室との防火区画により、火災時の延焼等防止策を施す、など。

(・内装制限の一部は、避難安全検証法による適用除外規定も有り。)

5 今後の進め方（案）

『歴史を生かしたまちづくり』の推進について（案）」については、以下のスケジュールで具体化を図っていきます。

また、新たな制度、施策を踏まえた分野別、地区別などの具体的な推進方法等について、アクションプラン等として定めることを検討していきます。

平成 24 年度	・『歴史を生かしたまちづくり』の推進について（案）」のとりまとめ
平成 25 年度	・パブリックコメント等による市民意見募集 ・『歴史を生かしたまちづくり』の推進について」の確定 ・「（仮称）特定景観形成歴史的建造物制度」の条例化の手続き ・各施策の具体案検討 ・歴史を生かしたまちづくり要綱の改正案、アクションプラン等の検討、等
平成 26 年度以降	・「（仮称）特定景観形成歴史的建造物制度」の施行 ・各施策の具体化、など

提出されたご意見とご意見に対する本市の考え方

(1) ご意見を反映し、見直し案を修正したもの (19件)

※項目が多岐に渡るご意見は、項目ごとに分けさせていただきました。

No.	意見項目	ご意見	本市の考え方	修正詳細
1	1-①	基準法を適用外にした場合、建物の安全性の担保はどのような手続きを想定されているのですか。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、案の「4 (仮称)特定景観形成歴史的建造物制度の景観制度への導入について」の「(1)背景と目的」について、一部修正します。	p.18・3行目 そこで、 代替措置により、安全性を確保するなど 一定条件のもとで建築基準法の適用除外を可能とすることによって、
2	1-①	建築基準法の適用除外規定は歴史的建造物の構造手法を後世へ伝承するためにたいへん重要な取組といえます。ただし、建物を「野放図にありきたりの形式を維持」するためではなく、防災や必要な構造耐力(過度な補強は不要ですが)はきちんと担保した上で適用除外となるように制度運営をお願いしたいと思います。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、案の「4 (仮称)特定景観形成歴史的建造物制度の景観制度への導入について」の「(1)背景と目的」について、一部修正します。	p.18・3行目 そこで、 代替措置により、安全性を確保するなど 一定条件のもとで建築基準法の適用除外を可能とすることによって、
3	1-①	適用除外は必要だが、現行法とのバランスも大事。又、手続きが煩雑にならないようにすべき。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、案の「4 (仮称)特定景観形成歴史的建造物制度の景観制度への導入について」の「(1)背景と目的」について、一部修正します。	p.18・3行目 そこで、 代替措置により、安全性を確保するなど 一定条件のもとで建築基準法の適用除外を可能とすることによって、
4	1-①	建築基準法に縛られて建物の歴史的価値が減ってしまうことが多々ある。指定されることにより重要文化財のように適用除外されるなら、今後の利活用にも幅が広がると思うため、方向性に賛成する。ただし、防災面や機能面など代替手段での措置を講ずることをしっかり担保して運用してもらいたい。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、案の「4 (仮称)特定景観形成歴史的建造物制度の景観制度への導入について」の「(1)背景と目的」について、一部修正します。	p.18・3行目 そこで、 代替措置により、安全性を確保するなど 一定条件のもとで建築基準法の適用除外を可能とすることによって、
5	1-①	保全をするにあたり、3条の適用除外が可能になるのは大変有効な手段	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、案の「4 (仮称)特定景観形成歴史的建造物制度の景観制度への導入について」の「(1)背景と目的」について、一部修正します。	p.18・3行目 そこで、 代替措置により、安全性を確保するなど 一定条件のもとで建築基準法の適用除外を可能とすることによって、
6	1-③	所有者と買って保全したい人とのマッチングの制度あってもよいのでは。不動産の売買には業者の手数料が多かかりますが、それを安価にして保全ノウハウとセットで有料移譲できるシステムづくり	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について」の「(3)所有者支援制度の再構築」について、一部修正します。	p.16・3行目 日常的な維持管理や災害時・ 相続時 の対応方法なども含む技術的相談など、きめ細かい支援の導入を進めます。
7	2-⑥	ぜひ多角的に取り組んでいただきたいと思います。基本施策6について、東京R不動産の横浜の歴史的建造物版のようなシステムがあると嬉しいです。付加価値をつけて家賃収入を高く設定し保全費にまわすなどの一方で、地域貢献などを条件に若い層が安く建造物に住まい、活用できるようなシステムがあると良いのではないかと思います。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について」の「(3)所有者支援制度の再構築」について、一部修正します。	p.16・3行目 日常的な維持管理や災害時・ 相続時 の対応方法なども含む技術的相談など、きめ細かい支援の導入を進めます。
8	2-⑥	「保全活用の法的担保物と相続」が私の主な関心事です。この問題に関する私の提案と市側の見解を調整するために、必要ならば有識者など第三者を交えて検討できればよいと考えています。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について」の「(3)所有者支援制度の再構築」について、一部修正します。	p.16・3行目 日常的な維持管理や災害時・ 相続時 の対応方法なども含む技術的相談など、きめ細かい支援の導入を進めます。
9	2-⑥	所有者に相続問題が生じた際の対応、法的対策や行政の支援が欲しい。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について」の「(3)所有者支援制度の再構築」について、一部修正します。	p.16・3行目 日常的な維持管理や災害時・ 相続時 の対応方法なども含む技術的相談など、きめ細かい支援の導入を進めます。
10	2-⑥	相続など、歴史的建造物が失われる機会になりそうな時期の支援策をさらに充実できるとなお良い。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について」の「(3)所有者支援制度の再構築」について、一部修正します。	p.16・3行目 日常的な維持管理や災害時・ 相続時 の対応方法なども含む技術的相談など、きめ細かい支援の導入を進めます。

11	2-⑥	最後に、前にも記載したように保存する施設は個人財産であることから所有者の理解がなくてはなりません。維持のための経費もさる事ながら、何と云っても相続問題です。例えば貴重な保土ヶ谷でも「洋館付き住宅」が消えて行く事実があります。このような事は緑の保全などでも事例があるようです。何等かの支援や法的整備がなければ貴重な物な失われてしまうことになりかねないのです。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について」の「(3)所有者支援制度の再構築」について、一部修正します。	p.16・3行目 日常的な維持管理や災害時・ 相続時 の対応方法なども含む技術的相談など、きめ細かい支援の導入を進めます。
12	全体	戦後建築もぜひ取り組み開始して下さい。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、 保全の対象としていなかった戦後に建築された建造物 についても、評価軸等について十分な議論がなされていません。
13	全体	戦後も含めた比較的新しい建物を、横浜ならではの工夫と価値のあるものについて、都市デザイン／景観をうまくからめてすすめていただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、 保全の対象としていなかった戦後に建築された建造物 についても、評価軸等について十分な議論がなされていません。
14	全体	ぜひさまざまな歴史的建造物(戦後のものなど)を扱ってください。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、 保全の対象としていなかった戦後に建築された建造物 についても、評価軸等について十分な議論がなされていません。
15	全体	現在は戦前の建物を保全に力を入れているが、戦後の建築物はいずれ価値が増し、歴史的建造物になるのだから、そのような予備軍ともいべき建物の保全にも目を向けるべきである。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、 保全の対象としていなかった戦後に建築された建造物 についても、評価軸等について十分な議論がなされていません。
16	全体	基本方針1-①の項目による追加補強も検討していくことを提案致します。 ① 保存活用する建築物の定義の拡大 今回の施策のなかで、特定景観形成歴史的建造物の定義を「魅力ある都市景観を創造するうえで、特に重要な歴史的建造物」としています。都市景観を創造する建築物は震災復興建築以前に限らず、それ以降の昭和モダニズム建築、戦災復興建築、戦後近代建築も考えられます。これらの建造物にも保存活用する建築物としての位置付けを明確に定義する必要があると考えます。 この位置付けには、基本方針3・「歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進」と密接に関連してきます。現在、横浜市内に残る震災復興建築以前の建物はかなり減少しているのが現状であり、今後のまちづくり、賑わいづくりのなかで保存活用できる建築物の中心は、それ以降の建築物に移行していくと考えられます。またこれらは更新時期を迎えており、この歴史的建造物ストックの活用は、関内・関外地区活性化推進施策にも欠かせないものと言えます。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、 保全の対象としていなかった戦後に建築された建造物 についても、評価軸等について十分な議論がなされていません。
17	全体	歴史を生かしたまちづくりが関内地区に個性とドラマ性を与えていると思うので、文化財に指定されない戦後のモダニズム建築なども、極力、その外観が保全される形で残ることを強く望みます。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、 保全の対象としていなかった戦後に建築された建造物 についても、評価軸等について十分な議論がなされていません。
18	全体	防火建築帯など戦後の建造物等の保全活用を積極的に推進してほしい。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、 保全の対象としていなかった戦後に建築された建造物 についても、評価軸等について十分な議論がなされていません。

19	全体	震災以前の遺構を掘り起こすよりも、もっと新しい昭和に目を向けて、まだ身近に残っている風景を切り取って保存して欲しいです。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、保全の対象と していなかった戦後に建築された建造物 についても、評価軸等について十分な 議論がなされていません。
----	----	--	---	---

(2) ご意見の趣旨が既に見直し案に含まれているもの (42件)

※項目が多岐に渡るご意見は、項目ごとに分けさせていただきました。

No.	意見項目	ご意見	本市の考え方
20	1-③	今後の支援の方向として「助成金」ばかりを確保するのではなく、知恵(情報)や労働などの提供による「助け合い」の良さを評価して推定してみたらどうかと思います。頑張ってください。期待しています。	基本施策③のなかで、日常的な維持管理や災害時の技術的相談・支援を、専門知識を有するコーディネーター派遣により行います。 また、ボランティアの活用についても、試験的に実施し、検討を行います。
21	1-③	保存活用を考えている歴史的建造物の所有者には支援制度の拡充、柔軟な対応による支援などは有効に機能するものです。問題はその制度の入口にも至っていない所有者、保存活用をあきらめ解体を選択した所有者への対応がどこまで有効に手当てできるかがいちばん問われるところです。昭和モダニズム建築、戦災復興建築、戦後近代建築を所有する前者の方へは、地域住民とまちづくり支援組織との連携のなかで、建物が地域の街並に、どの程度の影響を形成しているかを示す景観・まちづくり評価書を整備し、保存有効活用への方策を助言していく仕組みづくりから始めることが望まれます。 後者の所有者の方は様々な事情から建替えを選択しています。その所有者の方へは法務、税務、財務を含めた多様な角度からの相談を受けることから始め、丁寧にヒヤリングした結果の原因診断カルテを整備し、一つひとつ原因となる課題を整理し、保存活用への途が残されていないかを一緒に探していく仕組みづくりが望まれます。また、ヘリテージ保存リバースモーゲージなどの支援制度創設も考えられます。地区計画までには至らない開発案件での保存活用のケースでは、市街地環境設計制度との連携のなかで、高い緩和インセンティブなどで保存の可能性を検討することが望まれます。 以上の制度創設は本方針3・「歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進」とあわせて、歴史的建造物の保存活用の推進には欠かせない制度になると言えます。	現在、保全改修等を行う場合、助成金の有無に関わらず、必要に応じて専門家に意見を聞きながら、助言を行っています。
22	1-③	③長い目で考えた時に、維持管理の方が所有者にとっては大きな負担。ランニングコストの補助だけでなく、例えば相続の関係で建物をどうしようかといった問題でアドバイスを受ける事ができるといいなあと思う。	あわせて、今後は、基本施策③のなかで、日常的な維持管理や災害時の技術的相談・支援を、専門知識を有するコーディネーター派遣により行います。
23	1-③	歴史的建造物の保全には、所有者支援が不可欠だと思う。それには金銭面、また普段の維持管理、活用方法の提案など、総合的な支援が必要だと思う。是非継続的な取り組みをしてほしい。	現在、保全改修等を行う場合、助成金の有無に関わらず、必要に応じて専門家に意見を聞きながら、助言を行っています。 あわせて、今後は、基本施策③のなかで、日常的な維持管理や災害時の技術的相談・支援を、専門知識を有するコーディネーター派遣により行います。
24	1-③	所有者に対して資金支援を含め、様々な支援をしていくべきと考えます。	現在、保全改修等を行う場合、助成金の有無に関わらず、必要に応じて専門家に意見を聞きながら、助言を行っています。 あわせて、今後は、基本施策③のなかで、日常的な維持管理や災害時の技術的相談・支援を、専門知識を有するコーディネーター派遣により行います。
25	2	ここ10年で歴史的な建物が区内から建て替えなどによって数多く失われた。 歴史的な建物は一般的に使用容積率は小さく、開発ポテンシャルの大きい中心市街地では高容積率の新しい建物に建て替えられるのは必至である。 これを所有者に保存し続けてもらうには、所有者への保全活用への支援の拡充がぜひ必要だと思う。	基本施策⑤のなかで、ファンド等の財源確保や、⑥のなかで寄附や借り上げによる保全活用が可能となるトラスト等の仕組みについて検討を進めます。
26	2-④	市民による活動を活性化する意味で何等かのバックアップを願うものである。	基本施策④のなかで、市民活動を生かしていくため、活動の活性化や成果の共有などを行い、(資金面も含め)支援する仕組みを検討します。
27	2-④	市民の方々への普及が、いまい進んでいないということでしたので、市民のボランティアなどを積極的に活用し、「お役人の仕事」というイメージを取り払うことが必要なのかなと思いました。	基本施策④のなかで、人材育成やボランティア制度の導入を目指します。
28	2-④	歴史的建造物を保存するのは年々難しくなる環境になっており、所有者、行政、専門家の取り組みだけでは限界がある。そのため、今後は、市民やNPOなどが保存・活用により積極的に参画する仕組みが必要だと思う。	基本施策④のなかで、人材育成やボランティア制度の導入を目指します。

29	3	保存したものの活用、賑わいを創造に市民の力と行政の協働。	基本施策④のなかで、人材育成やボランティア制度の導入を目指します。 また、基本施策⑤のなかでは、市民からの寄付も可能となるファンド等の財源確保を検討します。
30	2	横浜市のこれまでの取組は存じていますが、とにかく行政サイドで市の中心的な建造物の保全活用が目立っています。このたびの本件のように市民の意見、市民サイドでのホットなまちづくりに結びつく施策の取組について大きな期待を持ちます。行政が中心になってハードなまちづくりの反面、市民と行政とかが一緒に取組むソフトなまちづくりも意義あるものです。 私どもはかねてから「歴史を活かしたまちづくり」を唱えて活動してきました。しかし、実際はなかなか困難なことが多い事を感じてきました。私どもは20数年前、当時、コロナレーション、協働ということばが使われない頃から、市民と行政との垣根を取り払って皆でまちを考えられることから実行しようと唱えて来ましたが、以前はそれに行政が乗ってこない面も多々ありましたが近年には協働が当たり前、また、市民の意見を聞くことも色々な場面であることは喜ばしいことです。私どもの以前の活動は近年、いくつかのグループが芽生えてきたことで解散しましたが市民活動は、ハードな事業と違いこれだけでなく、これで終わりというものでないソフトな事業でいわば終わりのない永遠なものといえましょう。	基本施策④のなかで、人材育成やボランティア制度の導入を目指します。 また、基本施策⑤のなかでは、市民からの寄付も可能となるファンド等の財源確保を検討します。
31	2	市内あちこちに保存したいものがあるでしょう。地域の人達はそれをよく知っています。それをどう掘り起こすか、また、地域の活動との関連もあるでしょう。古い建造物など、まちの人が言わなければ気がつかないものもあるのではないのでしょうか。そのまちに存在する歴史・文化的な資産に地域の人的資産が交わらなくてはなりません。 保存したものをいかに利用活用するかが重要です。これにはまちの人たちが中心となって管理する体制をいかに構築できるかです。グループの活動に行政が黒子になっての応援があれば幸いです。例えば、ちょっとした休憩所(お休み処)、東海道であれば街道、宿場の資料館なども考えられます。さらに地域の人によるイベント。そして、施設にいつも人がいる(町のボランティア)それに人が集まってくる。まちの人が来訪者へのもてなしの心が大切です。それが人が人を呼び、賑わいに結び付くと言ったストーリーになることですが、「まちづくり」は人づくりからというように維持管理の体制づくりが欠かせません。	基本施策④のなかで、人材育成やボランティア制度の導入を目指します。 また、基本施策⑤のなかでは、市民からの寄付も可能となるファンド等の財源確保を検討します。
32	3-⑦	歴史的建造物に指定し保護するだけでなくこれらを活用することを考えることが必要だと思われます。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。
33	3-⑦	現在の近代建築は後の歴史的建築でもある。私たちはこのストックを有効活用することで固有の特徴を持つ街並みを形成できるのではないだろうか。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。
34	3-⑦	保全活用の取り組みによるにぎわいづくりにつながる事例を多くとりこんでいただきたい。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。
35	3-⑦	他部署や外部との連携がますます重要になってくると思います。	基本施策⑦のなかで、関係部局と連携したまちづくり、賑わいづくりへの展開を図ります。
36	3-⑦	様々なバックグラウンドを持つ職員を雇用し、より多くの切り口をつくるいいと思います。資源をいかにまちづくりにつなげていくのかをもう少し考えてみたいです。	基本施策⑦のなかで、関係部局と連携したまちづくり、賑わいづくりへの展開を図ります。
37	3-⑦	文化環境局との都市整備局との連携は、どのような形で、反映をしていくのか？	基本施策⑦のなかで、関係部局と連携したまちづくり、賑わいづくりへの展開を図ります。
38	3-⑦	横浜市は、デベロッパーや建築関係の民間出身者は、採用していますよね。その業界関係の知人に横浜市に行った人がいるのですが、過去の経歴と全然関係ない部署を渡り歩いているとの話を聞いたことがあります。過去の経験を持った人を活用すると、様々なアイデアが出て、業者やNPOへの丸投げにならないのではと思います。もし既に活用されている方がいたらすみません。	基本施策⑦のなかで、関係部局と連携したまちづくり、賑わいづくりへの展開を図ります。

39	3-⑦	横浜の独自性、アイデンティティを大事にし、横浜ならではの魅力づくりに、「歴史を生かしたまちづくり」は大きな意味を持っていると思うので、もっとアピールの仕方を考えても良いのではないのでしょうか。その意味で一般受けする活用の仕方(ヨコハマウエディングはよかったと思います)がもっとあっていいと思います。	基本施策⑦のなかで、関係部局と連携したまちづくり、賑わいづくりへの展開を図ります。
40	3-⑦	隣接する公園等、公共施設との連携	基本施策⑦のなかで、関係部局と連携したまちづくり、賑わいづくりへの展開を図ります。
41	3-⑦	最近東京都内に多く見受けられるのですが、“まちあるき”というものが全国的に展開しています。横浜でもあるのかもしれないですが、住民や来訪者が気軽に“まちあるき”ができるようなツアーや歴史的建造物Map等が住民を来訪者目線で作られると市民にとってまちづくりがより身近になるのではないかと思います。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物のツアー等のPRを図ります。
42	3-⑦	歴史的建造物のツアーなど、さらなるイベントで集客し、賑わいが創出されるとよいです。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物のツアー等のPRを図ります。
43	3-⑧	私は、横浜出身で義務教育を地元で受けてきましたが、今回のようなまちづくりの話を学校で一度も聴いたことがありません。ですので、そこから改善するのも、一つの手だと思います。	基本施策⑧のなかで、学校との連携などによって広報普及の取組を強化します。
44	3-⑧	市民の方々が歴史的建造物に関して知識・関心を広めるために教育分野(小・中・高)を取入れては？	基本施策⑧のなかで、学校との連携などによって広報普及の取組を強化します。
45	3-⑧	将来的に横浜で仕事をすることもかもしれない。小学生・中学生への普段からの歴史のまちとして意識させる授業や興味をもたせる授業の充実	基本施策⑧のなかで、学校との連携などによって広報普及の取組を強化します。
46	8	あまりくわしくない人達も楽しめる、歴史的建造物をいかしたまちづくりの推進を応援します。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。 基本施策⑧のなかで、ガイドブックの作成など、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていきます。
47	8	建築好きの人にしか興味を持ってもらえないような広報ではなく、より広い層の人たちにアピールできる普及活動が進むと良いと思います。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。 基本施策⑧のなかで、ガイドブックの作成など、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていきます。
48	8	市民や観光客などにとってもっと身近な存在に感じられるような工夫(取組)が理解につながると思います。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。 基本施策⑧のなかで、ガイドブックの作成など、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていきます。
49	8	興味のない人も多いですが、歴史的建造物保存の意義をもっとアピールしてもいいのかもしれないと思います。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。 基本施策⑧のなかで、ガイドブックの作成など、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていきます。
50	8	広報普及の強化が基本だと思います。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。 基本施策⑧のなかで、ガイドブックの作成など、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていきます。

51	7	広く市民に知ってもらおうのが大事だと思います。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。 基本施策⑧のなかで、ガイドブックの作成など、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていきます。
52	全体	関内地区の歴史的建造物を保全する仕組みや市民の意識を醸成していく取組を切望します。	基本施策⑤のなかで、市民からの寄附が可能となるファンドなどの方法による財源確保の方法について検討します。 また、基本施策⑧のなかで、歴史的建造物の保全活用の重要性をさらに幅広く市民に普及し、市民に身近なところでも歴史を生かしたまちづくりが進められるよう、区役所や学校との連携などによって広報普及の取組を強化していきます。
53	全体	公共財として残しておくことの意義を広く市民に理解してもらおうことが重要だと思う。そのための施策も加えてはどうかと考える。	基本施策⑤のなかで、市民からの寄附が可能となるファンドなどの方法による財源確保の方法について検討します。 また、基本施策⑧のなかで、歴史的建造物の保全活用の重要性をさらに幅広く市民に普及し、市民に身近なところでも歴史を生かしたまちづくりが進められるよう、区役所や学校との連携などによって広報普及の取組を強化していきます。
54	2	歴史的建造物を保全していくためには、市民1人1人が自覚して意識的に取り組んでいく必要がある。	基本施策⑤のなかで、市民からの寄附が可能となるファンドなどの方法による財源確保の方法について検討します。 また、基本施策⑧のなかで、歴史的建造物の保全活用の重要性をさらに幅広く市民に普及し、市民に身近なところでも歴史を生かしたまちづくりが進められるよう、区役所や学校との連携などによって広報普及の取組を強化していきます。
55	3-⑧	歴史的建造物を身近に思えるきっかけづくりが大切だと思う。シビックプライドを育むべきだと思う。	基本施策⑤のなかで、市民からの寄附が可能となるファンドなどの方法による財源確保の方法について検討します。 また、基本施策⑧のなかで、歴史的建造物の保全活用の重要性をさらに幅広く市民に普及し、市民に身近なところでも歴史を生かしたまちづくりが進められるよう、区役所や学校との連携などによって広報普及の取組を強化していきます。
56	全体	具体的に対象として想定されている歴史的建物の候補として、現時点で何件程度の建物を想定されているのでしょうか。	市内に現存する約530件の建造物を対象に考えています。
57	その他	助成制度などの充実を検討していただくのは有難いがそれ以前に、広く浅く、相談の場を設けることはできないか。所有者向けの、相談の手引きのようなものは作れないか。	基本施策③「所有者支援制度の再構築」の中で、日常的な維持管理等の技術的相談・支援を、専門知識を有するコーディネーター派遣により行います。
58	2	④市民活動をされていたり、個人的に活動されている方は、潜在的にかなりいると思うので、それらの人材を上手くネットワークできるといいかも。	基本施策⑤のなかで、活動団体間の交流や情報交換、共同活動などを目的にした緩やかな連携組織の創設を検討しています。
59	3	助成制度による改修工事実施の際の施行業者選定方法の緩和	当該業者でなければ施工が困難な場合等は、歴史を生かしたまちづくり要綱助成金交付要領〇条に基づき、見積合せを省略することが可能です。
60	全体	横浜市のまちは楽しいので建築内部もより、まちと連動して、横浜のイメージを作り上げていっても欲しいです。	当該業者でなければ施工が困難な場合等は、歴史を生かしたまちづくり要綱助成金交付要領〇条に基づき、見積合せを省略することが可能です。
61	3	観光事業と一体的な政策を考えてください。今、日本の景気回復を一番に変えられるのは観光業です。観光業をメインに取らえ建築、街づくりをより深く考えて欲しいです。歴史資源は観光のために本当にカギとなるものです。ヨーロッパの観光業はそれがすべてだと言っても過言ではありません。そこに新たな事業、あらたな雇用を見出してください。	当該業者でなければ施工が困難な場合等は、歴史を生かしたまちづくり要綱助成金交付要領〇条に基づき、見積合せを省略することが可能です。

(3) ご意見として、今後の参考とするもの (106件)

※項目が多岐に渡るご意見は、項目ごとに分けさせていただきます。

No.	意見項目	ご意見	本市の考え方
62	1	建築基準法除外できることは大変な進歩ですが、人々が交流する場として活用する場合、衛生法や消防法等も大きく関わってくると思います。人命の安全は最優先ですが、衛生法や消防法等の適用範囲を緩和することは、検討できないでしょうか。 例えば、それぞれの法律が異なる見解をしている場合、制度において所管局と調整できるルール設定やそのガイドラインがあると良いと思います。 リノベーション経験のある建築家や運営事業者のヒヤリングを通じて、現場が動きやすい制度にして欲しいです。	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
63	1	制度創設は非常に有効であると思いますが、歴史的建造物を動態保存する上で、建築基準法以上に大きな障害となるのが消防法です。用途に応じて緩和処置が図れば、的確な内部造作の保全も進むものと思慮します。	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
64	1	「特定景観形成歴史的建造物」制度について歴史的建造物の保存につきましては、下記の点が良く問題になります。 ・まず民間であれば、個人の場合は税と維持費、法人の場合は加えて事業面も考慮。 ・家屋であれば、移転(曳家含む)保存も考えられますが、ビルとなると移転保存は難しく、改修も費用がかかり、旧来の使用形態ではその後の維持費用もまかなえない。 ・都市においては、上記を解消するには立替か、隣接地の高度利用とならざるを得ない(隣接地があればですか)。 ・耐震上対応できない。 現行建築基準法を適用しない改修は非常に助かります。特に昔の階段幅は狭いので良く問題になります。	所有者支援の検討のなかで、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
65	1	建築基準法適用除外のヨコハマ基準をつくり、代替措置でクリアできると良い。	基本施策①における、建築基準法適用除外における代替措置の参考とさせていただきます。
66	3	歴史的建造物を実際の建物として有効活用するためには、現在の建築基準法その他法規に対する遡及の緩和措置がどうしても必要になる。どういった緩和が望ましいかという具体的な内容は個々の建物ごとに異なるので、そういったことを審議できる体制づくり(共に保存していく方向性であることが大事)とガイドラインとなるようなものがあると良いと思う。	基本施策①における、建築基準法適用除外における代替措置の参考とさせていただきます。
67	3	所有者に対する税金の免除など	景観重要建造物制度の具体的運用方法の検討で、参考とさせていただきます。
68	3	一時的な助成制度では無く先を見た永く続ける事の出来る制度であってほしい。	景観重要建造物制度の具体的運用方法の検討で、参考とさせていただきます。
69	3	補助金支援は大変有難くお礼申し上げます。お願は、補修の際の方法(工事仕様等)の決定に長時間を要する点、是非とも迅速化を進めて頂きたいと思います。	所有者支援の検討のなかで、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
70	3	視認性、公共性の高いものや人々の多く集まる都心部にある歴史的建造物の所有者支援は手厚くすべき。特別に大切に考えられる建物への保全支援について、さらに検討が必要(帝蚕倉庫など)	都心部や郊外も含め、歴史的建造物の所有者支援に取り組んで参ります。いただいたご意見は、基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
71	3	また、個人所有の歴史的建造物については保全方法、維持修繕方法、それに掛る費用についてなど、必要な情報を定期的に提供できる仕組みが、今後の歴史的建造物の維持につながり、時代ごとに新たなまちづくり資源になると思います。	いただいたご意見は、所有者支援における参考とさせていただきます。
72	2	農業や商業など、市民に根ざしている文化財こそ、市民らが直接その保全に取り組むことによって、より市民に文化財のもつ価値が伝わると思うため、ボランティアやトラストといった活動は素晴らしいと思う一方どう市民をたきつけていくかが重要となると思う。 ゆえに、市側が一方的に市民参画の場を提供するだけでなく、既存の、民間による保存会などと協力して市民参画の場を作り上げていくことが効果的なのではないかと思う。	所有者支援と市民協働を連動させることが必要であり、市民団体等との協力は不可欠であると考えております。いただいたご意見は、市民協働の体制づくりの参考とさせていただきます。

73	4	市民の方々への普及が、いまいち進んでいないということでしたので、市民のボランティアなどを積極的に活用し、「お役人の仕事」というイメージを取り払うことが必要なかなと思いました。	所有者支援と市民協働を連動させることが必要であり、市民団体等との協力は不可欠であると考えております。いただいたご意見は、市民協働の体制づくりの参考とさせていただきます。
74	4	歴史的建造物を保存するのは年々難しくなる環境になっており、所有者、行政、専門家の取り組みだけでは限界がある。そのため、今後は、市民やNPOなどが保存・活用により積極的に参画する仕組みが必要だと思う。	所有者支援と市民協働を連動させることが必要であり、市民団体等との協力は不可欠であると考えております。いただいたご意見は、市民協働の体制づくりの参考とさせていただきます。
75	その他	建築物だけでなく周辺の公園・道路・電信柱にも気を配りさらにその使い方についても、市民はもちろん、市の他部局との連携した総合的計画を策定してほしい。	基本施策⑦において、関係部局との連携をさらに推進していくことを掲げています。いただいたご意見はその参考とさせていただきます。
76	7	民間企業の介入もしてみたり、ゆずなど横浜出身のアーティストと連携すると良いかもしれません。ゆずファンとしては来たくります。	基本施策⑦における、PRの推進の参考とさせていただきます。
77	7	市民の感覚として、表面だけ新築復元する価値を理解しにくいと思う。それを認知してもらう取り組みが必要に思う。	基本施策⑧における、広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
78	7	少しでも歴史的なものを残そうという取り組みに感銘を受けました。しかし同時に、残していくに当たっての保存活用方法についても、考えていくと難しいということに気づきました。ファサードのみを残すにしても、やはり過去のものと合わなければ景観的によくないと思いました。	基本施策⑧における、広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
79	7	パッと見一般受けしない建物(生糸検査所、帝蚕倉庫など)はちょっとしたガイドがあると見た人の満足度がアップすると思います。(県庁屋上にあがった人には、是非キングの塔を直近で見上げ、塔の下の階位も見してほしい。)	基本施策⑦における、市民による活動支援の参考とさせていただきます。
80	7	コクリコ坂のときにスマホで風景が見えるのがあったかと思いますが、今の町並と古い町並が重ねて見られるのもいいかと。	基本施策⑦における、PRの推進の参考とさせていただきます。
81	7	横浜市の魅力は、みなとみらい21地区を中心に、近代的な側面と歴史的な側面が併せ持っているところだと思います。これからも、歴史的建造物を活用した都市の魅力づくりを推進していったほうがいいです。	基本施策⑦における、都市の魅力向上方策の参考とさせていただきます。
82	7	横浜は全国的に「みなとみらい」など、アーバンシティのイメージが強く、歴史まちづくりの知名度は低いと思います。開港時からの歴史の魅力は、どちらかといえば「詳しいかた、近代建築のファンのかた、いわゆるマニアックなかた」の支持が強いわけで、私個人的には、あまり観光的にPRされるのではなく、ひそかにブームになっていくことを期待します。今まで25年の歴史保全の成果が高く、賛同された市民や民間企業の意識が貴重であると感じているからです。	基本施策⑦におけるやPRの推進、基本施策8の広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
83	7	「ストックの活用」の「活用」という言葉の、横浜市との共通理解が必要となる。建物所有者が、その用に共するにあたり、不自由にならないためである。基本的には「推進」の方向に賛同するが、詰めておく点もあるということです。	基本施策⑦における、活用方策の検討の参考とさせていただきます。
84	8	色々な所に保全されている建築やその一部が残っているので、これから広報していき、市民の方々が自分たちの生活の中に歴史的なまちなみが残っていることに気づいたとき、より横浜に愛着をもつと思います。不況で日本の財政が苦しい中、最後に人と歴史を結びつけるのは愛着だと思いますので、ぜひ⑧にはとりにくんでいただきたいです。	基本施策⑦におけるやPRの推進、基本施策8の広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
85	8	若者(学生)もとりこむ歴史教育もすすめたい。	基本施策⑧における、学校との連携による広報普及の参考とさせていただきます。

86	8	<p>ヘリテージストック情報の共有化</p> <p>歴史的建造物の保存ではその建物が実際に活用され、まちのなかに息づいていることで始めてその価値が現れます。ただ保存のための保存では、いずれは消えてしまう存在となります。また、歴史的建造物の保存は、たんに建物そのものの歴史を保存することではなく、その歴史の背後にあるそこに生きた人々の歴史を知ること、始めて歴史的価値として生きてきます。歴史を重ねた街にはその地域特有の伝統文化が育まれていきます。またそこには懐の深い、奥行きのある、魅力ある都市景観が形成されていきます。</p> <p>都市景観・デザインの役割とは、その継承と創造の双方に対して、横浜独自の明確な目標、価値基準を設定すること、また、それらを将来に伝承することにあります。そこで形成される街並みは、市民が創り出すことのできる文化的資産であり、そこで生きるすべての市民が、豊かで、幸福な生活を実感できるための、客観的な価値であると言えます。それらの価値を市民と共有することがまちづくりには欠かせず、その共有化に向けた取組みとして、地域のワークショップを重ね、これらの資産が地域の街並にどの程度の影響を形成しているかを示す景観・まちづくり評価書の整備から始めることが有効であると考えます。</p>	基本施策⑧の参考とさせていただきます。
87	8	<p>学校との連携等は、まちづくり全体で取り組むことを検討して下さい。</p>	基本施策⑧における、学校との連携による広報普及の参考とさせていただきます。
88	8	<p>市民に身近な歴史を生かしたまちづくりの推進</p> <p>市民に広報・啓発を行うことは、地道な業務であり、成果が見えにくいのが非常に大切な取り組みなので、横浜市・横浜歴史資産調査会が連携して取り組んでください。</p>	基本施策⑦におけるやPRの推進、基本施策⑧の広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
89	全体	<p>方針1: 景観制度との連携や所有者支援制度ももちろん大切ですが、それぞれ限度があると思います。抽象的ですが、歴史的建造物を所有していることがステータスであると感じられる風潮を作ることが必要ですよね。</p>	基本施策⑦におけるやPRの推進、基本施策⑧の広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
90	全体	<p>歴史的建造物の認定を受けたいような制度へ、</p>	基本施策⑦におけるやPRの推進、基本施策⑧の広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
91	全体	<p>すべてすばらしいと思います。横浜の歴史的建造物を是非生かすまちづくりを行ってください。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。
92	全体	<p>建築大好きな私にとって横浜は聖地です。横浜市で働くことで建物の保存ができればいいなと思いました。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。
93	全体	<p>横浜は大きい都市でお金や職員の規模が大きくてうらやましいです。独自の条例もあり…。歴史を生かしたまちづくり…すばらしいと思いました。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。
94	全体	<p>「歴史を生かしたまちづくり」の制度、とても斬新かつ柔軟でよい制度だと思います。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。
95	全体	<p>助成制度の充実に驚きました。がんばってください。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。
96	全体	<p>とても良い取り組みだと思います。引き続き頑張ってください。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。
97	全体	<p>賑わいづくりが観光客の増にのみ偏るのは危険です。文化的価値は、合理性に反することが多く、賑わいづくりに特化すると、「張りぼて」建築として残すことになりかねません。</p>	基本施策⑦におけるやPRの推進や、基本施策⑧の広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
98	全体	<p>伝統工法による建築物に対する不動産価値基準(残すべき建物に担保としての価値を付け売買時のローンを組めるようにする)など。</p>	基本施策⑥におけるトラスト的手法や、基本施策⑦の都市の魅力向上方策の参考とさせていただきます。
99	全体	<p>残すべきは一部の公的建造物だけでは無く庶民の造り伝えて来た文化を残すまちづくりとなるよう制度の確立をお願いします。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。
100	全体	<p>市街地の有名建築だけでなく、郊外の住宅や町内会などもいいと思います。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。

101	その他	先祖が築いてきたもの、文化、それをひっくり返す歴史こそ、まちづくりにおいて決して忘れてはならないものだと考えております。 「歴史を生かした」というと、とかく大きな建造物、立派な功績で名前の残っている人間の方へ目が向けられがちですが、街はもちろん、華やかな建物や偉人だけで造られてきたわけではありません。この街を愛し、ささやかであってもここで生きた庶民によって築き上げられてきました。そこを尊重する横浜であってほしいと願っています。	施策推進の参考とさせていただきます。
102	全体	スムーズな運用のためにより広い分野の人材が必要になるのではないのでしょうか。	基本方針③④⑤の参考とさせていただきます。
103	全体	横浜市には非常に多くの歴史的建造物があり、それを活かしていくことは「まちづくり」において大変重要なことだと思う。 神戸や長崎・小樽など歴史的建造物・歴史的景観に積極的な港街とも協調していければ良いのではないかと。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。
104	7	歴史的建造物は、地域活性化に役立つと思うので、特に郊外部での取組みに期待しています。	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
105	3	歴史的建造物の考え方について、近代建築、西洋館、古民家とされていますが、今後歴史的建造物となっていくものも、今のうちから保全していく必要があるのではないかと思います。具体的にはまず、「銭湯建築」です。その特殊な構造は「昭和」の時代を代表する建築物であり、現在既存不適格となっているため、廃業されれば即解体の運命です。また、新規開業したくてもあの建物は建築できません。市内に残存している銭湯をきちんと調査をし、例えば高齢者の健康維持促進の拠点として地域にきちんと残して活用して行くべきです。歴史は必ず現在に続いています。今生きている人の心にアプローチすることも大切です。今から戦後昭和建築にも目を付けて、保全していくように継続的に着目しておいてください。 例 仲乃湯@南区中村町 http://yaplog.jp/momo-kimock/archive/3070 朝日湯@鶴見 http://syouwawatoroukai.blog.so-net.ne.jp/2013-01-22	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
106	全体	所有者が登録解除を希望する場合の対応がよくわからないが、一定期間後はある程度容易に解除可能とすることも登録を増やすためには必要なのでは？	登録は通知により行っているため、登録解除の申出制はなく、何か変更がある場合は現状変更通知書をご提出いただいております。
107	全体	今後、所有者の負担を軽くする方策と市民参加を促進する方策の両方が大切。	基本施策①②③④の参考とさせていただきます。
108	その他	歴史的建造物であっても、以下のことはやっていいと思う。バリアフリー対策、白熱灯をLEDにするなどの省エネ対策、洋式トイレにするなど。外観上違和感なければ屋根や外灯にソーラーパネルも可とする。ただ空調に関しては密閉してエアコンよりは風通しよくして適度に暑さ寒さを感じる方がいい。	基本施策①③⑦の参考とさせていただきます。
109	その他	意見を文書で求めるより、同じテーブルでお互いに、顔を見ながら意見を求めて欲しい。	市民意見募集は広く様々なご意見を集め、施策に反映させることを目的としています。施策の詳細検討では、関係者や地域の方々との意見を交わすことが必要であると考えています。いただいたご意見は基本施策④⑦の参考とさせていただきます。
110	その他	街になにを残したいのか広域で認識が必要。 建物の形には過去の歴史的背景がかくされている場合も多い。この石はどこからどの様にここに運ばれたのか→昔の交流、交通、千葉ののこぎり山の石。地表の石が城に運ばれた。(政治的な話)	基本施策②⑦⑧の参考とさせていただきます。
111	その他	歴史的建造物の保存はむずかしい部分もあります。①所有者は先祖からの資産を守り維持したいが現代建築に比較し設備面も含め住みづらい。②住みやすく建物を改造する場合に建築基準法に適法状態にしなければならない。木造は金物を使う。③誰に相談することなくこわされていく。費用と専門家の問題(歴史的建造物の理解ある人)→NPOグループのような存在。④所有者は自分の歴史的建造物を市民にオープンにしたがらない人もいる。⑤何故そこにその歴史的建造物が必要なのかの認識が所有者と市民に薄い。⑥歴史的建造物は行政もあまり動かない。→保存のレポートには学者の推薦が必要とか前に進まない。⑦建物は古いに住んでいる人も古い(高令化)人である。→物事を進めるには後見人のような依頼できる人も必要。⑧相続税の改正が予定されるが、建物を残すのが益々難しい。	施策推進の参考とさせていただきます。

112	その他	大阪や京都では、古い建物をそのまま事務所で用いている事例がありますが、テナントではなく自社ビルの既存建物利用なのでしょうか？なお、利用されるのは結構なのですが、企業が利用すると内部を見学できないのが難点です。	これまでイベント等で、所有者の協力を得て歴史的建造物の公開を行ってきました。いただいたご意見は、基本施策⑦における、賑わいづくりの参考とさせていただきます。
113	その他	隣接地があれば、該当建物を保存し背後で高層ビルを建てて事業を成り立たせる事例もありますが、離れた敷地でも容積を飛ばすことが出来れば、保存もしやすいかもしれません。ちなみに、東京駅周辺は「特例容積率適用区域制度」に認定され、丸の内駅舎で余った容積率を周辺ビルに売却移転し、今回の整備・保存が成り立っています。	施策推進の参考とさせていただきます。
114	1	それに加えて、東京駅を創建当時の姿に復元した際に、活用した「特例容積率適用区域制度」の制度化や市街地環境設計制度での歴史的建造物保存によるインセンティブ拡充なども検討していただきたい。歴史的建造物を保存すればメリットがでる制度ができれば、所有者も保存を積極的に考えると思います。支援制度のバリエーションが増えれば、様々な所有者のニーズに対応可能となります。	施策推進の参考とさせていただきます。
115	その他	特に最近感じることは、震災以来、都内でも多くの古い建物が耐震上問題あるという理由で消えています。・このあたりの対応も技術面、運用面、補助面で考えておくべきかと思えます。建物をいじらずに、地下の基礎を免震基礎に入れ替える免震レトロフィット工法もありますが、美術館などの公共施設は採用しますが、費用対効果でしょうか、あえて民間で適用する事例は少ないと思います。	基本施策③の参考とさせていただきます。
116	その他	建築基準法適用除外について、市役所窓口担当職員の判断ではなく、設計者が専門家(建築史家、構造家、設備設計家等)の助言を受けられる制度をつくって欲しい。	基本施策③における、コーディネーター制度創設の参考とさせていただきます。
117	その他	ヨーロッパみたいに歴史的建造物と新しい道路の景観の複合制を取り入れて欲しいです。	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
118	その他	以前走っていた市電やトロリーバスを復活をしたらどうですか？もちろん走っていない所を運行するとかで。	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
119	その他	あったらいいなと思うものを書きました。 (1)歴史的ビル(古い)の解体にまつわる困りごと(係争)について市民レベルでの相談窓口 (2)借地の転用許可について (3)外観だけでなく歴史的背景(なぜそこに建てられたのか)も対象に	コーディネーター派遣の検討の参考とさせていただきます。
120	その他	横浜の歴史的建造物の保全・活用については、ヨコハマヘリテイジの存在や、横浜の歴史の背景から、ヘリテイジについての市民の意識が高く、また、各分野の学識経験者も多く存在し、歴史・保存の観点から、とても恵まれた場所であると思います。その背景には、地道な活動と折衝が行われているデザイン室の存在があるからだと感じます。今後、多くの視点から歴史的建造物にアプローチして行って頂きたいと思います。楽しみにしています。	施策推進の参考とさせていただきます。
121	その他	また、広報強化と書いてあるのが良く見受けられるのですが、地下鉄車内に貼っている横浜市のは、詰めが甘いというか、いつも漠然としていて詰め切れてないと思うのです。業者やNPOの言いなりにならず、市側でもいろんな頭脳を集結して、いいものを作ってください。	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
122	その他	ポータルサイトのようなもので、歴史的資産のレットデータブックのようなものを作れないか。多分市内には、滅失の危機にさらされている歴史的資産はたくさんあると思う。その中で自分が支持したいと思うものを考えたりできると良いと思う。クリックで寄付が出来る仕組みなども良いのではないか。	基本施策⑤⑥の参考とさせていただきます。

123	その他	<p>前置きが長くなりましたが、以前から、ブログやエッセイなどで、「メモリアル・ベンチ」(仮称)を、非常に個人的にはありますが提案してまいりました。何度かカナダのバンクーバーへまいりましたが、そこでとても感銘を受けたものです。街の誰かが亡くなると、遺族が任意で、ベンチを一基、街に寄付します。仕様の決められているベンチで、土台は石、腰掛け部分はぬくもりのある木です。ベンチにはプレートが嵌め込まれており、故人の名前や生年、没年が記されています。写真や、街との関わり(この公園を散歩するのが大好きだったとか)が短いコメントで付けられていることもあります。公園や通りなど、到るところにそのベンチがありました。ベンチが多いというだけでも、弱者にやさしい街だと嬉しくなるのですが、その上、この街にどういう人々が暮らしどれほど愛したか、いうことに思いを馳せることができます。住人に愛されてきた街—それは街として、なにより素晴らしいものではないでしょうか。</p> <p>ベンチ一基はさほど高額なものではないと思います。でもそれで、誰でも自分の足跡を残すことができます。庶民として、ささやかに生きてただけけど、でも誰かが安らぐことのできるベンチをひとつ残すことができた……それは故人にとっても遺族にとっても、大きな心の満足、平安ではないでしょうか。そしていま、この街で暮らす人、暮らそうかなと考えている人、観光客、誰にとっても心温まるものではないかと思えます。げんに私は、このベンチのおかげでバンクーバーが大好きになりました。</p> <p>歴史的建造物を残すことはもちろん大事ですが、人間の息遣いを残すことはもっと大事だと思います。日本でも、もうこれを取り入れているところがあるらしいと耳にしました。横浜市でもぜひご検討いただけたら嬉しいです。</p>	基本施策⑦における都市の魅力向上の参考とさせていただきます。
124	その他	<p>もうひとつ。負の部分も、同じように街の歴史です。横浜公園にある「港崎遊廓」(を説明したらしい)石碑をぜひ正しく書き換え、作り直してください。開港時に造られた港崎遊廓は、開港横浜においてたいへん重要な役目を果たしました。関内に、避難場所になるほど大きな場所が残ったのももとはあの遊廓の敷地があったからこそです。慶応二年の大火では、逃げられなかった遊女達がたくさん犠牲になりました。なのに、遊廓最大手の岩亀楼のものだったとされる石灯籠の傍らにある石碑には「ここには岩亀楼という国際社交場があった」という、じつにあいまいな、わけのわからぬ説明があるだけです。きちんとした銘文にしないと、開港の礎になった女性達にたいへん失礼です。横浜が、名もない庶民や弱者をも大切に作る街であってくださることを、市民として心から願っております。</p>	基本施策⑦における都市の魅力向上の参考とさせていただきます。
125	全体	<p>横浜を好きな理由に街並みや雰囲気を感じる人が多いと思います。</p> <p>たかだか151年の歴史でも、古いものを残すには努力が必要で、その結果が評価されているのだと思います。</p> <p>個人的には、歴史的建造物は街並みにとけこんでいればこそ、価値が高まると思っています。例えば、京都市内で、商店街の中に由緒正しいお寺があるのを見たときの違和感といったら、まさに「イタイ」という感じです。</p> <p>限られた財源の中で、全てを残すことはできないし、そもそも残すべきなのではないでしょうか？ TOKYOを面白がる欧米人は、「変化」を楽しんでいる人が多いとも聞きます。いづれにせよ、いい取り組みなので、ぜひ続けてほしいとは思いますが、重点エリアをつくるなどして、面的にメリハリをつけないと、イタイ物件が増えて、結果として先々に残すことが難しくなるような気がします。</p>	基本施策②における景観制度との連携や、基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
126	全体	<p>所有者と専門家の意見はもちろんですが、周辺住民等の意見を聞くことも大事だと思います。一時的滞在者の理解よりは、周辺住民等の協力がある方が、ずっと効果的なのでは？</p>	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
127	3	<p>支援制度を再構築するに際して認可変更や相続の際市や市長の許す手続き規制が厳しくならないよう配慮願う</p>	(仮称)特定景観形成歴史的建造物制度では、法的担保性を向上するため、現状変更を許可制としますが、可能な限り、分かりやすい制度構築を目指したいと考えています。いただいたご意見はその参考とさせていただきます。
128	その他	<p>景観保全にも関連しますが、先般発表された横浜市地震被害想定報告に基づき、津波被害予防の為に防護措置(例えば土木学会の選奨遺産である掘割川への護岸壁新設等)が必要ではないでしょうか？人命か歴史保全かは意見が分かれる所であると思いますが、市としても考慮すべき問題かと思えます。</p>	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。

129	1	原則、市が高く買取るべきで、所有者に少々の支援をして、残すなどは効果が薄い。	市の財源に限りがあるなかで、歴史的建造物をいかに保全し活用するかを検討し取り組んできました。いただいたご意見は、基本施策⑤⑥の参考とさせていただきます。
130	1	制度の趣旨には賛同します。但し、制度の名称は(仮称)にせよ漢字の羅列でわかりにくい。「歴史を生かしたまちづくり制度」でも良くないか？	基本施策①の参考とさせていただきます。
131	3	1. 長期的助成負担を十分考慮の上で所有者支援のあり方を再検討すべきと思う。	所有者支援は継続的に実施する必要があると考えています。いただいたご意見は、基本施策③⑤⑥の参考とさせていただきます。
132	全体	2. 制度の対象とする物件、景観についても超長期観点から検討すべきと思います。	基本施策①②の参考とさせていただきます。
133	1	歴史的建造物は、その所有者だけのものではなく公共の貴重な財産。従って、その保存には公的資金を、財政事情が許さないのであれば、東京駅の復元の例に倣い(空中権の移転)大胆な施策(大幅な容積率の緩和など)を講ずるべき。 要は、所有者が歴史的建物として指定を受けた方が、受けないで放置したり、壊してしまうより「得だ」と思わせる位の大胆な施策を。	基本施策③⑦⑧の参考とさせていただきます。
134	3	歴史的建造物の受け取り皿の確保	基本施策⑥の参考とさせていただきます。
135	全体	歴史的建造物をリノベーション活用する際は、どんどん建築家を使い、魅力的な空間をつくってほしいです。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。
136	7	歴史的建造物は横浜の個性を発揮する財産であり、まちづくりや賑わいづくりの核となる施設だと考える。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。
137	3	歴史的建造物などを保全活用するためには理解のある民間企業や市民でも保全のための負担は厳しいので横浜市が金銭的援助や活用のための制度の緩和は必要だと思います。 保全・活用のための予算は二の次だと考えがちですが、今すぐは効果はないかもしれませんが将来には大きな価値を生み出すモノに対して投資をするべきではないでしょう	市の財源に限りがあるなかで、歴史的建造物をいかに保全し活用するかを検討し取り組んできました。いただいたご意見は、基本施策⑤⑥の参考とさせていただきます。
138	7	横浜の歴史について、もっと身近に感じれる、学べる機会があったら、歴史的建造物が単なる建物でない、という意識の浸透につながるのでは、と思う。	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
139	7	都市デザインや景観政策の総合的取り組みとして、これまで以上に積極的・個性的な横浜の施策を打ち出し、PRすることが重要で有効。臨海工業地帯の産業遺産活用も！！	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
140	その他	ヨコハマ・ヘリテイジトラストは学者だけの組織とせず、市民・企業などの代表も加わった活動団体として、市民目線で活動することを考慮すべきではない！！現在は、一般市民や企業などに知られていない！！	基本施策⑥の参考とさせていただきます。
141	その他	都市部だけでなく、郊外部の歴史的建造物も市民に対してもっとPRしてほしいです。	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
142	8	新しいメディアをつくる時に、ガイドブックを作成して地域の人、観光客の人に使ってもらうようなトップダウンではなく、地域の人とつくりあげていくようなボトムアップでつくりだせたら理想的である。	基本施策⑧の参考とさせていただきます。
143	7	フランスのオルセー美術館のように、建築のプログラムと、内部空間が一致した利用方法があるとよい。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。
144	その他	多くの緑地を保全している横浜市において緑地がどの方向にあっても緑地を魅せるような建築や街づくりをした方が良い。	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
145	その他	歴史的価値のある建築をのこしていくことは重要である一方、レプリカ的保存になってしまうと歴史の重みが少なくなってしまうのではないか。という疑問がある。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。

146	7	歴史的建造物を街の魅力の1つとして観光資源と考えていく際、どの程度、それらを人・手に触れさせるかは、検討されているのか。(人を呼び込むリスクの検討)	市民にとって身近な歴史的建造物の活用と併せて、建造物の適切な維持管理も行う必要があると考えています。いただいたご意見は、基本施策⑦の参考とさせていただきます。
147	その他	歴史部分と、そうでない部分を保存する際に、調和した保存も必要であるが、歴史部分と現代の部分とを明確にする保存方法が素晴らしい。	基本施策①②⑦の参考とさせていただきます
148	6	トラスト的手法は具体的にどんな取り組みをしていくのか、建物に関係している人の範囲内で取り組むのか。	公益団体等々への寄附や借り上げを想定しています。また、寄附等へ至る前に所有者と使い手を結びつける仕組み等も検討していきます。
149	8	ガイドブック作成について、まちの資産(建物・文化)を見てまわれるような様々なルートが書いてあると楽しそう。	基本施策⑧の参考とさせていただきます。
150	3	歴史的建造物を活用したまちの賑わいづくりはおもしろいと思いますが、一方でその賑わいはそれぞれで独立しているイメージがあります。保全すべき歴史的建造物が点在しているためだと思われませんが、それらをつなげるリフトの計画をもっと推進してもいいと思います。景観だけではなく、人の活動がそれぞれをつなげているようなイメージを創造したら楽しいかと思いました。	基本施策④⑤⑦⑧の参考とさせていただきます。
151	4	市民協働を行う上で、連携組織がそのまちの歴史や取組み理解をわかりやすく住民に説明することで住民がまちを知る機会を充実することが求められると思います。住民が知る機会を通してまちを愛し、協働への参加が推進されると考えます。	基本施策④⑧の参考とさせていただきます
152	7	外国の成功例を対象し、学ぶことはいっぱいあると思います。横浜で歴史的建造物も並んでるけれども、改造しながら、市民や観光客は古い建物の魅力を教えることも必要だと思います。	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます
153	全体	横浜は日本の他の都市より独自性の魅力があって、港の風景や歴史の意義も変わらないです。今まで横浜に貢献している横浜都市整備局に褒めたいと思います。	施策推進の参考とさせていただきます。
154	4	なによりも市民の興味をひき立てるような活動が行われること。歴史的建造物のある風景、その中にあった暮らし等の記憶を再現、残すことが重要であると考えます。	基本施策④⑦⑧の参考とさせていただきます。
155	全体	この横浜市が取組が、もっと外部への影響力をもっていけばいいなあと思います。	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
156	4	ボランティアに参加する市民がどれくらい見込めるのか疑問	基本施策④⑧の参考とさせていただきます。
157	4	事業推進の柱となる人材の育成に加えて、港北の歴史を後世に伝えていく史識形成も重要だと思った。	基本施策④⑦⑧の参考とさせていただきます。
158	7	歴史的建築物の保全となると、観賞用の作品として保全されることが多いと思う。より活用することを念頭においた保全に期待したい。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。
159	1	①と②は連動して考えられるのではと思う。歴史的建造物は肅々とした雰囲気を持っていることが多い気がするのですが、この建造物を残すということは必然と肅々とした雰囲気が町の中に漂ってくることになり、それはまた町の景観を形作るものとなるのではと思った。	所有者のニーズに合わせて、制度を選ぶことができることが重要だと考えています。いただいたご意見は、①②③⑦の参考とさせていただきます。
160	その他	歴史建築物は、外観は、目立つが中のアクティビティが見えない。点々とイベントを行うのではなく、数カ所同時に行うなど、周辺地域の人にもアピールを行う。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。
161	7	歴史的建築物保存と同時に、それを他の機能を持たせて、解放している点が、好印象です。こういったケースは、まだ少ないと思うので、ぜひ続けてほしいです。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。
162	8	歴史のうえでも、技術のうえでも美しさのうえでも保存は非常に大切だと思います。またその時代背景を知るうえでも、案内には現在の地図と、昔の地図を重ね合わせた案内にしてほしいと思います。	基本施策⑧の参考とさせていただきます。

163	個別の歴史的建造物に対する意見	企業の公開施設での市民ボランティア導入。日産自動車は、市営埋立地に創業した世界的企業です。ゲストホール内に京浜臨海工業地帯の歴史を紹介し、ボランティアガイドを養成してください。	基本施策④の参考とさせていただきます。
164	個別の歴史的資産に関する意見	横浜の東海道筋は、宿場の火災や横浜大空襲で、建築物は、ほぼ、皆無に等しいくらいにないのが現状だが、それでも、残っている建築物はあるので、保存は出来なくても、調査は行って欲しいし、建築物の部材の保存は行って欲しい。また、昭和初年代の建築物や(洋館付き住宅や、保土ヶ谷区の今週取り壊す脇元本陣だった地にある「藤屋」や)、その他東海道筋にも石垣等の遺構も、残っているから、「東海道」のキーワードでの、横浜市内の調査と保存も必要だと思う。これは、横浜市が行政区で括ってしまうので、五区を跨ぐ事業の展開ができない弊害だと思う。区では地道に活動していても、横浜市の東海道となると、受け皿も無いし、窓口も無い。「歴史をいかしたまちづくり」と、意見を求められても、文化観光局では、観光が主だから、私たちの活動の受け皿にはならないと思う。「東海道 風景街道」は、国交省が主管であるし、横浜市は道路局、区は区政推進課で、どこも縦割りで「東海道の歴史をいかしたまちづくり」は、できれば、整備局が主管であって欲しい。誰でも歩ける東海道は、横浜市内は、五区を通るが、各行政区でのサインがバラバラである事を、統一をしたサインで、道に迷わずに歩けるようにしたいとの願いで、私たちレベルで、自動販売機を統一したデザインで、一機設置をしたが、このようなレベルでしか活動ができない。逆に横浜市内のサインは、五区バラバラであるのも、横浜市東海道の魅力ではあるから、その特徴を取り纏められないのだろうか？→文化観光局への打診か？東海道では、市に三宿、五区にまたがるのは、横浜市だけと記憶している。横浜市の「東海道」は、古代からの主街道であるから、この整備やまちづくりを考えるなら、やはり、研究者(横浜市歴史博物館・開港資料館など、大学の先生ではなくて、横浜市特化の研究者)の、専門の先生方のご意見を聞くべきだ。横浜市は、このような専門の先生方のご意見を聞かないような気がする。「歴史をいかしたまちづくり」の意見を求めるなら、まずは、専門の先生へ、打診をするべきだと思う。東海道を歩く人々は、年、数万人と言われているし、当然、横浜市東海道も歩いている。健康ウォーキングや歴史ある東海道や、まちへのふれあいを求めて歩いている人や、そのような、目に見えないウォーカーへの、横浜市としてのおもてなしを、整備局として、どのように捉えているのか？また、横浜市民も、東海道を歩きながら、まちを見ているのだが、楽しいと思って歩いているのか？「東海道 風景街道」は横浜市と一緒に「歴史をとおしたまちづくり」を行いたいと、願っている。	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
165	個別の歴史的資産に関する意見	横浜市庁舎も外観を保全し、にぎわいが生まれる利用がされることを望みます。	基本施策②⑦の参考とさせていただきます。

166	個別の歴史的資産に関する意見	<p>当ビルは、景観的には美しくはありません。もしかしたらないほうがすっきりと港の景色が整うのかもしれない。歴史的意義も、どれほどのものかどうかは分かりません。(調査してみます)とはいえ、解体しておしまいで済む。たとえば期間限定でも(最低限借地期限の切れる平成27年まで)使い続けられるため(入居が続けられるため)に、ビルの持ち主/地主/入居者(9名)三者で落としどころが見つけれればと思っていますが、それには土地を管理している横浜市の協力なしには困難です。</p> <p>また、当ビルは診療所のためとして、土地を提供(有償貸与)されています。そのため撤退すると、更地にして変換しなくてはなりません。(借地の契約書の写しを入手しています)</p> <p>診療所は6月で、歯科は12月(?)で閉鎖されます。そこにカフェやレストランを誘致すればどうでしょう? 大さん橋から続く殺風景なプロムナードが一変します。横浜港は、街中まで比較的近い、素晴らしいロケーションです。しかしながら、客船の乗客から見えるのは、山下公園や赤レンガ倉庫でぶらぶら歩いて散歩するには少し距離があります。大さん橋からの道には、レストランやショップも増えてきました。停泊中の客船から象の鼻パーク、開港資料館から日本大通りへとにぎわいが作り出せればと思います。</p> <p>なお、助成金のことは考えていません。転用しての継続利用が可能ならば採算が取れると思うからです。ただし、地代が上がったらこの限りではありません。</p> <p>歴史的背景については、後付けで思いついたので、これから調べてみます(建築当時のことなど)。当該ビルは日本の近代海運の発展のために作られたのである土地に診療所が建っているのは、きっと歴史的意義があるはずだ。</p>	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
167	個別の歴史的資産に関する意見	<p>秋ごろ、日本大通りや象の鼻パークから県庁、税関、教会など歴史的建造物を写生している市民がいる風景はとても素敵です。開港の歴史を感じる大都市の真ん中に歴史的建造物があり、多くの市民がそこで集う景観こそ横浜のアイデンティティであり、どこの都市もまねできない個性です。これをぜひ後世に引き継いでいきたい。</p>	基本施策⑦の参考とさせていただきます。

(4) 関係区局にご意見を伝えるもの (3件)

※項目が多岐に渡るご意見は、項目ごとに分けさせていただきました。

No.	意見項目	ご意見	本市の考え方
168	1	1①後藤先生のお話にあったように現状変更を可能にする、オーダーメイドで安全性を考えることを、横浜が進めている「特別自治市」とひとつの規制緩和・権限としてあげてはどうでしょうか。	政策局へ伝えます。
169	全体	「歴史を生かしたまちづくり」が保育の次に重要な施策になるには、市が進めている特別自治市や成長戦略(～次期中期では何になるかわかりませんが、要するに政策の大きな方向性)にうまくのせていくことが大事だと思う。	政策局へ伝えます。
170	その他	緑地を区域内の学校などの学習や歴史性を学ぶ所として活用することはいいと思うが、もう少し整備を。緑地と自然の山は少し違います。	環境創造局へ伝えます。

(5)見直し案にご賛同いただいたもの (34件)

※項目が多岐に渡るご意見は、項目ごとに分けさせていただきました。
ご意見

No.	意見項目	ご意見
171	1	歴史的建造物の活用について調べたところ、法規をみただのが困難であるから、という理由が多く見られたので、①は是非創設したら、増やしやすいただろうと思いました。
172	1	国の文化財登録制度とは別に横浜市独自の取り組みを早期から行っていたことで、現在多くの建造物が残っていると思うので、建築基準法の適用除外に向けた制度の創設でより建造物やまちなみ保存を推進していただきたいと思います。
173	1	特定景観形成歴史的建造物制度がどれほど効果的なかわかりませんが、選択肢が広がることは良い事。
174	1	建築基準法適用除外是非前向きに進めてほしいです。
175	1	先進的な取り組みでとてもいいことだと思います。この制度が積極的に活用・運用されて、市の魅力がますます高まることを期待します。
176	1	方針1 古い建造物で現建築基準法に合致しないものが多いが、保存する上で適用除外が重要と思う。
177	1	歴史的建造物の建築基準法適用除外を実現して欲しい。
178	1	保存による建築基準法の適用除外が可能となれば、保存に向けた後押しになると思うので、がんばってください。
179	1	新たな制度を導入して、所有者を支援する取組みを充実させるのは良いアイデアです。
180	2	歴史的建造物と景観保全の関連でわかりやすい制度が求められると思う。
181	2	国が景観法をつくる以前より、また、登録制度をつくる以前より認定制度を運用してきた横浜市なので、認定制度を生かした横浜独自の景観法を用いた制度をつくってほしい。
182	2	特定景観形成歴史的建造物制度や景観重要建造物制度などを活用し、所有者支援するのは非常に良いことだと思います。
183	3	助成制度の体系的な見直しを行うことは、実状的にはもつとも効果があると考えます。一方で助成金内訳の規定の厳格化も必要と考えます。
184	2	地域にある歴史的資産が大事なのはわかるが、一市民としてどのようなことが出来るのかを知りたい。職業人であるうちはなかなか深く関わるのは難しい。広くサポーターを増やす意味でも簡単に意義のある支援のようなものを考えてもらえないか。(自分が貢献したことを実感できる仕組みもほしい。)
185	2	個別の施策に意見はつけませんが、市民が主張しないと目先の経済的利益だけで街づくりがされてしまうので、市民とともに守り活かす取組の充実が最も重要なのではないのでしょうか。
186	2	歴史的建造物を保全活用するためには、施策1~8のすべてが必要だと思いますが、なかでも「市民とともに守り、活かす」という考え方が最も重要だと思います。
187	2	(2)賛成です。 特にボランティア、ファンド、トラストの施策について効果の期待大です。横浜は土地柄としても、市民と協働の取り組みがしやすい。まちづくりに対する市民意識が高いからです。
188	4	自分が住んでいる街ほど自分の街に関心を持つ機会は少ないと感じます。学校教育や市民ボランティアはとても導入する意義や効果があると考えます。
189	4	I think that avenues and cooperation of the citizens is the most important factor in city preservation. 手段と市民の協力は都市保存における最も重要な要素です。
190	4	景観の概念のなかには時間の概念が含まれていると考えられます。つまり、その地域で営々と歴史を重ねてきた人々のそれぞれの時間が景観のなかにはこめられていると考えます。また現在を生きる私たちが今、目にしているその風景も、それを観ているそれぞれの人が重ねた時間のなかで、記憶に重ねられた心象風景として、景観を捉えていると言えます。このように景観形成には常に時間の軸がかかわっており、それゆえに新たな街づくり、景観形成には、そこにかかわった先人たちの時間、歴史を尊敬する精神、心意気が不可欠なものと考えられます。それと同時に景観はきわめて短時間のなかで変容することも出来るものと言え、それゆえに景観形成には、現在そこに生きる人々が共有できる価値観のなかで合意形成されるべきものとも言えます。また、そこでの固有な景観を創り出すことは、そこに生きる市民のメッセージにもなることから、積極的な市民参加が求められます。今日、社会は成熟化し、その価値尺度も消費的価値から精神的価値へと変化する時代を迎え、街づくりにも効率的な空間創りから、感性的な空間創りが求められるようになりました。それにともない、街のなかに潤いを創り出す都市デザインの文化的重要性も一段と増してきたと言えます。自分の住むところを誇りに思っている街、そこには自然と文化も育っていくものと思われれます。
191	6	行政による取得だけでは予算的、時間的に限界があるため、ナショナルトラストのような組織を設立し、その組織が所有者から買い取る仕組みが必要だと思います。 北海道小樽市では、歴史的に価値のある銀行の建物が統廃合により取り壊される計画が起き、これを知った市民有志がこの建物を自ら買い取り、今では市民の集う建物に活用されている例があります。

192	6	保全・保護を続けるには、やはり所有者の理解が重要だと思います。⑥のトラスト的手法は非常におもしろいと思います。
193	6	トラスト的手法による保全活用の検討 横浜歴史資産調査会が公益法人化し、寄付受納が可能になるなど従来に比べて格段と業務の幅が広がったので、横浜市と連携を密にして、「歴史を生かしたまちづくり」を推進してください。
194	3	基本方針3・「歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進」の基本施策として⑦ ストックの活用によるまちづくり、賑わいづくりへの展開⑧ 市民に身近な歴史を生かしたまちづくりの推進の二つの施策が掲げられています。これら施策を都市ビジョン戦略との連携に位置づけることでより効果的なものとなり、関内・関外地区活性化推進施策、市街地の再生保全活性化にも欠かせないものと考えます。
195	3	だれもが訪れたい街とは、ある種の格と密度の高さがあります。それらは幾重にも重ねられた歴史性の上に形成された空間と、その土地固有の立地特性により形成される空間とが、おたがいにバランス良く配置されている街でもあります。そのような歴史的ストックで形成された街が創り出す空間の快適性、独自性という質の高い感性的空間が文化を育み、「横浜らしさ」「横浜ならでは」の土壌となります。そして、そこでの雰囲気、賑わいが、訪れる人々への心地よさとなって記憶に刻まれます。 横浜市の長期ビジョンの一つとして「世界の知が集まる交流拠点都市」を位置づけており、その施策として、観光立地戦略、MICE機能強化が挙げられています。この戦略のもとでは施設ハードを整備することに止まらず、まちづくり、賑わいづくりのブランディング戦略が欠かせません。だれもが訪れたい街となるには、まちの風格、品格が不可欠であり、そこではイミテーションではない「本質的な景観」を創り出すことが絶対に必要となります。横浜のまちづくり戦略のなかに関内・関外地区活性化推進施策とともに、「歴史を活かしたまちづくり」の推進を中心的施策と位置づけることが、政策的方向性を一致させる上でも有効であると考えます。
196	全体	どんどんせめてほしい。
197	全体	すべてが大事
198	全体	最も大事なものは、取りまとめを行うことなく、アクションプラン等を策定し、それを着実に実施することです。
199	全体	すべて賛成です。
200	3	建造物は使用したままで保全出来る事が理想。但 個人所有の場合経済的、組織的支援が無いと無理。ただ指定だけしてあとは知らん顔が多いように思います。 歴史的建造物は、日本の文化の歴史であり、その町の歴史、顔です。横浜には多くの歴史的建造物が残っていますが、是非その保全を進めて下さい。
201	全体	ただ守るだけでなく、親しみ持てる景観であつたらいいのではと思う。
202	全体	横浜は日本の中で先進的な景観づくりを行っている都市として他都市に対しても横浜方式をアピールして他の都市のお手本になってほしいです。
203	全体	少しだけでも良いので、出来るかぎり残していくべきだと思う。
204	全体	是非とも推進すべきと考えます。

(6)既に実施済み (7件)

※項目が多岐に渡るご意見は、項目ごとに分けさせていただきます。

No.	意見項目	ご意見	本市の考え方
205	2	<p>他の制度との連携の拡大</p> <p>●歴史的建造物の保存活用に、景観制度のなかでの景観重要建造物制度の活用を進めるとしています。それとともに都市計画法での地区計画制度との連携を取り入れることが有効であると考えます。北仲通北地区での旧帝蚕倉庫保存問題に見られるように、大規模再開発案件のなかでの保存には、現在の法的担保性のないガイドライン方式では限界があります。そこで保存活用する建築物を地区施設と位置づけることにより、法的担保性は明確になり、また景観制度との連携によって、より一層有効に機能すると考えます。</p> <p>●地区計画での緩和要件に、「地区施設として景観形成歴史的建造物を保存活用する場合は、他の要件による場合より高い緩和インセンティブが得られる」と加えれば、事業採算性も高くなり、事業者も前向きに取り組むことができると考えます。これは③所有者支援制度の再構築とあわせて、歴史的建造物の保存活用の推進にも有効な制度になると言えます。</p>	<p>認定制度と市街地環境設計制度の連携による容積率緩和をはじめとし、再開発事業や地区計画や景観計画、まちづくり協議、山手地区景観風致保全要綱など様々な形で歴史的建造物の保全活用や歴史的景観への配慮を位置付け、個々のまちづくりに取り組んでいます。</p>
206	3	<p>松坂屋の際も思ったのですが、一企業に建物存続を求めるのは株主への説明責任もあり、不況の中、酷でもあります。</p> <p>個人的にはシンポジウムで保存を求める建築の先生方が逆に無償で提案、設計をして頂けるシステムがあれば、設計料も浮くため企業側も考えることもあるかと思いました。</p>	<p>歴史的景観保全事業では調査設計に対する助成制度があります。また、必要に応じて、専門家を含めた検討の場を設けるなどしています。</p>
207	3	<p>個人所有者が歴史的建造物を永続的に管理するためには、多大な負担を強いられる。経済的余裕がなければ長期修繕計画の立案もなされず場当たりのとなる。個人が長期的な修繕計画を立案することはほぼないだろうから、行政が作成し、所有者に渡すといったこともあってよいのではないか。</p>	<p>歴史的景観保全事業では調査設計に対する助成制度があります。また、必要に応じて、専門家を含めた検討の場を設けるなどしています。</p>
208	3	<p>保全に掛る補助の要件について、本当に保全に係る補助金を必要としている建物(所有者)に必要な補助金が出せる仕組みがあると、登録建物からの認定建物への移行が促進すると思います。</p>	<p>保全改修の緊急度、必然性を踏まえ、助成を行っています。</p>
209	全体	<p>横浜市の「歴史をいかしたまちづくり」は、関内地区が中心で、東海道という全国レベルの大動脈の東海道や、歴史的なまちへ目を向けているのか？</p>	<p>郊外部においても、歴史的建造物も登録・認定を行っており、また、地域や区役所・関連局と連携し、まちづくりやイベントにも取り組んでいます。</p>
210	全体	<p>都心部だけでなく、郊外にもまだ知られていない歴史的建造物や景観があると思うので、郊外の歴史を生かしたまちづくりにもぜひ力を入れていただきたい。</p>	<p>郊外部においても、歴史的建造物も登録・認定を行っており、また、地域や区役所・関連局と連携し、まちづくりやイベントにも取り組んでいます。</p>
211	全体	<p>日本の場合、地震に対する考慮もあり、保存するのに大変ではありますが、熱意をもって取りくんで頂けたらうれしいです。</p>	<p>歴史を生かしたまちづくり要綱助成金交付要領に基づき、外観保全等に対する助成のほか、耐震改修の助成も行っています。</p>

(仮称) 横浜都市デザインビジョンについて

資料 2-1 (仮称) 横浜都市デザインビジョンの進め方

資料 2-2 横浜の都市デザイン活動の今後の取組に関する提言(案)

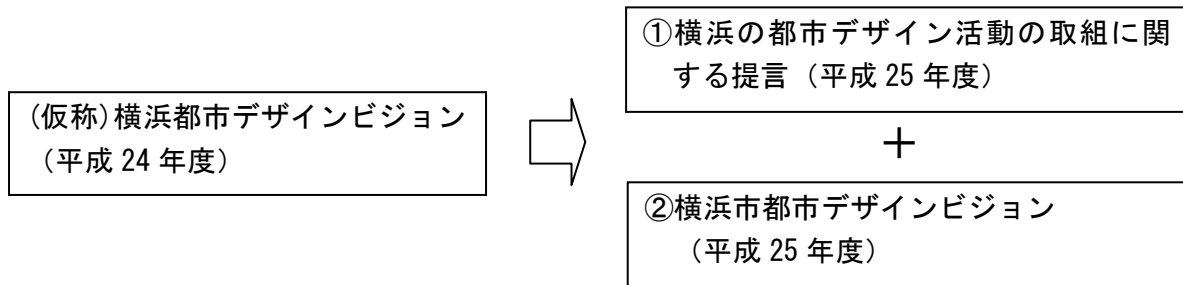
資料 2-3 横浜の都市デザイン活動の今後の取組に関する提言(案) 概要

資料 2-4 横浜市都市デザインビジョン(構成イメージ)

(仮称) 横浜都市デザインビジョン進め方

これまで都市美対策審議会で検討を進めてきた(仮称)横浜都市デザインビジョン(案)(平成24年度)について、より分かりやすいものとすることや、実効性を持たせるため、下記の通り都市美対策審議会の委員の意見をまとめた「提言」と、提言を受けて横浜市が作成する横浜市都市デザインビジョン(平成25年度)との2つに構成を分け検討していく。

<構成のイメージ>



① 成25年度横浜の都市デザイン活動の取組に関する提言

これまでの都市美対策審議会の意見をまとめたもの。今後、横浜市が進めるべき都市デザイン活動の方向性を提案したもの。

② 成25年度横浜市都市デザインビジョン

審議会からの提言を受け、今後、横浜市が進めていく都市デザイン施策等を示したもの。

<スケジュール>

25年度		26年度	
上半期	下半期	上半期	下半期
	★ 都市美政策検討部会 (11/14) ★ 都市美政策検討部会 (1月下旬予定) ★ 都市美対策審議会 (3月下旬予定)		
「提言」とりまとめ		・ 提言の整理 ・ 都市美審での検討 ・ 3月完成	
	25年度ビジョンの検討・とりまとめ		
	・ ビジョン策定 ・ 25年度内に概ねとりまとめ		

横浜の都市デザイン活動の今後の取組に関する提言
(案)

横浜市都市美対策審議会
平成〇〇年〇月〇日

目次 … 1

はじめに … 2

1 都市デザイン活動は今後も継続して推進するべきである … 3

2 都市デザイン活動は横浜や社会の大きな変化に対応していかなければならない … 4

3 都市横浜の発展に寄与する都市デザインの視点 … 6

4 都市デザインの今後の展開 … 8

はじめに

横浜市では 1971 年都市デザインの専門部署を設置して以来、先進的に都市デザイン活動を推進し、「都市デザイン白書 魅力ある都市へ」の刊行（1983 年、1989 年）、国際会議「ヨコハマ都市デザインフォーラム」の開催（1992 年、1998 年）等を通して、市民や専門家を交えた広い視野からの議論を行い、それまでの取組みの総括と今後の方向性を確認しながら都市デザイン活動を継続し、横浜の魅力と個性あるまちづくりに大きな役割を果たしてきました。

一方、日本社会全体に少子高齢化が進み、情報技術の革新、経済等のグローバル化、さらには東日本大震災を契機とする災害に対する危機意識やコミュニティへの意識の高まりなど、都市を取り巻く環境や人々の価値観・考え方が大きく変わりつつあります。これからの都市は、環境保全と創造、安全や快適性、暮らしやすさと人の繋がりなど多面的な価値が一層求められています。

また、横浜はその立地上、東京をはじめ周辺都市との連携を図りながら、世界的な大都市との都市間競争に勝ち抜く一方で、横浜の魅力と個性をさらに磨き上げ国内の各都市からも評価される必要があります。

今後も今まで積み重ねてきたものをさらに生かし、市民が愛し誇りとする魅力と個性のある都市づくりを進めるために、都市デザイン活動を継続して取り組んでいく必要があります。

私達は、2012 年 1 月から 2014 年〇月まで〇回の議論を重ね、横浜の都市デザインの今後の取組みの方向性について検討を重ねて来ました。ここにその結果を提言としてまとめ、横浜市の都市デザイン行政の新たな展開として活用されることを期待します。

1. 都市デザイン活動は今後も持続して推進すべきである

横浜の都市デザイン活動の当初から掲げている「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」は、新たな都市デザインのビジョンを描くにあたっては変わらない普遍的な理念であると考えます。

都市の最も大きな魅力の一つは「人々や様々な事物との出会いとふれあい」です。人々は出会いを求めて街に出てふれあい、様々な都市活動が生まれ育っていきます。異質のものとの出会いや衝突から新しいものが生まれ、都市の活力となってきたことは、150 数年前の開港以来、横浜が体験してきたことです。街に生き生きとした「ふれあい」を育て、人々に喜びを与えることのできる質の高い都市空間を創り出すことが都市デザイン活動であると、私達は考えます。

この理念に基づいて横浜の都市デザイン活動は多様な実績を積み重ねて来ましたが、社会情勢の変化や都市に求められるものも変化して来ており、都市デザイン活動の進め方もこれに応じていく必要があります。

1-1. 今、改めて都市デザイン活動の意義と役割を考える

都市デザイン活動は、物理的に都市空間をかたちづくる建築・土木・造園等の個別のデザインを行う活動ではありません。それは、人々が「出会いとふれあい」を快適に享受できるその街に相応しい魅力と個性ある都市空間を創り出すために、個別のデザインを相互に関連付け、総合的・横断的な調整を通してまちづくりに参加する全ての関係者の積極的な関わりを促し、街全体を総合的にデザインすることと言えます。

それは、まちづくりのエネルギーをつくり出し、魅力と個性ある人間的都市空間を創造していくことで、その結果として、経済的、文化的価値等の様々な価値が生み出されていく。

1-2. 都市デザイン活動の目標をこれからも継続する

横浜の都市デザインは、「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」を理念に、まちづくりにおける公共事業や民間事業、市民による活動の様々な動きをとらえ、次の7つの目標をもって各事業や活動を総合化し、調整することをその活動の中心としてきました。この目標は、人々や様々な事物との豊かで快適な「出会いとふれあい」を創り出すための手がかりと言えるものです。

今後も、7つの目標とともに都市デザイン活動に取り組んでいくべきであると考えます。

■ 都市デザインの7つの目標

- ①歩行者活動を擁護し、安全で快適な歩行空間を確保する。
- ②地域の地形や植生などの自然的特徴を大切にする。
- ③地域の歴史的、文化的資産を大切にする。
- ④オープンスペースや緑を豊かにする。
- ⑤海、川などの水辺空間を大切にする。
- ⑥人々がふれあえる場、コミュニケーションの場を増やす。
- ⑦形態的、視覚的美しさを求める。

2. 都市デザイン活動は横浜や社会の大きな変化に対応していかなければならない

横浜市は国際港湾都市、京浜工業地帯の中核を担う工業都市、首都圏の中核的な業務都市、良好な環境を誇る住宅都市、個性的な文化芸術創造都市として発展する中で、1971年に都市デザインの専門部署を設置して以来、魅力的な空間形成を進めてきました。

しかし、40年を経過した今、少子高齢化や世帯規模の縮小等人口構造の変化、情報通信技術や輸送・交通網の発達による国際化の進展や産業構造の変化、環境やエネルギー・防災に対する関心の高まり等都市を取り巻く環境が大きく変化し、それに対応して人々の価値観や考え方、生活スタイルも多様化しています。

都市デザイン活動はこうした変化に対応して、新しいテーマを設定していく必要があります。

2-1. 少子高齢化による人口構造・家族構成の変化に応じて変貌する地域の住環境マネジメントが求められる

横浜には、現在約370万人が暮らしていますが、戦後以降増加し続けてきた人口も今後減少していくと予測されています。さらに、人口急増期に市民となった人が高齢期を迎えており、一方で合計特殊出生率は依然として低い値であり、今後さらなる少子高齢化が進むものと考えられます。少子高齢化による人口構造の変化は、単身世帯や夫婦のみの世帯の増加など生活スタイルの変化も起こりつつあります。

これらの状況は、横浜に限らず日本全国においても起こりつつある状況であり、地域コミュニティのあり方など地域における共助・協働や住環境の維持管理などを一層進めることが求められます。

2-2. 就業者の減少、グローバル化等、産業構造・就業構造の変化に応じて都市構造再編が求められる

京浜臨海部や都心臨海部を中心に経済のグローバル化や新興国の経済成長に伴い、製造・物流等から研究・開発等への産業形態の転換や港湾機能の高度化・移転等が進み、産業構造は大きな転換期を迎えています。

就業構造においても、卸売・小売業や製造業、建設業などの従業者が減少する一方、医療・福祉やサービス業の従業者が増加する等の変化も進んでいます。

横浜で働く就業者は、依然として就業機会の多くを市外に依存している状態が続いており、今後は、人口構造の変化に伴い就業者の高齢化や就業者数の減少も予想されます。

こうした産業構造の変化に対して、新しい産業を担う技術・知識・経験を有する国内外の多様な人材が横浜で活躍できる就業環境・住環境の整備が求められます。

2-3. 都市基盤や公共建築の老朽化に伴う長寿化、更新に対応した公共施設の整備・維持管理が求められる

横浜では、高度経済成長の人口急増期に集中して整備してきた都市基盤施設や公共建築等が、老朽化による施設更新の時期を迎えています。これからの公共施設は、少子高齢化等に伴う市民ニーズの変化、増大する保全費と厳しい財源見通し、省エネルギー化・再生可能エネルギー

の導入等自然環境に配慮した取組み等に対応して、最適な質（内容、水準）と量（総量、規模）とコスト（整備、維持管理）を勘案して必要となるサービスを提供が求められます。市民利用施設についても、市民ニーズに合わせた集約・再統合、長寿命化、複合化・一体的整備、多面的利用など、量と質の組み合わせを工夫するとともに、利用者の参画による日常的マネジメント（日々の清掃・保全・修繕等の効率化）も求められます。

2-4. 都市基盤・都市活動の災害からの回復力や防災・減災性能への配慮が求められる

東日本大震災を機に、都市の防災・減災機能の向上や災害からの回復力、低炭素社会の実現、エネルギー・水・食料等の安定供給や自給率向上、交通・輸送機関の堅牢性などが、生活や産業活動を安定して継続する条件として改めて評価されています。

日常生活や産業活動の基盤である土地利用や空間を、アメニティ空間としてだけでなく防災・減災資源としても着目し、市民生活や産業活動を支える空間や施設が求められます。

また、自助・共助・公助の役割を明確にし、災害時の避難や復旧・救援活動等における自立した地域コミュニティづくりも求められます。

2-5. 都市環境への危機感の高まりに応える環境づくりが求められる

緑の減少による都市の潤いの減少、地球温暖化、ヒートアイランド現象、生物多様性の危機など環境に対する多くの問題について、市民意識が高まっており、産業活動を行う上でも環境への配慮は重要性を増しています。

横浜市では、平成 21 年度から全国で初めての取り組みである横浜みどり税を導入して、より一層の緑の保全と創出に取り組んでおり、環境先進都市を目指していますが、今後も地球規模の気候変動への対応や低炭素社会の実現、再生可能エネルギー技術の開発、生物多様性への配慮など、地球の自然システムと調和した都市づくりが一層求められます。

2-6. 国際的に評価される都市横浜の魅力の一層強化が求められる

横浜は「住んでみたい都市」、「訪れてみたいと都市」として各種の調査で常に上位にランクされています。

工業都市・港湾都市として、開港以来の歴史的な建造物や産業遺構などが形成する個性的な街並み景観、港や海の大きな眺望景観、そして港町独特の開放的で国際的な文化は市内外から「好ましいもの」として高く評価されています。一方で、郊外地には市街地と緑地や農地等を保全する区域が隣接し、以前に比べ減少したとはいえ、未だ緑豊かな景観や環境が残されています。

歴史的資産や自然資産を大切にすこれまでの取り組みとともに、今ある資源を生かしながら、文化芸術に代表される創造的な活動の積極的な取り組みが始まっていますが、横浜創発の文化芸術の発信により、国際的な文化観光の交流拠点の形成や創造的な産業の集積を一層進めて世界の中で評価される都市に育てていく必要があります。

3. 都市横浜の発展に寄与する都市デザインの視点

横浜の都市の魅力を掘り起こし顕在化する活動として都市デザインは大きな役割を果たしてきましたが、この取組みはこれからも継続して行なっていく必要があります。

横浜が今後も人々を惹きつけるような都市であり続けるには都心部を中心として新たな活力、賑わいを創っていくことが重要であり、そのために環境未来都市や文化芸術創造都市などの取組みとの一層の連携や都心臨海部の長期的なまちづくり構想が重要となります。

少子高齢化や環境配慮・防災まちづくりなどをにらんで、都市デザインが持続力ある横浜のまちづくりに横断的に関わっていくことの重要性もますます高まっています。

また、都市デザイン活動をより効果的に推進するためにも、市民の都市デザインへの理解を深めるための活動や今後の都市デザイン活動を担う次世代育成の推進も重要と考えます。

今後の都市デザイン活動を推進するにあたり、これまでの都市デザイン活動を継承・充実するとともに、多様な担い手と協働しながら新たなテーマに取り組むため、以下の3つの視点を、特に重視して今後の都市デザイン活動に取り組むべきと考えます。

3-1. 横浜の多様な魅力を掘り起こし増進する都市デザイン

横浜のアイデンティティとして、非常に重要な位置を占めている港町の街並みや港湾の大きな広がりのある景観だけでなく、都市化の中で残されてきた自然的・歴史的資源も多く存在しています。みなとみらい21・港北ニュータウン・新横浜などの新しい街や、農村集落や旧東海道宿場町の面影を残す街並みなど、新旧様々なタイプの魅力資源を持つ街があります。また、まだ魅力資源として顕在化していない埋もれた地域資源も多数あると思われます。

地域や都市の魅力は、それを構成する要素のデザインの質によって支えられており、街並みや公共空間、オープンスペースなどの環境は魅力ある「人々や事物との出会いとふれあい」の舞台です。都市活動や生活スタイル等に根ざした多様で多面的な要素をデザインすることによって、横浜らしい公共空間や街並みの魅力と都市文化を高めていく必要があります。

道路や公園、公開空地といった公共空間の更なる利活用の推進、横浜らしい景観や歴史を活かした街並の形成、スローモビリティを含めた快適な移動空間や歩行者空間ネットワークによる地域の回遊性の向上などを進めるとともに、少なくなった開発や整備の機会を捉え、丁寧に取り組むことにより街並や景観の質を向上させていくことが望まれます。

3-2. 横浜の都市活力と賑わいを生む都市デザイン

世界的な都市間競争が進む中で、都市デザイン活動により、都市の活力と賑わいを維持し高めていく必要があります。

横浜に求められる活力は、先ず、国内外から多くの人が集い、新たな事物を生み出していく経済的な活力、そして、多くの人交流することにより生まれる文化的な活力、さらに、市民自身が地域や都市で活躍する社会的な活力です。

横浜の活力や国際競争力を強化するために、都心臨海部におけるインナーハーバー整備構想やアート・デザイン・文化の創造性を活かしたまちづくりの実験的取組みを進め、新しい産業を担う国内外の創造的な人材が活躍できるステージを用意して、新たな活力や賑わいを生み出

す都市デザイン活動を展開することが望めます。

さらに、文化・芸術の交流、産業・経済の交流・情報発信を強めるなど、多くの観光客・ビジネス客が訪れる観光都市横浜の魅力をより一層高め、観光・MICE 機能の強化に寄与する都市づくりを進めることも大切であると考えます。

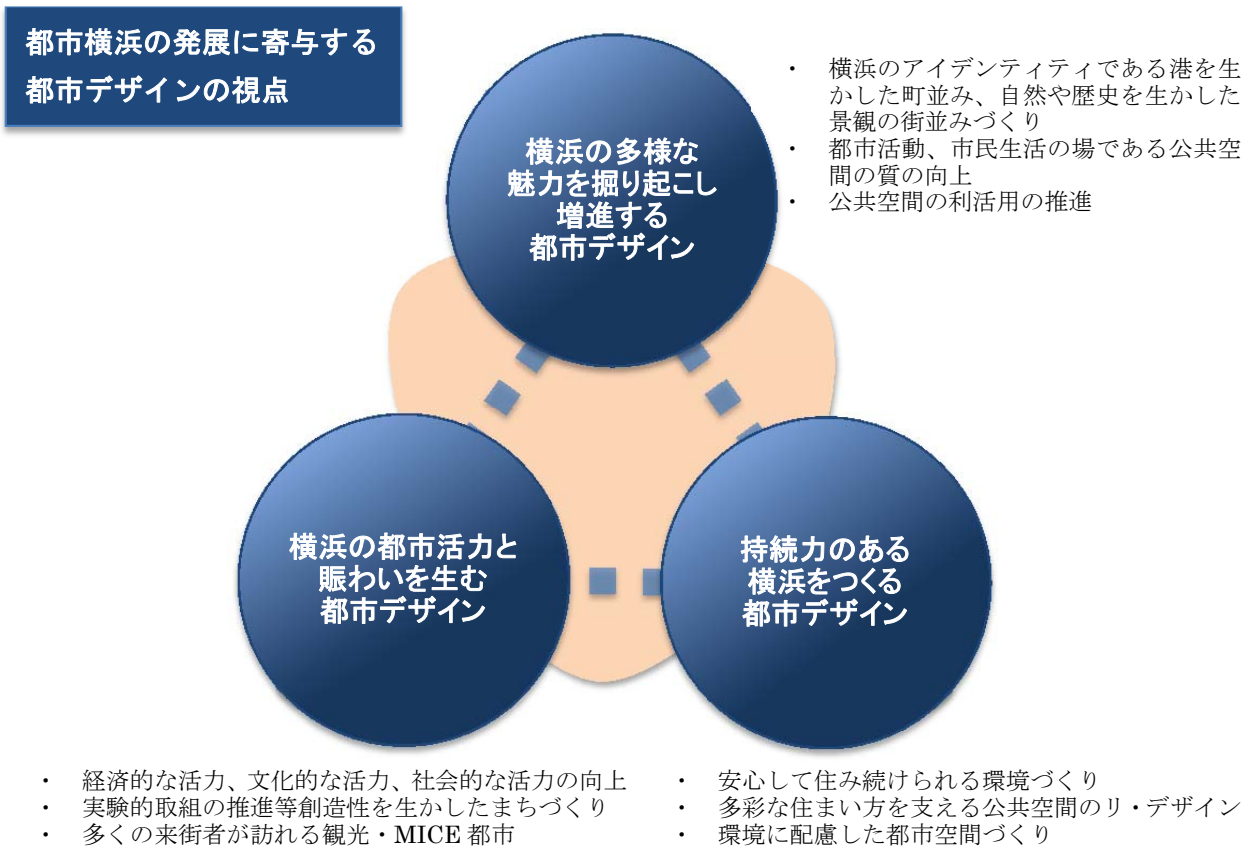
3-3. 持続力のある横浜をつくる都市デザイン

少子高齢化社会への対応、低炭素社会の実現などの環境への配慮、防災・減災などの災害への事前対応、都市基盤の戦略的な再構成など、安心して横浜に住み続けられる環境づくりや住みたくなるまちづくり、横浜で業務を継続し展開していける持続力のある環境づくりが求められています。

少子高齢化社会の人口構造の変化に対応して地域の特徴や資源を活かした多様な住まい方や暮らし方を実現するため、主体的・自律的に取り組む地域のまちづくりを支援しながら、様々な活動や生活を支える環境・公共施設・公共空間をリ・デザインしていく必要があります。

また、自然と人間が共生してゆける環境に配慮した都市空間やライフスタイルの形成や大規模災害時の円滑な情報伝達・救援・復旧活動ができる都市環境づくりが望めます。

以上、3つの視点は、個々に独立して展開されるものではなく、一つの事業の中でも3つの視点が複合的に連携した事業展開が求められます。



4. 都市デザイン活動の今後の展開

3つの視点に基づき、戦略的テーマと取り組み方を提案します。

4-1. 国際的にも評価される活力と魅力ある新たな都心臨海部を創る

これからも横浜が活力ある街であるために、横浜の特徴である港を囲んだリング状の都市構造（＝インナーハーバー）を持つ都心臨海部の超長期的な都市像を構想し、新たな活力や魅力ある都心部を創る。

様々な創造活動・モノづくり活動や社会実験により、賑わいと活気のある都市を創造・発信し、国内外から多様な人材が集まる都市活動を推進することで、市民が世界に誇れる美しい、国際競争力のあるまちづくりを展開する。

4-2. 地域固有の資源と市民と行政の力を活かし、多様な魅力を持つ景観を創出する

これまで、都心臨海部から都心周辺部、さらに郊外部のより美しい景観形成を展開してきたが、これからも地域の個性・賑わいづくりやデザインの質的向上を継続して進める。

既成市街地のリノベーション・コンバージョンを中心とした再生型まちづくりや、これまで以上に郊外部の住居系地域で地域資源を活かした環境改善や景観形成の取り組み等を進める。

4-3. 「歴史を生かしたまちづくり」の領域を拡げる

横浜は開港以来の独自の文化を尊重し、個性ある街並みを守ってきた。これからも、横浜らしさをかたちづくる貴重な資源である歴史的建造物の保全活用の取組を進める。

また、都心部に多数ある戦後建築等新たな歴史的資源について調査検討を行い、柔軟なリノベーション・コンバージョンによる再生型まちづくりを含めた保全・活用の取組も進める。

所有者の実状に応じた多様な保全活用手段の拡大や市民協働による歴史的建造物の活用を核としたまちづくりを進める。

4-4. 都市の創造力を高めるまちづくりを推進する

クリエイティブシティ横浜の取組みによって横浜の街に集結しつつあるクリエイターやデザイナーの力で都心部の戦後建築や公園、道路、鉄道高架下などの公共空間等の利活用など創造的なまちづくり・モノづくり・サービス開発など実験的取組を通じて新たな賑わいや経済・産業の活性化を目指すとともに、都心部の公園・道路や前面の海上などを活用した横浜ならではの公共空間の利活用を進めるため地域との協働のまちづくりを通して野外パフォーマンス・イベント等を企画実行する。

4-5. コミュニティや人々の活動を支える居住地の空間や環境を整える

少子高齢化・人口減少など人口構造の変化や災害時の対応など、今後地域の特性に合ったまちづくりが必要とされる中、地域による自律したまちづくりやエリアマネジメント、多様なライフスタイルから生まれるテーマ型コミュニティの活性化、地域内を安全・快適に移動できる空間作りなど、横浜らしい住まい方、暮らし方を支える活動のための空間創出を進める。

4-6. 水・緑・土のエコロジカルな力を生かして自然と共生する都市空間を再生する

地球温暖化、ヒートアイランド現象などの環境問題は、現代の都市が避けることのできない大きな問題であり、今後の都市づくりでは、グリーンエネルギーの導入を始めとした環境に配慮した循環型社会の整備を進める。

都心部や既存市街地における環境配慮型都市への転換や、リノベーション・コンバージョンを中心とした再生型まちづくりを推進し、既存の土地利用にとらわれない新しい都市構造の提案等を行う。

また、海や河川水路を中心に人々の生活と結びついた賑わいや安らぎのある親水空間や緑の保全・再生・創造、郊外部の農空間の保全、生物多様性の回復等を進めて、水と緑のネットワークと共生する都市空間形成を推進する。

4-7. 多様な交通手段のネットワーク化による安全快適な移動・乗換空間を創る

横浜の都市デザインは当初からモータリゼーションに対抗して人間のための都市空間を追求してきた。急速に高齢化が進む今後は歩行者空間だけでなく、風やにおいを感じ都市の体験を豊かにする自転車などのスローで人や環境にやさしい移動手段を整備して、公共交通の利用促進などのソフト施策やすべての人が円滑に安全快適に移動できるよう交通空間、特に地域の交通結節点である駅や駅前広場・バスターミナルなどの整備を行い、モビリティデザインを推進する。

4-8. 都市デザイン活動の間口と奥行きを拡げ、市民と協働する開かれた活動を進める

現在、都市の抱える課題は多様化、複雑化してきており、その解決にあたっては、様々な知見やアイデアを交換して解決策を模索していく必要があり、行政内部だけで議論するのではなく、様々な分野の専門家や大学、市民、企業（企業家）、アジアを含む他都市などとの連携を積極的に推進する。

また、これからのまちづくりに対する理解を深めてもらうための情報発信や学校教育を含めた次世代の人材育成を推進する。

●都市デザイン活動とは

【理念】

魅力と個性のある人間的な都市空間の創造

【意義と役割】

都市デザイン活動とは、建築・土木・造園等の個別のデザインのみを行う活動ではなく、その街に相応しい魅力と個性のある都市空間を創り出すため、まちづくりに参加する全ての関係者の積極的な関わりを促し、街全体を総合的にデザインすることである。それは、まちづくりのエネルギーをつくり出し、魅力と個性ある人間的都市空間を創造していくことで、その結果として、経済的、文化的価値等の様々な価値が生み出されていく。

●都市デザイン活動の7つの目標と実績

◆7つの目標

横浜の都市デザイン活動は、「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」を理念に、次の7つの目標をもって各事業や活動を総合化し、調整することをその活動の中心としてきた。

- ① 歩行者活動を擁護し、安全で快適な歩行空間を確保する。
- ② 地域の地形や植生などの自然的特徴を大切にす。
- ③ 地域の歴史的、文化的資産を大切にす。
- ④ オープンスペースや緑を豊かにす。
- ⑤ 海、川などの水辺空間を大切にす。
- ⑥ 人々がふれあえる場、コミュニケーションの場を増やす。
- ⑦ 形態的、視覚的美しさを求める。

◆これまでの実績

横浜の都市デザイン活動は、まちづくりにおける公共事業や民間事業、市民による活動の様々な動きをとらえ、事業者や地域等と協力し、横断的・総合的な調整力を発揮しながら、多様な実績を積み上げ、日本の都市デザイン活動をリードしてきた。

●横浜や社会の大きな変化への対応

これまで都市デザイン活動は、魅力的な空間形成を進め、個性ある都市として発展してきました。

現在においても、様々な社会状況の変化や都市を取り巻く環境が変化し、それに対応して人々の価値観や考え方、生活スタイルも多様化してきており、都市デザイン活動はこうした変化に対応していく必要がある。

◆社会状況等の変化や要望

- ① 少子高齢化による人口構造・家族構成等の変化
- ② 就業者の減少、グローバル化等の産業構造・就業構造の変化
- ③ 都市基盤や公共建築の老朽化に伴う、長寿命化や更新への対応
- ④ 都市基盤・都市活動の災害からの回復力や防災・減災性能への配慮
- ⑤ 都市環境への危機感の高まり
- ⑥ 国際都市へ向けた一層の魅力の強化

継承

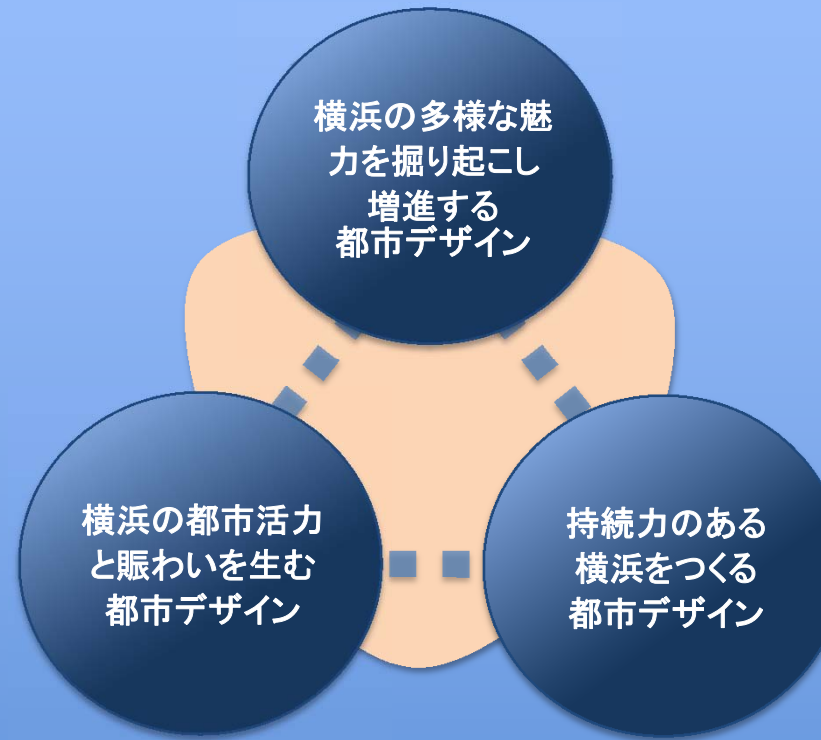
評価

対応

今後の都市デザイン活動の視点

多様な都市デザイン活動を継続的に進め、積み重ねることによって、横浜らしい魅力と個性ある都市文化を形成する。

3つの視点を複合的に連携し、個々の事業の展開が求められる。



【横浜の多様な魅力を掘り起こし増進する都市デザイン】

- ・横浜のアイデンティティである港を生かした街並み、自然や歴史を生かした景観の街並みづくり
- ・都市活動、市民生活の場である公共空間の質の向上
- ・公共空間の利活用の推進

【横浜の都市活力と賑わいを生む都市デザイン】

- ・経済的な活力、文化的な活力、社会的な活力の向上
- ・実験的取組の推進等創造性を生かしたまちづくり
- ・多くの来街者が訪れる観光・MICE都市

【持続力のある横浜をつくる都市デザイン】

- ・安心して住み続けられる環境づくり
- ・多彩な住まい方を支える公共空間のり・デザイン
- ・環境に配慮した都市空間づくり

展開

今後の都市デザイン活動の展開

1. 長期的な都市像を描き、活力と魅力ある都心臨海部を創る
 - ◆港を中心とした活力あるリング状の都市像を描き実現していく。
 - ◆活力と魅力ある都市を創造・発信し、国際競争力のあるまちづくりを展開する。
2. 地域固有の資源と市民と行政の力を活かし、多様な魅力を持つ景観を創出する
 - ◆都心臨海部から都心周辺部、さらに郊外部まで、地域の個性・賑わいづくりやデザインの質的向上を継続的に進める。
 - ◆リノベーション・コンバージョン等、地域資源を生かした環境改善や景観形成の取組を進める。
3. 「歴史を生かしたまちづくり」の領域を広げる
 - ◆横浜らしさをかたちづくる貴重な資源である歴史的建造物の保全活用の取組を進める。
 - ◆所有者の実状に応じた多様な保全活用手段の拡大や市民協働による歴史的建造物の活用を核としたまちづくりを進める。
4. 都市の創造力を高めるまちづくりを推進する
 - ◆創造性を活かすまちづくりによる新たな賑わいや経済・産業の活性化を図る。
 - ◆公共空間の利活用を進めるため、地域との協働のまちづくりを進める。
5. コミュニティや人々の活動を支える居住地の空間や環境を創る
 - ◆地域の特性に合ったまちづくりのため、エリアマネジメント組織等との連携による自律したまちづくりを支援する。
 - ◆横浜らしい住まい方、暮らし方を支える活動のための空間創出を進める。
6. 水・緑・土のエコロジカルな力を活かして自然と共生する都市空間を再生する
 - ◆グリーンエネルギーの導入を始めとした環境に配慮した循環型社会の整備を進める。
 - ◆海、河川や緑の保全・回復等を進め、水と緑のネットワークと共生する都市空間形成を進める。
7. 多様な交通手段のネットワーク化による安全快適な移動・乗換空間を創る
 - ◆風やにおいを感じ都市の体験を豊かにするスローで人や環境にやさしい移動交通の空間を整備する。
 - ◆すべての人が快適に移動できるよう交通結節点などの整備を行い、モビリティデザインを推進する。
8. 都市デザイン活動の間口と奥行きを拡げ、市民と協働する開かれた活動を進める
 - ◆様々な分野の専門家や大学、市民、企業や各都市との連携を進め、都市デザイン活動を推進する。
 - ◆まちづくりに対する理解を深めてもらうための情報発信や学校教育を含めた次世代の人材育成に取り組む。

横浜市都市デザインビジョン（構成イメージ）

横浜の都市デザイン活動の今後の取組みに関する提言(案) より

都市デザインとは

【理念】

魅力と個性ある人間的な都市空間の創造

【意義と役割】

建築・土木・造園等の個別のデザインのみを行う活動ではなく、その街に相応しい魅力と個性のある都市空間を創り出すため、まちづくりに参加する全ての関係者の積極的な関わりを促し、街全体を総合的にデザインすることである。

それは、まちづくりのエネルギーをつくり出し、魅力と個性ある人間的都市空間を創造していくことで、その結果として、経済的、文化的価値等の様々な価値が生み出されていく。

【7つの目標】

- ① 歩行者活動を擁護し、安全で快適な歩行空間を確保する。
- ② 地域の地形や植生などの自然的特徴を大切にす。
- ③ 地域の歴史的、文化的資産を大切にす。
- ④ オープンスペースや緑を豊かにす。
- ⑤ 海、川などの水辺空間を大切にす。

都市横浜の発展に寄与する都市デザインの視点

横浜の多様な魅力を掘り起こし増進する都市デザイン

横浜の都市活力と賑わいを生む都市デザイン

持続力ある横浜をつくる都市デザイン

横浜や社会の大きな変化と課題

- ◆ 少子高齢化による人口構造・家族構成の変化
- ◆ 産業構造・就業構造の変化
- ◆ 都市基盤や公共建築の老朽化と更新
- ◆ 都市基盤の防災性能と減災性能
- ◆ 自然環境の現状と課題
- ◆ 横浜の都市としての評価と魅力

今後の都市デザイン活動の展開

<p>1. 長期的な都市像を描き、活力と魅力ある都心臨海部を創る</p> <p>【具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 6大事業に代わる都市づくりの長期ビジョンを作成する。 ○ 山下ふ頭や山内ふ頭等の新たなエリアの利用転換を検討しリング状に都市を形成することによって、新たな活力や魅力あるこれからの都心部を創る。 …等 	<p>5. コミュニティや人々の活動を支える居住地の空間や環境を創る</p> <p>【具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然とのふれあいや農に密着した生活など、自然や農との共生について研究を進める。 ○ 地域のエリアマネジメント組織等との連携・支援を強化し、地域の課題は地域で解決し、すべての人が幸せを享受できるまちづくりを検討していく。 …等
<p>2. 地域固有の資源と市民と行政の力を活かし、多様な魅力を持つ景観を創出する</p> <p>【具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路、公園、公共建築などの公共事業の景観誘導のガイドラインを検討する。 ○ 郊外部の自然豊かな地域では、自然を生かした四季の演出等地域の特性を生かした景観形成を推進する。 …等 	<p>6. 水・緑・土のエコロジカルな力を活かして自然と共生する都市空間を再生する</p> <p>【具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性に配慮し、都心部での緑の創出による郊外部との水と緑のネットワークの形成の更なる充実を図る。 ○ 工業用地等の大規模な土地利用変化に対応した新しい空間構造の提案等を行う。 …等
<p>3. 「歴史を生かしたまちづくり」の領域を広げる</p> <p>【具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所有者の実状に応じた多様な保全活用手段の確保を目指した制度づくりを進める。 ○ 都心部に多数ある戦後建築等の新たな歴史資源について調査検討を行う。 …等 	<p>7. 多様な交通手段のネットワーク化による安全快適な移動・乗換空間を創る</p> <p>【具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スローな交通に合わせて移動空間を更新し、回遊性や利便性を高め、市民や来街者、観光客等が街並みを楽しめる歩行者空間づくりを進める。 ○ インナーハーバーエリアを中心とした水上交通ネットワークの研究を進め
<p>4. 都市の創造力を高めるまちづくりを推進する</p> <p>【具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜のまちに集結しつつあるクリエイターの力でより創造的なまちづくり、横浜の個性づくりを進め、特徴ある空間を生み出していく。 ○ 公園、道路、鉄道高架下の公共空間等において、オープンカフェや観光拠点等の社会的実験や利活用を進める。 …等 	<p>8. 都市デザイン活動の間口と奥行きを拡げ、市民と協働する開かれた活動を進める</p> <p>【具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ シンポジウムやフォーラムの開催等を通して、都市デザインに関する研究とPRを行うとともに、国内外へ発信していく。 ○ 小学生等の子どもたちに都市デザイン講座を開催する等、次世代の人材育成を進める。 …等

都市デザイン活動の実績

- 都心部の骨格をつくる都市デザイン
- 既成市街地を再生する都市デザイン
- 都心周辺・郊外区の魅力あるまちづくりに取り組む都市デザイン
- 公共空間の都市デザイン
- 歴史を生かしたまちづくり
- 都市デザインの仕組みづくり
- 都市デザインの交流・発信
- クリエイティブシティ
- 市民参加・市民協働のまちづくり

都市デザイン活動を推進する仕組み

<p>パートナー組織との連携</p>	+	<p>行政内部における専門家の配置と育成強化</p>
--------------------	---	----------------------------

都市デザイン活動の取組み方

- 地域のあるべき姿や将来像を明確に示す。
- 都市デザインの果たす役割を明確に市民に明示する。
- 先導的なプロジェクトや事業に取り組み、都市デザイン活動を牽引していく。 …等

「(仮称) 美しい港の景観形成構想」の検討について

資料 3 - 1 『美しい港の景観形成構想』の検討について

資料 3 - 2 美しい港の景観形成構想 (素案)

『美しい港の景観形成構想』の検討について

1 これまでの経緯

平成 21 年度	横浜市インナーハーバー検討委員会より、「都心臨海部・インナーハーバー整備構想」提言書が林市長に提出される（3月）
平成 22 年度	インナーハーバー地区の都市づくりの取組について、各事業における概ね 10 年の中長期戦略や、先行的に推進する向こう 4 か年の取組をまとめた『中期的取組方針』を取りまとめ（3月）
平成 23 年度	関係局が協力連携し取組を進めるため、副市長を会長とする『横浜市美港推進連絡調整会議』を設置（11月）

2 構想の目的・位置づけ


横浜港の美しい景観形成を進めるため、インナーハーバーエリアのめざす景観の目標像を示し、横浜市景観ビジョンに付加するものです。今後のインナーハーバーエリアの景観形成について、方向性や配慮すべき事項についてまとめ、臨海部における景観形成の指針とします。

3 検討状況

平成 23 年度	〈課題検討基礎調査〉 現地調査や他の港湾都市との比較検討、港湾が有する様々な機能における魅力や、美しさの要素の抽出、課題整理等
平成 24 年度	〈基本的考え方検討〉 横浜港における景観要素の抽出や景観シミュレーションなどを行い、景観形成に関する基本的な考え方を検討
平成 25 年度	〈構想策定〉 これまでの検討結果をもとに、「美しい港の景観形成構想」を策定

4 審議会等での検討状況

	検討内容	都市美対策審議会	美港推進連絡調整会議（庁内）
24 年度	基本的な考え方	政策検討部会にて審議（3月）	
			連絡調整会議にて確認（3月）
平成 25 年度		審議会にて報告（4月）	
	今年度の進め方		連絡調整会議にて確認（8月）
	構想（案）の検討	政策検討部会にて審議（11月）	
			連絡調整会議にて確認（12月）
構想の策定	審議会にて報告（3月）	連絡調整会議にて報告（3月）	
	構想策定について方針決裁（3月）		


 これまでの検討状況

5 これまでの審議会・調整会議での主な意見と対応の考え方

主な意見	対応の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・『人が住む』という生活者の視点が必要。 都市デザイン室としては、全体のリーダーとしても一つ上の階層から俯瞰するものを作り、その中で景観面その他について述べた方が良い。 ・港だけでなく、経済や賑わいなど都市として目指すものを示した方が良いと思う。交通インフラなども重要。また、横浜は夜が暗い。 ・固定的な景観だけではなく、活動などが生み出す景観もあるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「リング状の港の構造を活かした景観の形成」 「誰もが美しさを感じる景観の形成」 「よこはまらしい特徴的な景観の形成」の3つの視点に加えて、 「人々の生活・活動による賑わい景観の形成」を新たな視点として加えました。
<ul style="list-style-type: none"> ・思想やバックボーンとなるところまできちんと論じた方が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章「横浜港の骨格・構造」でこれまでの市の取組や歴史・文化等について整理しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・いかにも横浜らしい内容で、海からの視点はとても重要。建物の高さ、ボリューム、太さや色など、海から連続的に見たときに変化していく景観をどう楽しむかという、船に乗り動きながら見る視点としての提案があったらすばらしいと思った。 ・船上から眺望については、船の種類によって大きくかわるので整理が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点の中に「市街地の景観を一体的に望む眺望点」として海上からの視点を位置づけ、視点の高さの違いによる眺望の違いについても記載していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・緑の視点も取り入れてもらいたい。 ・関連計画と整合のとれた内容にしてもらいたい。 ・港湾機能や物流機能、まちの賑わいなど様々な機能を整理して、慎重に議論していく必要がある。 ・東横線跡地なども有効活用しながらうまく緑のネットワークを都心臨海部全域に広げていければよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後関係部局と調整を行いながら詳細な内容について記載していきます。

美しい港の景観形成構想（素案）

平成25年11月

横浜市都市整備局

《目次》

第1章 構想の位置づけ

- 1-1 背景と位置づけ
- 1-2 構成
- 1-3 関連する施策・計画
- 1-4 対象エリア

第2章 横浜港の骨格・構造

- 2-1 港周辺の構造と地域特性
- 2-2 歴史・文化
 - (1) 横浜港の歴史
 - (2) 横浜を題材にした主な作品
- 2-3 港を臨む建造物等
 - (1) 近代建築
 - (2) 西洋館
 - (3) 高層建築
 - (4) 土木建造物
- 2-4 にぎわい
 - (1) イベント
 - (2) 水際・水上空間の活用

第3章 横浜港の景観要素

- 3-1 重要な景観要素
 - (1) 地理的条件
 - (2) 軸線
 - (3) ランドマーク
 - (4) 賑わい
- 3-2 眺望点
 - (1) 港全体の景観を見渡す眺望点
 - (2) 景観の連続性を望む眺望点
 - (3) 特定の対象物を望む眺望点
 - (4) 市街地の景観を一体的に望む眺望点

第4章 美しい港の景観形成方針

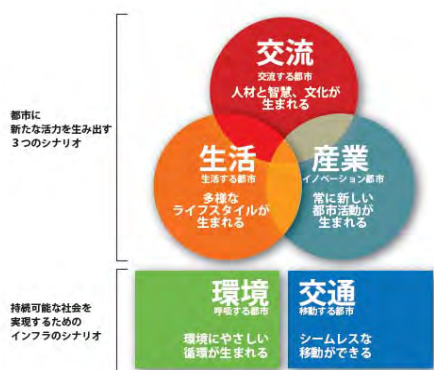
- 4-1 景観形成のテーマ
- 4-2 4つの視点
- 4-3 美港景観の形成にむけた手法例

第1章 構想の位置づけ

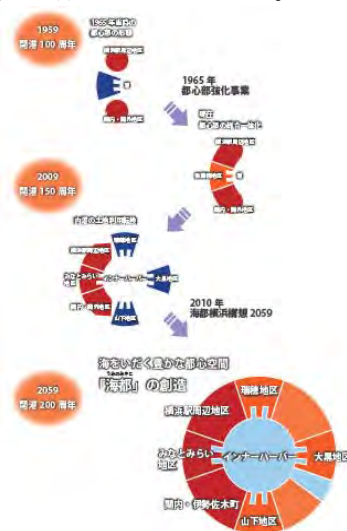
1-1 背景と位置づけ

横浜市はこれまで、開港以来の歴史や文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地や歴史ある住宅地・新しい住宅地のまちなみ景観の形成を行ってきました。また、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺などを生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織りなす景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

とりわけ、都心部とベイブリッジに囲まれた内港地区は港町ヨコハマの象徴であり、原点であるといえます。この地域の将来構想について、平成 22 年 3 月に横浜市インナーハーバー検討委員会から「都心臨海部・インナーハーバー整備構想」提言を受けました。この構想では、内港地区の理想的なまちの姿やそこで営まれる暮らしのイメージを多方面から検討し、5つの戦略として提案しています。本市ではこの提言書を受け、今後行っていく政策や計画、事業の根幹としながら、内港地区の都市づくりを推進するとともに、平成 23 年 3 月に「都心臨海部・インナーハーバー整備構想 中期的取組方針」として取組内容を整理しました。



5つの戦略



都心臨海部の変遷と将来目標

出典:都心臨海部・インナーハーバー整備構想(横浜市インナーハーバー検討委員会)

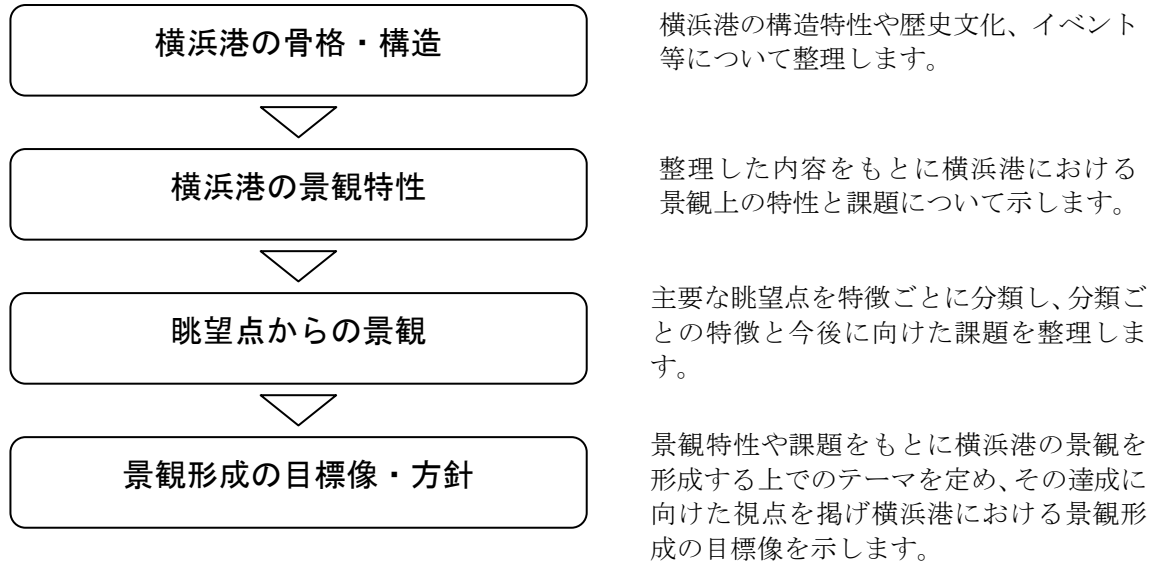
横浜市では内港地区の美しい景観形成を更に進めるため、以下の項目について検討を行い、整理しました。

- ・横浜港における景観形成の考え方
- ・横浜港が世界に冠たる美港となるための課題
- ・横浜港の特徴を生かし育てていくための方針
- ・美しい港の景観を形成するために必要となること

ここから得られた内容をもとに、内港地区の目指す景観の目標像や方針を「美しい港の景観形成構想」としてまとめました。

1-2 構成

本構想は以下の通り構成されています。

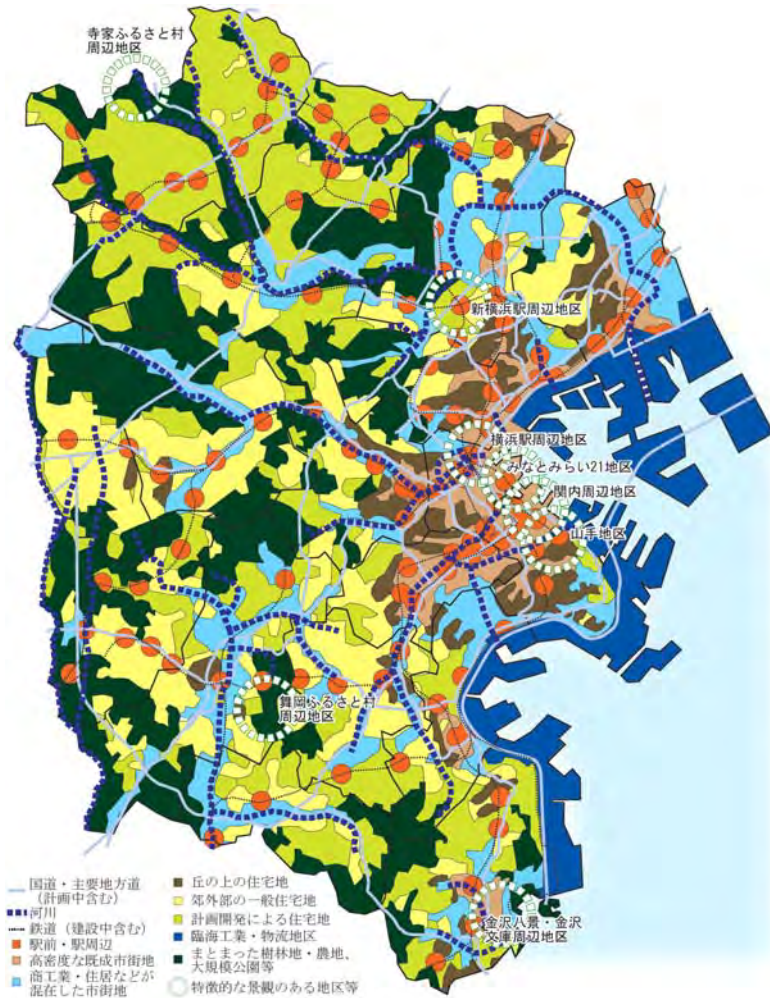


1-3 関連する施策・計画

■横浜市景観ビジョン（平成 18 年 12 月策定）

都心部から郊外部まで、全市域にわたって景観づくりの方向性を示す羅針盤で、市内を景観特性ごとに駅前、市街地、住宅地などに分類し、それぞれに景観形成の方向性を示すとともに、全市共通のテーマごとの方向性を示しています。

港湾部の景観については、関内周辺地区やみなとみらい 21 地区などの都心部とあわせて、「臨海工業・物流地区」を横浜の景観の多様性を感じさせる特徴的な地区として位置づけています。



出典：横浜市景観ビジョン（横浜市都市整備局）

横浜市景観ビジョン【抜粋】

(2) 横浜の景観の多様性を感じさせる特徴的な地区

工場地帯や河川など、広範囲または連続的に広がる景観は、市域の多様性を感じさせます。横浜の景観に深みや幅を与えるこれらの地区について、景観資源として積極的に活用することなどを旨とし、その方向性を示します。

ア 臨海工業・物流地区

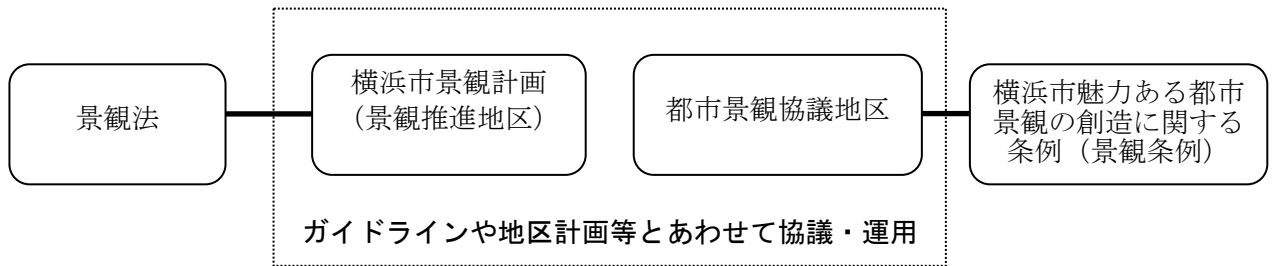
- ・臨海工業・物流地区の産業遺構を景観資源として活用することを目指します。
- ・工業施設が織り成すダイナミックな景観の活用を目指します。
- ・都心臨海部について横浜をイメージさせる代表的な景観とすることを目指します。
- ・船の見える活気のある景観形成を目指します。
- ・海から印象的な市街地が見られるような景観形成を目指します。

■横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成 18 年 4 月）

平成 16 年の景観法の制定を受けて、平成 18 年に都市の質の向上を目指して、港や歴史文化、水・緑などを大切に、魅力ある都市景観の形成を目的とする「横浜市魅力のある都市形成の創造に関する条例（景観条例）」を制定しました。

横浜市では、景観法による届出制度とあわせて、条例で協議制度（都市景観協議地区）を定め、数値基準による届出制度と、市と事業者による創造的な協議制度を組み合わせることで、景観ビジョンの理念を踏まえた魅力ある都市景観の創造を推進しています。

現在、関内地区、みなとみらい 21 中央地区、みなとみらい 21 新港地区の 3 地区で届出・協議制度を定めており、それぞれ地区のガイドラインに基づいた景観形成を行っています。



【関内地区都市景観形成ガイドライン（平成 19 年 11 月）】

- 保全すべき歴史的な資源があり、落ち着いたゆとりのある街並みを形成してきた関内地区について、これらを守り、より魅力的なものとするために専門家や市民を交えて検討、策定した街づくりのルール。
- 美港景観形成に関連する内容
 - 方針 1：わかりやすく、奥行と賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る
 - 方針 2：地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る
 - 方針 3：海港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る
 - 方針 4：多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る

【みなとみらい 21 中央地区都市景観形成ガイドライン（平成 19 年 10 月）】

- 横浜の新しい顔として発展しているみなとみらい 21 地区の景観をより魅力あるものにしていくため、みなとみらい 21 中央地区全域およびみなとみらい大通り沿道地区における景観形成の方針を定めるもの。
- 美港景観形成に関連する内容
 - 方針 1：多様で、先進的都市機能が集積するにぎわいと活力ある街を創る
 - 方針 2：街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る
 - 方針 3：みなとみらい 21 地区の特徴を活かし、横浜の顔となるような街並みを創る

【みなとみらい 21 新港地区まちなみ景観ガイドライン（平成 22 年 1 月）】

- 赤レンガ倉庫をはじめとした歴史遺産を活かし、近代港湾発祥の地として歴史性を継承した“島”として個性が感じられる特色ある市街地の形成を目指す。
- 美港景観形成に関連する内容
 - 方針 1：海に向かってゆとりを持ち、連続性が感じられる街並みを創る
 - 方針 2：開放的で居心地の良い水域・水際線の風景を創る
 - 方針 3：歴史的シンボルとしての赤レンガ倉庫への見通し景観を守る
 - 方針 4：歴史性を意識し、高さを抑えたまとまりある街並み景観を創る
 - 方針 5：歴史やみなとらしさを活かしたシークエンス景観を創る
 - 方針 6：歩いて楽しく、賑わいのある街並みを創る
 - 方針 7：周辺地区からの見下ろし景観を意識する

■みなと色彩計画（昭和63年4月施行）

港湾施設ゾーンを含む港の色彩に工夫や演出を加えることで、横浜港をより個性的、魅力的で活気あるものとするために制定されました。建築物や工作物の色彩について、横浜港を6つのゾーンと3つの地区に区分し、それぞれのゾーンや地区の特性にあわせた基準を設定しています。

方針1：活気と潤いを感じ、横浜港の魅力をより高める色彩計画とする。

(1) 市民にとって魅力的な景観を形成し、誇りと親しみが持てるものとする。

(2) 港で働く人々にとって安全で快適な職場環境の形成を目指す。

(3) 横浜港を訪れる内外の人々にとって、横浜港らしい独自性が感じられるものとする。

方針2：港湾機能、景観特性及び歴史性を考慮し、調和のとれた横浜港とするための色彩計画とする。

方針3：21世紀に対応した横浜港の色彩計画とする。

1-4 対象エリア

本構想は、横浜港のうち都心臨海部と横浜ベイブリッジ、大黒ふ頭で囲まれたエリア（内港地区）を対象としています。



出典：都心臨海部・インナーハーバー整備構想
中期的取組方針（横浜市都市整備局）

第2章 横浜港の骨格・構造

横浜らしい景観には建物や構造物、それらを取り囲む海や空の景色が挙げられます。また、それらを生み出してきた開港からの長い歴史に着目することで、横浜の景観とその魅力をより深く知ることができます。

2-1 港周辺の構造と地域特性

- ・内港地区のうち、関内地区からみなとみらい地区、横浜駅周辺地区に至るエリアは商業地区として利用されており、横浜の都心部を形成しています。また、これらのエリアと隣接する東神奈川臨海部周辺地区や山下ふ頭周辺地区についても、都市的な利用に対する検討が進められています。これに対して、北側から東側の地区は主に工業地区となっており、大規模な工場や港湾施設が立ち並び、ダイナミックな港湾景観を形成しています。
- ・形状は市街地が港湾を包み込むようなリング状の構造となっています。全体的に土地が平坦であることから山などの自然要素を望むことはできませんが、山下ふ頭や本牧ふ頭南側山手地区の緑を望むことができます。
- ・水際沿いに緑地やオープンスペースが連続しているとともに、市民が水際まで近寄ることができる場所が非常に多くなっています。
- ・海上利用交通の多くが水上バスやクルーズ船などの観光船と大型客船であり、海上からの眺望を楽しむことができます。
- ・高台から港を見下ろす眺望だけでなく、水際から見える連続性のある景観やリング状の港の構造を水上から望む景観など、眺望の多様性があります。

構造イメージ図

2-2 歴史・文化

(1) 横浜港の歴史

年代	横浜史	今に残る景観要素
安政 6 (1859)	横浜村開港 (現在の中区関内付近)	象の鼻突堤 (原型)
明治 5 (1872)	新橋—横浜間に鉄道開通	
明治 22 (1889)	第 1 期築港工事開始	山手地区居留地
明治 27 (1894)		横浜港鉄栈橋 (大さん橋の原型)
明治 32 (1899)	第 2 期築港工事開始	新港ふ頭
明治 42 (1909)	横浜開港 50 周年	
明治 44 (1911)		赤レンガ倉庫
大正 6 (1917)		横浜市開港記念会館 (ジャックの塔)
大正 12 (1923)	関東大震災	
昭和 2 (1927)		ホテルニューグランド
昭和 3 (1928)		神奈川県庁舎 (キングの塔)
昭和 4 (1929)		日本大通り
昭和 5 (1930)		山下公園
昭和 7 (1932)		山内ふ頭
昭和 9 (1934)		横浜税関庁舎 (クイーンの塔)
昭和 20 (1945)	横浜大空襲、米軍による接收	瑞穂ふ頭
昭和 33 (1958)	開港 100 年祭	
昭和 36 (1961)		横浜マリンタワー
昭和 37 (1962)		港の見える丘公園
昭和 38 (1963)		山下ふ頭・出田町ふ頭
昭和 58 (1983)	みなとみらい 21 事業着工	
平成元 (1989)	横浜博覧会開催	横浜ベイブリッジ コスモクロック 21
平成 2 (1990)		大黒ふ頭
平成 3 (1991)		ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル
平成 5 (1993)		横浜ランドマークタワー
平成 9 (1997)		クイーンズタワー
平成 14 (2002)		横浜港大さん橋国際旅客ターミナル 赤レンガパーク
平成 21 (2009)	開国博 Y150 開催	象の鼻パーク

(2) 横浜を題材にした主な作品

■ 文学

『ジュールベルヌ著 80日間世界一周 1872年』『森鷗外著 棧橋 1910年』
『大沸次郎著 霧笛 1934年』 『三島由紀夫著 午後の曳航 1963年』

■ 音楽

『野口雨情 青い目の人形 1921年』『野口雨情/本居長世 赤い靴 1922年』
『武内俊子 かもめの水兵さん 1937年』

■ 映画

『赤木圭一郎主演 汽笛が俺を呼んでいる 1930年』
『赤木圭一郎主演 錆びた鎖 1930年』
『石原裕次郎主演 俺はまっているぜ 昭和1927年』
『スタジオジブリ コクリコ坂から 2011年』

■ 絵画

『大倉孫兵衛ら 横浜錦絵（横浜絵・横浜浮世絵）』
『二代目 歌川広重 横浜港風景』
『立石大河亞 昭和素敵大敵』

2-3 港を臨む建築物等

(1) 近代建築

■神奈川県庁本庁舎 ■横浜税関 ■横浜市開港記念会館 ■横浜海岸教会
■旧横浜正金銀行本店本館 ■横浜情報文化センター(旧横浜商工奨励館)
■ホテルニューグランド ■横浜開港資料館旧館(旧横浜英国総領事館)
■三井住友銀行横浜支店 ■横浜銀行協会(旧横浜銀行集会所)
■戸田平和記念館(旧英国7番館) ■三井物産横浜ビル ■日本郵船歴史博物館
■東京藝術大学大学院映像研究科(旧富士銀行横浜支店) ■赤レンガ倉庫
■横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館(旧横浜市外電話局) ■旧横浜銀行本店別館

(2) 西洋館

■旧内田家住宅(外交官の家) ■横浜市イギリス館(旧英国総領事公邸)
■山手111番館(旧ラフィン邸) ■エリスマン邸 ■ベーリック・ホール

(3) 高層建築物・構造物等

■横浜ランドマークタワー ■クイーンズタワー ■ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル
■マリンタワー ■大さん橋国際旅客ターミナル ■ハマウイング ■コスモクロック 21
■横浜ベイブリッジ ■鶴見つばさ橋

(4) 土木遺産

■旧横浜船渠第二号ドック ■旧横浜船渠第一号ドック
■港一号橋梁/港二号橋梁/港三号橋梁 ■旧臨港線護岸 ■氷川丸 ■象の鼻防波堤

2-4 にぎわい

(1) イベント

名称(開催時期)	内容(特徴など)
横浜シティウォーク (春分の日)	日本丸メモリアルパークをスタートし、市内を徒歩で回るウォーキングイベント。
みなとみらい 21 さくらフェスタ (3月下旬～4月上旬)	近代的な街並みで幻想的な雰囲気を演出する、約 500mの桜並木を夜間提灯で照らすイベント。
アフリカンフェスティバル横浜 (4月上旬)	アフリカの音楽や踊りのステージ、アフリカ料理の屋台など、アフリカを旅しているような気分を満喫できる催し。
横浜花と緑の春フェア (4月下旬)	横浜の春を彩る花と緑のフェア。形や色もさまざまなチューリップ満開の横浜公園と山下公園を会場に開催。
みなと祭ザよこはまパレード 国際仮装行列 (5月3日)	カラフルなフロートやマーチングバンドをはじめ、獅子舞・龍舞など横浜ならではの出し物を行う華やかなパレード。
世界トライアスロンシリーズ横浜 大会 (5月中旬)	山下公園前やみなとみらい地区、関内地区を中心に行われるトライアスロン大会。
横浜開港記念バザー (5月下旬～6月上旬)	名物の大植木市や縁日のほか、衣料品、雑貨、食品などのブースが横浜公園に並ぶ、1920年から続く伝統あるバザー。
横浜開港祭 (6月上旬)	みなとみらいや赤レンガパークをメイン会場に、乗船会や試乗会、演奏会などを行い、横浜港の開港を祝う祭典。
アロハ横浜 (7月下旬)	フラダンスやハワイアンコンサート、ハワイ関連グッズの販売など、ハワイの文化に触れることができるイベント。
横浜国際マリンエンターテイメント ショー (7月下旬)	みなとみらいの赤レンガパーク周辺に、最新のボート、ヨットが大集合するイベント。
神奈川新聞花火大会 (8月上旬)	みなとみらい 21 地区臨港パーク前面海上で開催される花火大会。たくさんの花火が音楽に合わせて打ち上げられる。
タイフェア in 横浜 (9月)	タイ料理はじめ世界各国の屋台や、タイ人アーティストのパフォーマンスなど、様々なイベントが開催される。
ジャパン・ビアフェス横浜 (9月下旬)	各地の 120～200 種類以上のクラフトビールが飲み放題の日本最大級のビアフェスティバル。
横浜オクトーバーフェスト (10月上旬)	ドイツ・ミュンヘンの収穫祭を模して赤レンガ倉庫で行われる、各国のビールを味わえるイベント。
横濱 JAZZ プロムナード (10月第1土、日)	「街全体をステージに」を合言葉に行われる、国内最大級のジャズの祭典。
ワールドフェスタ横浜 (10月上旬)	各国名物料理や音楽・舞踏の披露、民芸品の販売もある、世界各国の『衣食住遊』を体験できるフェスティバル。
デイワリ・イン・横浜 (10月下旬)	インド料理や演奏、古典舞踊が楽しめるイベント (デイワリ：インドの光の正月の意味)。
馬車道まつり (10月下旬)	人力車や本物の馬車、鹿鳴館時代の衣装を身にまとう人々が行き交い、文明開化の雰囲気が楽しめるイベント。
横浜国際女子マラソン大会 (11月中旬)	みなとみらい地区や関内地区、本牧地区などを舞台に行われる女子マラソン。
横浜トリエンナーレ Dance Dance Dance@YOKOHAMA 横浜音祭り (それぞれ夏～秋)	横浜を舞台に「芸術」「ダンス」「音楽」のイベントをそれぞれ3年に1度開催。「世界最高水準・オリジナルな文化芸術の発信」、「横浜らしい景観を活かした賑わいづくり」、「市民協働と子どもをはじめとした次世代育成」を目的として、市内各所でイベントが開催される。

(2) 水際・水上空間の活用

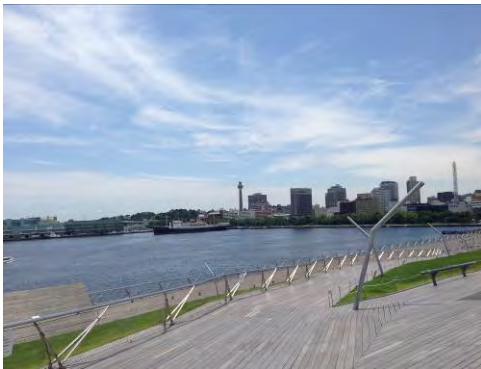
みなとみらい 21 地区や関内地区を中心に、観光資源である港、歴史的資産等と都市的機能が融合し、魅力的な水際空間が形成されています。人々がより港を身近に感じその景観を味わうためには市民に開かれた水辺が不可欠であり、現在水際の魅力をさらに活用するためのさまざまな取組や活動が行なわれています。

■水際のオープンスペース

赤レンガ倉庫や大さん橋、またかつての臨港鉄道跡地を利用した山下公園から臨港パークにいたる歩行者空間（臨港線プロムナード）など、かつて市民が近づくことができなかった場所が開放され、水際により近づける空間が増えています。また、水際部を連続する水辺空間として整備し、市民が自由に憩える公園として開放しています。

■陸から「見る」だけの港を「活用」する動き

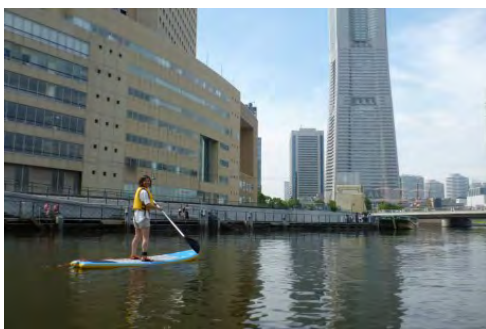
クルーズ船や客船、シーバスなどの水上交通に加えて、水上コンサートやボートを利用した水上イベントなども開催され、見る対象としてだけでなく港を活用する動きが広がっています。



大さん橋デッキ上からの景観



大さん橋から赤レンガ倉庫を望む



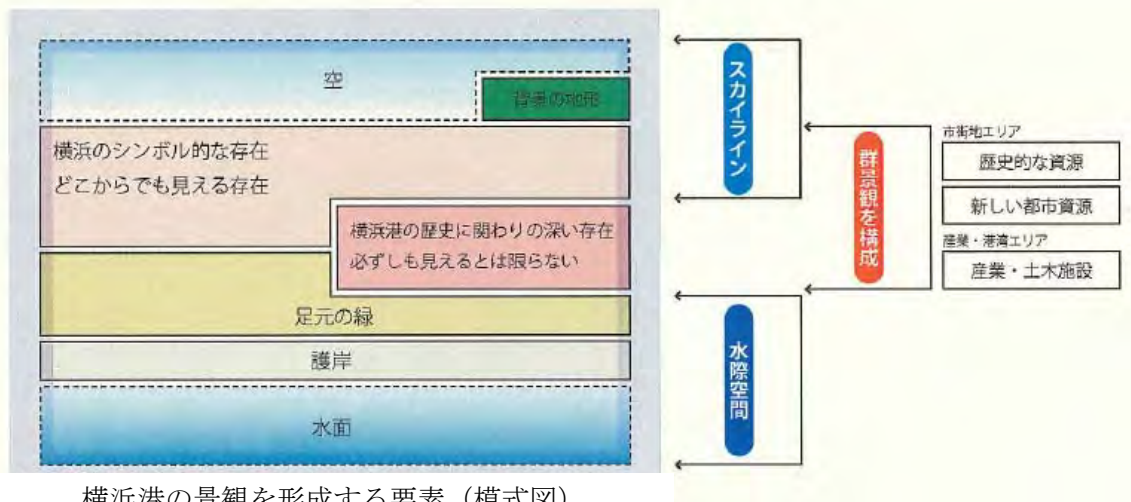
参考写真：SUP（スタンドアップパドルサーフィン）から見上げる街の様子

第3章 横浜港の景観要素

3-1 重要な景観要素

横浜港では、景観の背景を構成する高い山などの地形的要素が少ないため、「横浜らしさ」を創出する要素は建造物が中心になっています。

歴史的建造物や高層の建築物は、単体で美しい景観を生み出しています。また、特徴的な湾の構造からインナーハーバーのリング形状を内側から眺めるパノラマ景観や水際の公園、オープンスペースや連続した工場群が形成する景観の連続性なども横浜の港らしさです。

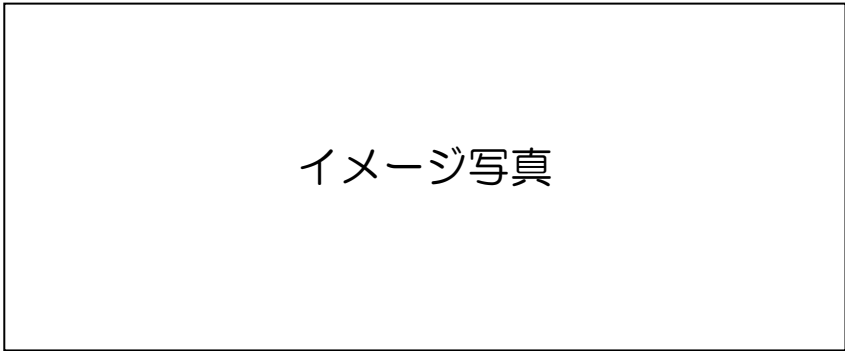


横浜港の景観を形成する要素 (模式図)

(1) 地理的条件

市街地が港湾を包み込むようなリング状の形状のため、海上及び水際から連続的な水際線の景観を望むことができます。一部の眺望点からは内港地区全体を見渡すことができるため、景観要素を連続的にとらえることができます。また、それぞれの地区が「見る」だけでなく「見られる」対象にもなることで多様な景観を楽しむことができます。


全体的に高低差の少ない土地のため、水際線に平行して走る道路から水際や湾を望む場所は多くありませんが、市街地から海へ向かって設定された軸線によって、港の雰囲気を感じ取ることができます。



(2) 軸線

景観計画で「見通し景観形成街路」を定め、見通しを遮断する要素を制限することにより、港の雰囲気を感じさせる景観要素や港への視線を確保しています。


また、港に並行して走る道路やプロムナードからは、様々な景観要素が作り出す変化に富んだ景観が穏やかに変化している様子を望むことができます。



イメージ写真

(3) ランドマーク

横浜の都心部には開港以来の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構がいたるところに遺されており、街路を歩きながらそれらの建造物等を楽しむことができます。また、数多くの横浜を代表する高層建築物は、見る角度や時間によって異なった表情を発見することができるとともに、停泊している客船や様々な水上交通も港町ヨコハマを印象付ける景観要素となっています。また、大規模な工場や倉庫群、ガントリークレーンなどの港湾関連施設は港らしい景観を作り出しているとともに、夜間にライトアップされたこれらの施設は、新しい都市の魅力にもなっています。

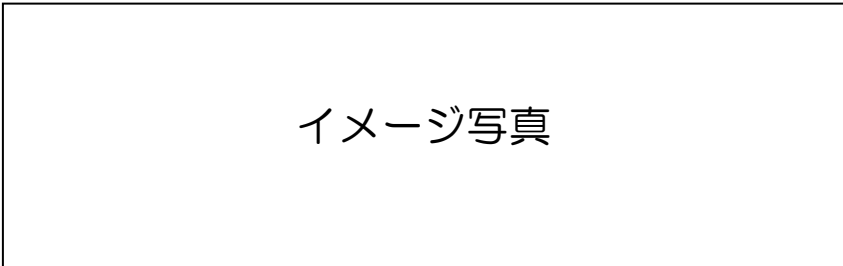


イメージ写真

(4) 賑わい

水際のオープンスペースでは、年間を通じて様々なイベントが開催されているとともに、市民に開放された水際のエリアは、人々の賑わいを感じられる親水空間となっています。

これらは賑わいを形成しているだけでなく、大きな景観要素の一つにもなっています。



イメージ写真

3-2 眺望点

横浜の港の景観は都市構造や地形的な特色から、多くの眺望点が存在します。市街地から港への高低差は比較的なだらかで、街路からはアイレベルの景観が望むことができます。また山手地区や建築物の高層階からは港を一望するパノラマがあります。さらに横浜らしい港ならではの眺望点として、海上や水際の眺望点があります。

地形や横浜らしさに着目した眺望点は、次のような特徴があります。

(1) 港全体の景観を見渡す眺望点

高台や高層建築物の上層階など、高い場所にある眺望点からはそれぞれの景観要素一つ一つの詳細を見ることは困難ですが、港付近の道路や運河、護岸ライン、特徴的なランドマークや地形など、群としての景観の美しさを望むことができ、また広大な空と水、それらを縁取る構造物によって形成される内港地区の景観を見渡すことができます。



(2) 景観の連続性を望む眺望点

かつて港湾施設だったエリアが整備され、より水際に近い眺望点が増えることで、アイレベルで内港地区全体を見渡すことができ、一定の地点からはリング上に連続する港や水際線を見通すことができます。また、その軸線上を移動しながらエリアごとの景色の移り変わりを楽しむことができます。



(3) 特定の対象物を望む眺望点

港から市街地にかけての高低差が少ない横浜港では、高層の建築物、工作物や横浜の開港当初からの歴史を伝える歴史的建造物などによって多くの景観が形成されています。



(4) 市街地の景観を一体的に望む眺望点

海上からは、水や緑、空と後背地に広がる都市が重なった景観がリング状に形成されている様子を一望することができます。また、眺望点となる船上についても、船の規模はシーバスから豪華客船まで様々で、海面からの高低差も大きいため、乗り合わせた船によって異なった眺望を堪能することができます。



イメージ写真

第4章 美しい港の景観形成方針

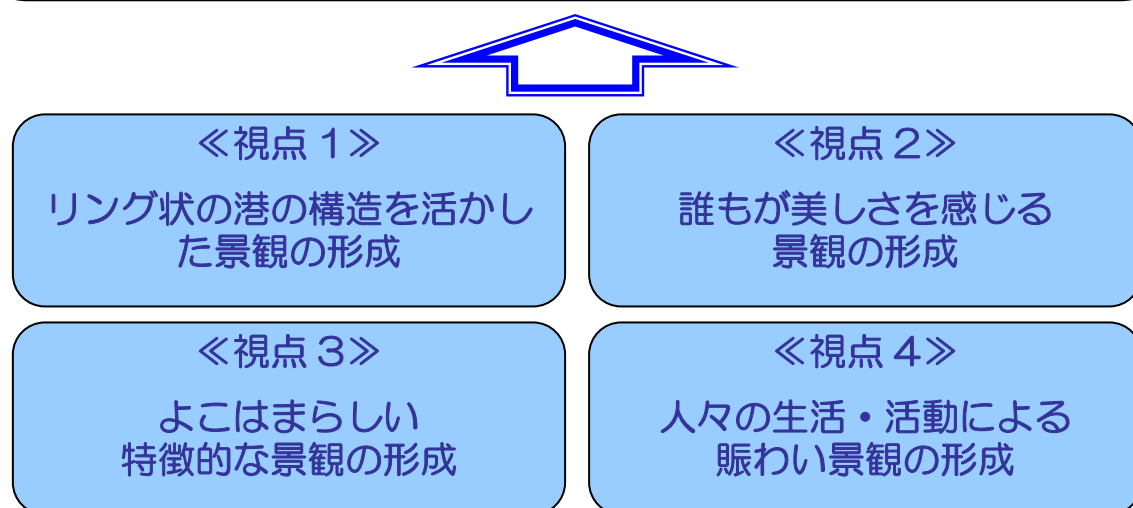
横浜港らしさをいかし、さらなる魅力ある景観をつくるためには、景観を構成している一つの要素や眺望点を大切にしていく必要があります。

長期的なまちづくりや整備を進めるにあたって、景観形成の8つのテーマを掲げました。これらのテーマを実現させるために用いる方法として、4つの視点を明らかにし、最終的に横浜港が目指す目標像を定めました。

目標像

『世界に誇る美港・美しい横浜みなと景観』

横浜港が世界に誇る美港となることを目指し、
横浜港の美しい景観を形成していきます。



景観形成のテーマ

- I 水際空間、緑の連続性を大切にする
- II 眺望点、船上からの景観を意識し、魅力ある景観をつくる
- III 水際空間を魅力的にする
- IV 眺望点を大切にする
- V 新しい都市と歴史あるまちなみの景観をいかす
- VI 市民が港を感じ、活動し、近づける空間を増やす
- VII 港を形成する多彩な景観要素を守り、つくりだす
- VIII 地区ごとの特徴に応じた景観をつくる

4-1 景観形成のテーマ

I 水際空間、緑の連続性を大切にする

横浜港から市街地にかけて、なだらかな地形が続いています。山手にはまとまった緑がありますが、水際から市街地の背後の緑を望むことはできず、港から臨める自然景観が少ないことが特徴の一つに挙げられます。一方、リング状の構造から作り出される水際の緑の連続性は、誰もが美しいと感じる景観の一つであると考えられます。今後も、水際の緑とその連続性を大切にするのが求められます。



II 眺望点、船上からの景観を意識し、魅力ある景観をつくる

横浜港の景観は、高い場所や水際、水上など眺望点が数多く存在します。同じ景観要素を望んでも、眺望点によってその表情が変化することも横浜港の魅力です。色々な角度から見ることを意識し、地区の特性を反映した建物や地区の計画を行うことが求められます。

船やシーバスを利用した水上の眺望点は、山手のまとまった緑を背後に持つ市街地と水際空間が一体となった眺望、港湾施設、さらに空と水と建物によるダイナミックな横浜らしい景観が望める眺望点です。水上の眺望点は、景観の一体感が印象深く感じられることから、建物による美しいスカイラインを形成することが求められます。陸からだけでなく、水上の眺望点からの景観も配慮し地区や施設を整備することが大切です。



Ⅲ 水際空間を魅力的にする

整備された水際のオープンスペースからは、アイレベルの眺望を望むことができます。人々が行き交うオープンスペースや歴史的な建造物、高層の建築物、工場やふ頭など景観要素は数多く存在し、それらが連なってゆったりと変化した景観を成しています。どの要素も横浜港を形成する不可欠な存在です。今後もこれら水際の連続性を保つために、水際の緑の軸線や、一体的に整備された公共サインやストリートファニチャーも大切に、今後開発を行っていくエリアにも反映させる必要があります。



Ⅳ 眺望点を大切にする

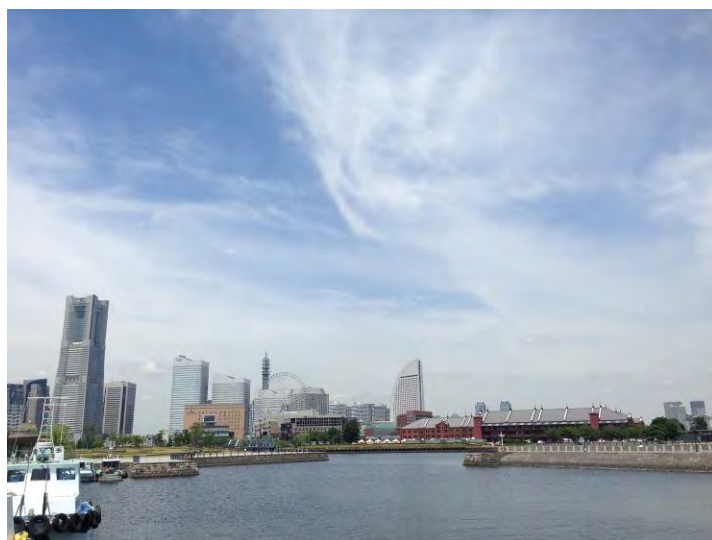
横浜港では多くの地点から、多様な景観を望むことができます。港の見える丘公園や高層の建築物など、高い位置からの眺望点からはなだらかに広がる連続した水際の景観や歴史的建造物、高層建築物や港湾機能が残る港の景観を見下ろすことができます。また水上からはまとまった山手の緑や、港湾施設など陸上からとは異なった景観が望めます。さらには、それぞれの眺望点やそこを行き交う人々も景観要素の一部となっています。横浜の地形は起伏が少なく、港と市街地がなだらかに続いており、眺望点から景観要素までの視線に配慮し、これらを阻害しない都市づくりを行っていくことが求められます。



V 新しい都市と歴史あるまちなみの景観をいかす

横浜の景観の多くは、建物によって作られていることが特徴的です。市街地や水際には、開港時代からの特徴的な歴史的建造物があり、リノベーション等によって再活用されているものも数多くあります。また、みなとみらい地区には、横浜のスカイラインを形成する高層建築物が林立し、ふ頭エリアには工場や倉庫群が立ち並んでいます。歴史と新しさの混在した景観こそ横浜らしさを示しています。

これからも長期的な都市づくりの構想の中で、新しいものを個別につくり出していくだけでなく、地区の歴史や特徴に目を向けながら都市をつくっていく必要があります。個々のエリアの特徴を把握し活かしながらも、エリア同士の統一感を生むような建物の高さや色彩などデザインの調和が求められます。また景観要素やエリアの象徴となる建物への視線を遮らないための建物の規模、配置計画も求められます。



VI 市民が港を感じ、活動し、近づける空間を増やす

かつての横浜港の水際には、一般の人が足を踏み入れ難い場所が多く存在しました。今日では整備された施設がオープンスペースとして活用されたり、日常で楽しめるクルーズが増えたりしたことにより、人々の足が水際や水上に向けられています。また、景観や人々の活動とは遠い位置にあった工作物やふ頭は、今日では夜景を楽しむ眺望の一つとなっています。様々なイベントも開催され一般市民による水上の活用も注目されています。

水際のオープンスペースや水上は、人々が景観を望む絶好の場所になると同時に、活動している人々も景色の一部になり、そのにぎわいも横浜らしい景観をつくりだしていることから、今後は人々が参加できる活動の機会や空間をより積極的につくる仕組みづくりが求められます。



Ⅶ 港を形成する多彩な景観要素を守り、つくりだす

建物によって形成される景観が多く、また多くの眺望点からの景観が望める横浜港においては、魅力的な建築物をまもり、作っていくことが非常に重要です。開港からの歴史を伝える建造物や、港湾機能の記憶を残す施設においては、積極的な保全、活用を行うことが望まれます。また、新しく建設される建物に対しては、周辺の景観や地区の特性、景観資源と調和するよう計画を行うことが、横浜らしい景観をつくり保つために必要不可欠と言えます。

また、時間によって異なる景観も横浜港の多面性を表しており、「夜景」も重要な要素です。歴史的建造物のライトアップに加えて、ビルやマンションなどの高層建築の室内から漏れる灯りや、港湾施設のライトアップも新しい演出であり、今後もこのような新しい景観要素を見出すことが、横浜港の魅力の増幅につながります。

また市街地からは港を一望できない場所が多いものの、港への軸線となる街路は、空と水に向けた開放感から港を感じられる軸線としての要素を持っています。市街地の人々の視線や興味を港へと誘導するまちづくりが望まれます。



Ⅷ 地区ごとの特徴に応じた景観をつくる


市街地やみなとみらい、工場やふ頭など複数エリアが集まり、リング状の横浜港を形成しています。今後も多くの計画によって長期的に続くまちづくりにおいて、各エリアの調和が求められると同時に、エリアごとの開港以来の歴史を踏まえた個性も大切にしなければなりません。



4-2 4つの視点

〈視点1 リング状の港の構造をいかした景観の形成〉

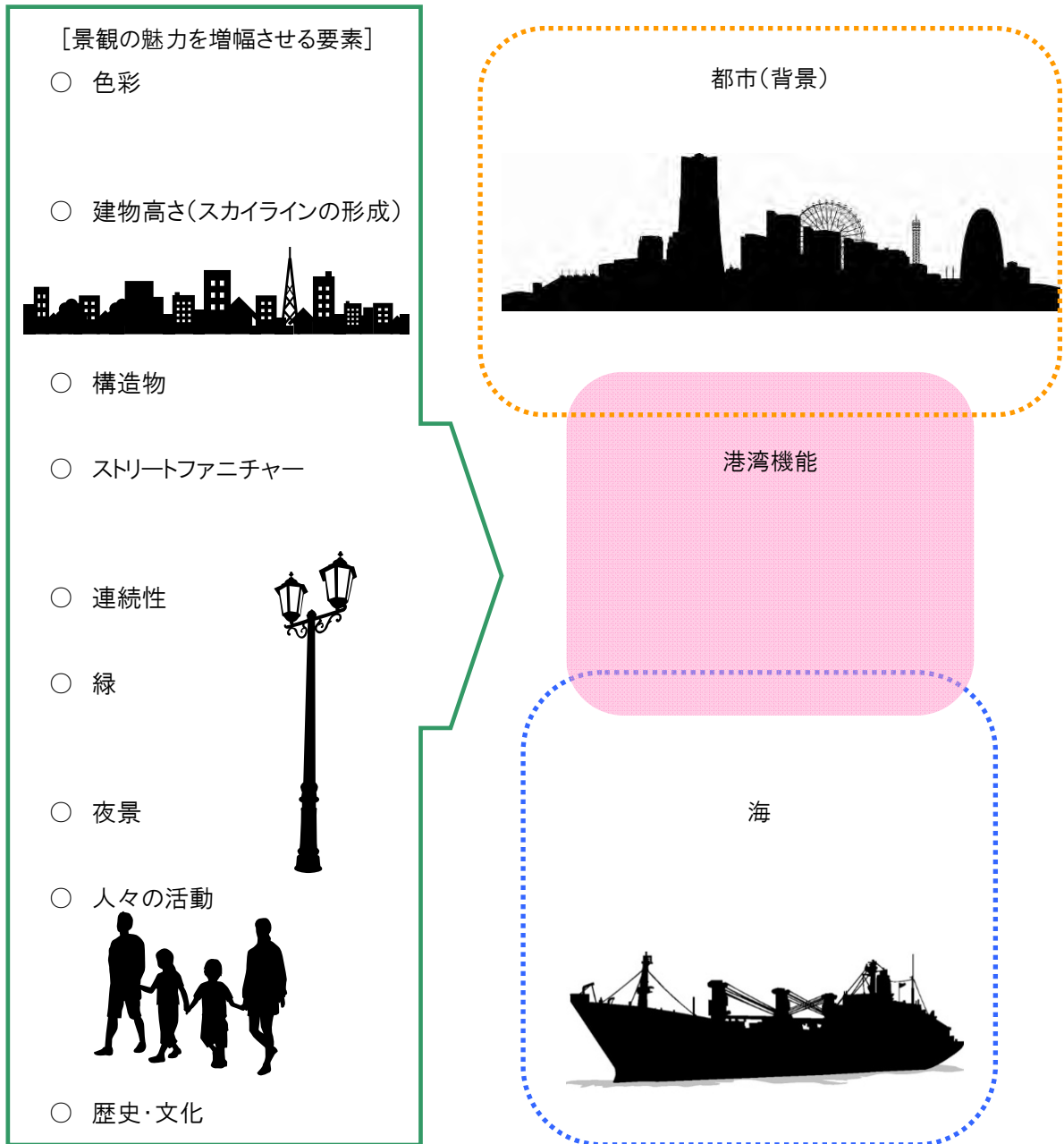
都心に隣接した豊かな水辺の環境を市民が利用できるまちづくりを進めるとともに、内水面を囲む環境の豊かさをいかした都市構造として、地域ごとの機能や施設がリング状につながる都市構造の形成を目指します。



構造イメージ図

《視点2 誰もが美しさを感じる景観の形成》

「誰もが美しいと感じる景観」とは、港自体が有する機能の美しさと背景が一体となり、さらにこれらの景観をより魅力的に見せる「要素」を持っていることが求められると考えます。特に横浜港にとって、「背景」とは都市の風景であり、自然は「海」を示します。「海」「港湾機能」「都市(背景)」をいかに一体的に美しく見せるかが、重要な課題です。



《視点3 横浜らしい特徴的な景観の形成》

横浜港の後背地は概ねなだらかな市街地となっており、唯一山手地区が 40m 程度の高さの丘陵地となっており、まとまった緑を望める場所となっています。なだらかな土地のため、低地からはアイレベルで連続性のあるスケールの大きな港湾エリアの眺望を望むことができます。また、エリアは直径約 5km の半径を持つ埋立地によるふ頭に囲まれており、スケールの大きなコンテナターミナルなど、迫力のある港の景観が広がっています。また水上利用交通であるシーバスや豪華客船などもしばしば目にすることができます。

湾内からは高層建築物が立ち並ぶ都市の景観が開けており、海側から見ると1日の多くの時間が逆光となるため、それら市街地の建物や街並みがシルエットとなり、美しいスカイラインを形成しています。夜はライトアップされた建物や、高層建築物から溢れる生活の灯り、さらにはその灯りが水上に映し出されることで美しい夜景を演出しています。また都市の記憶として残る歴史的建造物も数多く点在し、港湾都市として開かれた横浜の面影を今でも色濃く残しています。

イメージ写真

《視点4 人々の生活・活動による賑わい景観の形成》

現在、みなとみらい 21 地区や関内地区を中心に、観光資源である港や歴史的建造物と都市としての機能が融合し、開かれた水際を形成しています。山下公園から臨港パークに至る部分は、かつて市民が近づくことができなかつた場所でしたが、連続する水際として再整備され、現在は市民が自由に足を踏み入れることができる場として開放されています。また、赤レンガ倉庫に代表されるように、かつての港湾施設がイベントの場や商業施設、観光資源として再利用されています。

更には、海をより身近に体感できる船も水上の賑わいを演出しており、昨今豪華客船から市民によるイベントにおける小型の船など、その種類も数も増えつつあります。

イメージ写真

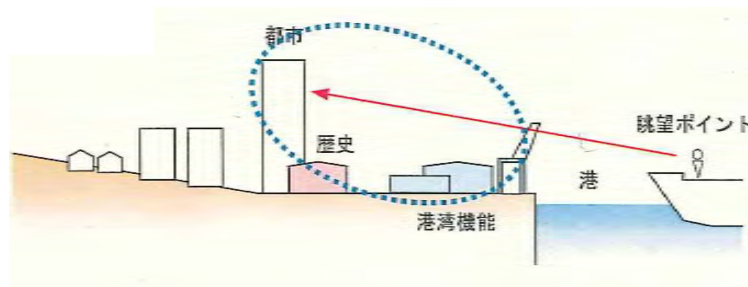
4-3 美港景観の形成にむけた手法例

横浜らしい景観や眺望点の現状から、さらに横浜港らしい景観を創出する可能性を再認識しました。様々な景観の見え方やつながりを持たせるために、景観形成をコントロールする手法案を次のように示します。

■「港」の良好な眺望をコントロールする

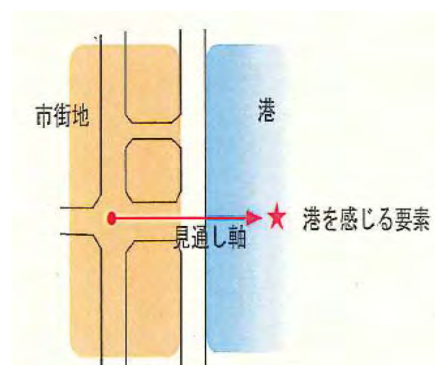
港の見える丘公園や山手地区からの眺望は「山手地区景観風致保全要綱」による指導や地区計画による規制によって、建物高さや形状が一定程度コントロールされてきたため、良好な眺望が保持されている状況にあります。

今後も「海」と「港湾機能」と「都市」が一体的に美しく見えるための眺望景観を阻害する要因となるもの（施設のボリューム、高さ、色彩、素材など）についてコントロールすることにより、魅力ある横浜港の眺望を保全することが求められます。



■「港」を感じることでできる見通し軸を大切にする

横浜港の背後には平坦な市街地が広がっており、高低差の小さい横浜の地理的条件から、高層の建物を除いて市街地から「港」を感じることでできる場所は多くありません。そこで、市街地から「港」を感じることでできる、市街地から港へ向かう直線的な軸を設け、見通しや風の流れを遮る要素について制限を行うことで、市街地内から「港」の雰囲気や空気を感じることでできる場所をより増やしていくことが求められます。



■「港」を感じることでできるオープンスペースを創出する

産業構造の転換や港湾機能の高度化によって、港湾機能から都市機能に転換された地区については、水際にオープンスペースを配し、これまで創出されてきた水辺の公園と連続した市民がより身近に「港」を感じることでできる空間を創出することで、人々が水際に過ごせるような空間づくりを目指していきます。

イメージ図

■「港」を感じる景観資源を保全・活用する

当該地区に数多く存在する、横浜港の歴史や文化を物語る歴史遺産、港の迫力ある景観を象徴する産業資源などといった景観要素を都市の中に溶け込ませながら、保全あるいは積極的に活用することが求められます。

イメージ図

■「港」にふさわしいデザインを誘導する

「みなと色彩計画」による色彩誘導の考え方を基本とし、建築物や工作物の色彩誘導を行うとともに、港湾機能から都市機能へ転換が行われる地区においては、隣接エリアとのバランスなどを考慮しながら、必要に応じて色彩基準を新たに設定していくことが求められます。また、建築物や工作物等の整備にあたっては、海への広がりのある眺望及び水上や水際からの眺望を阻害しないデザインを今後も継承していくことが求められます。

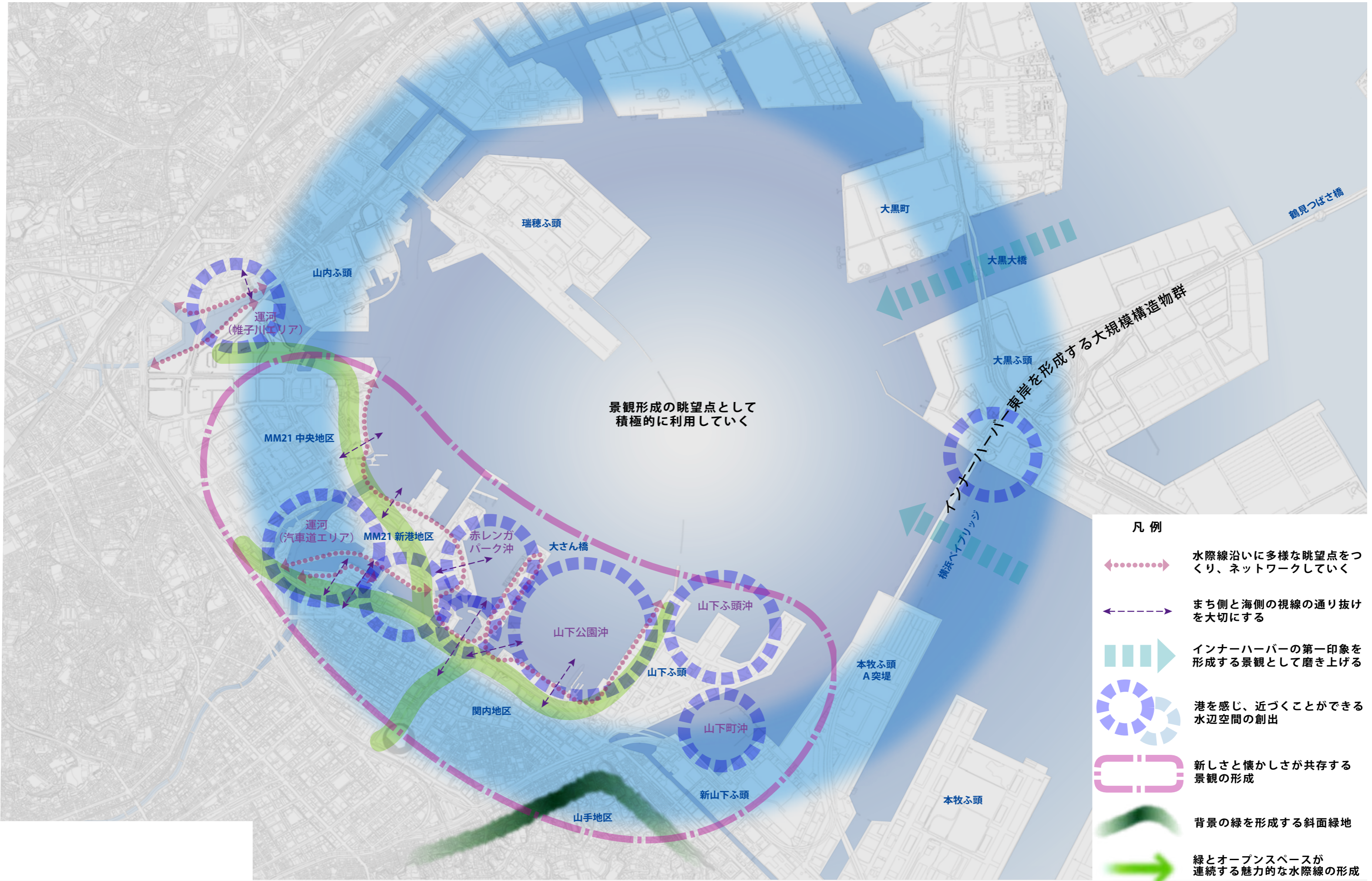
イメージ図

■「港」を感じる公共サインやストリートファニチャーの創出

建物の色彩誘導や敷地の緑化にあわせて、屋外広告物や公共サインについても、統一感やエリアの特性が表れるよう色彩や配置について誘導、配慮を行うとともに、人々が水際を心地よく過ごせるようなストリートファニチャー等の設置により、魅力ある水際の空間づくりを行っていくことが重要です。

イメージ図

構想イメージ図



- 凡例
- ◀●●●●▶ 水際線沿いに多様な眺望点をつくり、ネットワークしていく
 - ◀---▶ まち側と海側の視線の通り抜けを大切にする
 - ▶▶▶▶▶ インナーハーバーの第一印象を形成する景観として磨き上げる
 - ⊙ 港を感じ、近づくことができる水辺空間の創出
 - ◻ 新しさと懐かしさが共存する景観の形成
 - ↘ 背景の緑を形成する斜面緑地
 - ▶ 緑とオープンスペースが連続する魅力的な水際線の形成

「(仮称) 横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について

- 資料 4-1 (仮称) 横浜市公共事業景観ガイドラインの策定について
- 資料 4-2 (仮称) 横浜市公共事業景観ガイドラインに関する
横浜市都市美対策審議会政策検討部会での主な意見と対応の考え方
- 資料 4-3 (仮称) 横浜市公共事業景観ガイドラインに関する庁内関係部署の主な
意見と対応の考え方
- 資料 4-4 (仮称) 横浜市公共事業景観ガイドライン (案)

(仮称)横浜市公共事業景観ガイドラインの策定について

1 経緯

(1) 背景

- ・ 景観法(平成 16 年)
- ・ 横浜市景観ビジョン(平成 18 年策定)
 - 景観形成に関する行政の取組として「公共施設のデザイン調整」を掲げる
- ・ 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(平成 18 年施行)
- ・ 神奈川県「公共事業における景観づくりの手引き」(平成 19 年)
- ・ 横浜市景観計画、都市景観協議地区指定(平成 20 年施行)
- ・ 国土交通省『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」』(平成 23 年 6 月)

<策定趣旨抜粋>

良好な都市の景観形成の目的は、美しく風格のある国土と潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることにある。その実現にあたっては、公共事業などにおける特別なグレードアップとして実施するのではなく、景観形成そのものを、事業実施の際に原則として重視すべき要素として扱うことが求められる。

(2) 検討の視点

- ・ 地区の特性に合った公共施設等の景観誘導のルールづくり
- ・ 公共事業のデザインを誘導し、行政自ら先導的な役割を担う

(3) 都市美対策審議会の意見聴取

- 第 1 回政策検討部会 (H24.1.18)
- 第 3 回政策検討部会 (H24.11.12)
- 第 5 回政策検討部会 (H25.3.23)
- 第 115 回都市美対策審議会 (H25.4.25)

2 策定の考え方

- ・ 国ガイドラインの策定趣旨を踏まえ、公共事業の景観形成において配慮すべき事項、考え方のポイントを示すものとして作成する。
- ・ ガイドラインは事業局においてセルフチェックとして利用する。
また、必要に応じて都市デザイン室等と調整を行う。
- ・ 特に景観面を重視する施設は、景観法に基づく「景観重要公共施設」の指定を視野に入れ、ガイドラインに沿って計画し、都市デザイン室及び景観調整課等との調整、都市美対策審議会での審議等を経て進める。
- ・ 基準への適合、またはチェックシート提出等の手続を義務づけることは、当面は行わない。

3 検討スケジュール

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 平成 24 年度 | ガイドライン素案策定、各事業局等との調整 |
| 平成 25 年度 | 各事業局等との調整、ガイドラインの策定 |
| 平成 26 年度 | 運用開始 |
| 運用開始後、数年経った時点で内容の見直しを検討 | |

(仮称) 横浜市公共事業景観ガイドラインに関する
横浜市都市美対策審議会政策検討部会での主な意見と対応の考え方

主な意見	対応の考え方
1 チェックリストを作成しても、セルフチェックに任せると形式だけで終わるのではないか。まず都市デザイン室に相談するような仕組みがあればよい。	・「景観形成に関する検討フロー」をガイドラインに掲載し、情報共有を図り、必要に応じて都市デザイン室等への相談を位置付けていくことを考えています。
2 セルフチェックに委ねて、これまでの調整の流れから逸脱しないようにしたい。一方でクリエイティビティを残せるよう、チェック項目やその重要度に柔軟性を持たせられるとよい。	・配慮項目は、各事業担当課が景観検討を進めていく際の気付きの部分を与えるもの（視点を示すもの）であり、個々の事業により各項目の重要度、該当の有無は異なるものと考えます。
3 留意点に対し、チェックリストでは各項目をブレークダウンして細分化すべき。設計者に対応の必要がないと思われ、形式的な手続になってしまう。	・細かな配慮事項等については、国の施設別の景観ガイドライン等を参考にしていくことが考えられます。
4 場所によって景観的に配慮すべき要素は異なるので、ガイドラインはシンプルなものだけ作っておいて、実際の現場対応を柔軟にしていく形がよい。	・運用後、数年でガイドラインの見直しを実施することを考えています。チェックシートを活用していただく中で、事業担当課が新たな視点として記載した内容については、見直しの際に配慮事項等に加えていきます。
5 横浜で行ってきた実績を集め、良い例を見て参考にさせていただくような事例集があればよい。	・市内の好ましい事例の写真等を収集し、ガイドラインに反映していきます。
6 公共事業は景観形成に先行的に取り組む必要があり、関連局、関連省庁と連携を取りながら進めるということをきちんと記載したほうがよい。	・公共施設の景観形成の体制構築として、国、県等関係機関との調整を行う必要があることや、必要に応じて都市デザイン室、都市美対策審議会が関わっていく旨を記載します。
7 規制をかけるだけでなく、場所によっては新しいデザイン、チャレンジも取り入れられるようにできればよい。	・基本理念の一つとして以下の内容を記載します。 「公共施設等は周辺の景観特性や周辺環境を尊重し、民間施設の景観形成を先導する役割を担います。一方、市のランドマークとなるような施設等の場合には、それ自体が地域の新しい景観を創出するような、優れたデザインを積極的に取り入れることにより、横浜らしい景観形成の推進に努めます。」
8 景観ビジョンやデザインビジョン等全体で地区の個性を論じるところもあり、それらとの関係も考慮する必要がある。	・他の計画、方針、条例等との整合をとったガイドラインとなるよう、内容を精査します。
9 広域的な連携についても考えたほうがよい。	・基本的な考え方として、市域をまたぐ事業や隣接市に影響を与えるような事業については、周辺自治体と調整が必要である旨を記載します。

(仮称) 横浜市公共事業景観ガイドラインに関する
庁内関係部署の主な意見と対応の考え方

主な意見	対応の考え方
1 構想・計画、設計・施工段階から、維持管理面も考慮した整備となるよう配慮してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・構想・計画段階に維持・管理も含めたライフサイクルコストを考慮する旨を記載します。 ・設計・施工段階の個別配慮事項についても、必要に応じて維持・管理の視点に配慮する旨を記載します。
2 景観の主役と脇役は、誰がどのようにして判断するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観の特性や事業の役割、規模等を踏まえ、各担当部局が判断しますが、必要に応じて都市デザイン室や景観調整課と相談・調整するよう誘導します。 ・公共施設は基本的には景観の脇役として、周辺景観になじませ、突出しないような計画とします。主役として計画する場合には、都市デザイン室や都市美対策審議会等と連携して質の高いデザインを進めていく必要があります。 ・なお「主役と脇役」という文言については別の表現を検討します。
3 大規模公共施設の場合、計画段階から技術審査に諮ることが定められている。景観だけで独立した手続を踏むのではなく、同じ段階でコスト等だけでなく景観面も議論できるとよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・景観検討を独立して行うのではなく、他の検討段階と連携した調整が必要と考えます。 ・各事業において他の検討組織や会議等がある場合は、その場で景観面の検討も行うよう調整します。
4 チェックシートや検討フローを適用すべき公共施設を明確にしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックシートや検討フローの活用は任意としていますが、国ガイドラインの策定趣旨を踏まえ、基本的に対象公共事業の全ての規模で活用していただくことを考えています。
5 景観上重要な公共施設はどのようにして判断するのか。都市デザイン室と調整すべき公共施設は誰が判断するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・景観上重要な公共施設については、「判断の視点」を踏まえ、必要に応じて都市デザイン室や景観調整課と調整した上で判断します。具体的には、景観推進地区内の事業や一定規模以上の事業、主要駅前等の景観上重要な立地に位置する事業を想定しています。
6 ガイドラインの活用や都市デザイン室との調整が任意となるのか。	
7 本ガイドラインで公共サインを取り扱う必要はないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サインの考え方については既に「横浜市公共サインガイドライン」(平成 15 年 7 月改定)に定められています。本ガイドラインにその旨がわかるように明記します。

意見照会対象：政策局、財政局（公共施設・事業調整室）、環境創造局、建築局、道路局、港湾局、都市整備局

(仮称) 横浜市公共事業景観ガイドライン (案)

平成 25 年 3 月

目 次

第1章 はじめに	1
1. ガイドライン策定の目的.....	1
2. ガイドラインの位置付け.....	2
3. ガイドラインの対象施設.....	2
4. 対象者.....	2
5. 利用時期.....	3
6. ガイドラインの構成.....	3
7. 用語の定義.....	4
第2章 公共施設等の景観形成の考え方	5
1. 公共施設等が果たすべき基本的な役割.....	5
2. 公共施設等の景観形成の基本理念と目標.....	5
2-1. 基本理念.....	5
2-2. 基本的な考え方.....	6
3. 景観形成のための体制構築.....	6
4. 横浜市の景観特性.....	7
4-1. 地区ごとの景観特性.....	7
4-2. 横浜の景観の多様性を感じることでできる特徴的な地区の景観特性.....	8
4-3. 市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区の景観特性.....	9
4-4. 横浜の顔となる地区の景観特性.....	10
第3章 公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法	12
1. 段階別の景観形成の進め方.....	12
1-1. 構想・計画段階.....	12
1-2. 設計・施工段階.....	13
1-3. 維持・管理段階.....	28
1-4. その他の公共施設等の景観配慮事例.....	29
2. 景観形成配慮事項チェックシート.....	31
2-1. チェックシートの活用方法.....	31
2-2. 景観形成配慮事項チェックシート.....	32

第4章 景観施策への対応と手続きの流れ	46
1. 景観施策に関連した手続き.....	46
1-1. 景観上重要な公共施設.....	46
1-2. 景観上重要な公共建築物.....	47
1-3. 都市景観協議地区（景観推進地区）内で実施する公共施設等.....	47
1-4. その他の公共施設等.....	47
2. 事業実施における景観形成に関する検討フロー.....	48
3. 景観形成に関連するその他資料.....	49

第1章 はじめに

1. ガイドライン策定の目的

横浜市では、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み形成が行われてきました。また、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街づくりが行われてきました。豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

こうした中、平成18年に市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立ち示した「横浜市景観ビジョン」(以下、「景観ビジョン」とします)を策定し、更に、平成21年には景観法に基づく「横浜市景観計画」(以下、「景観計画」とします)を策定しました。景観計画では、市全域の開発行為に対する行為の制限や関内地区、みなとみらい21地区の景観形成を推進していくべき地区別の行為の制限等を示し、主に民間施設を対象とした規制・誘導を実施することで、より一層の「横浜らしさ」のある景観づくりに取り組んでいます。

一方、景観は、商業地や住宅地などに広がる民間建築物や周辺の自然環境とともに、道路、公園、河川、橋梁、公共建築物等といった公共施設等についても重要な構成要素となっています。特に、公共施設等は、市民生活と密接な関わりがあるとともに、周辺の景観に与える影響も大きく、市のイメージを内外に印象づける重要な役割を担っています。

市では、こうした公共施設等の景観形成についても関内地区やみなとみらい21等の都心部の地区で積極的に推進してきました。一方で、市全域に渡る公共施設等の景観形成は、個々の事業規模や周辺環境等に応じた検討となっており、一貫性や周辺景観との調和を欠く事例も見られます。

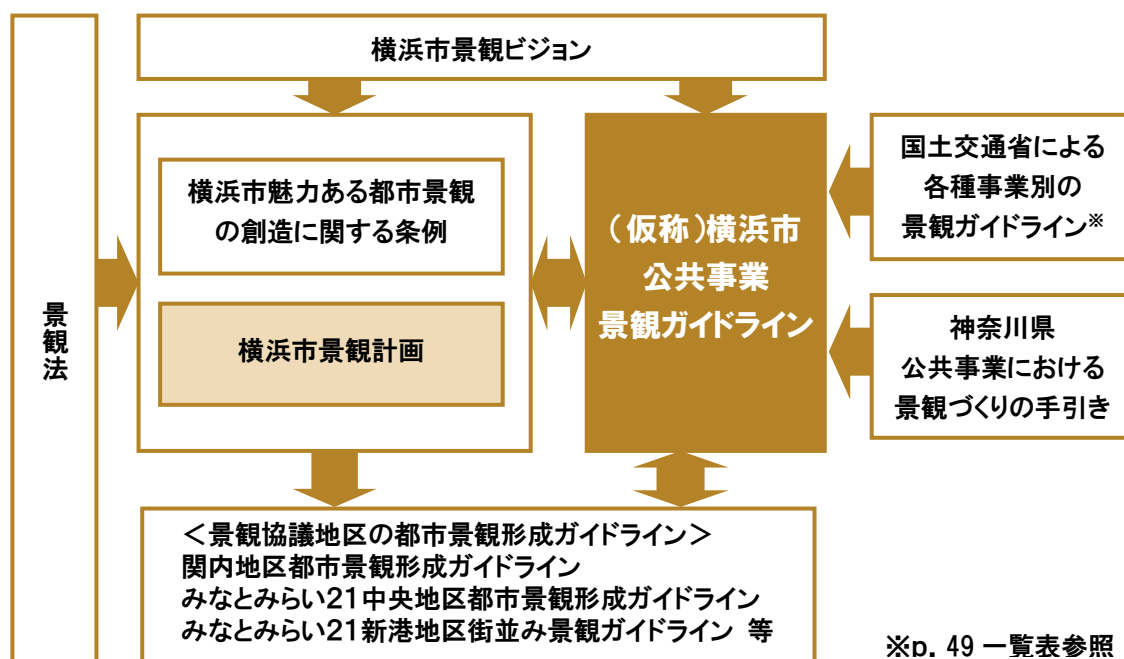
このため、「横浜らしさ」を感じることもできる公共施設等の景観形成を推進していくために、公共施設等に携わる人がどのような視点から取組み、どのような景観配慮を実施すべきかをまとめた「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」(以下、「ガイドライン」とします)を策定します。

公共施設等の景観形成は、各事業担当者等がガイドラインを用いて自主的に取り組んでいくとともに、景観担当部局との連携や、横浜市都市美対策審議会等への意見聴取を行うことにより、魅力的な景観づくりに取り組んでいきます。

2. ガイドラインの位置付け

ガイドラインは、公共施設等が景観形成における先導的な役割を担っていくために、市をはじめ国や神奈川県が実施する公共事業の景観形成の指針として策定したもので、景観ビジョンや景観計画と一体となって景観づくりを推進するものです。

ガイドラインは、景観ビジョンを踏まえるとともに、景観計画や景観協議地区の都市景観形成ガイドライン等との連携を図ります。更に、国土交通省が策定している各種公共事業の景観ガイドラインや神奈川県公共事業における景観づくりの手引きとの整合を図ります。



3. ガイドラインの対象施設

ガイドラインは市内で行う全ての公共施設等の整備を対象とし、主に以下に示す、6つの公共施設についてまとめています。



4. 対象者

主として、市内で「公共施設等を整備する行政担当者」及びコンサルタント等の「設計・施工者」を対象とします。

また、市民や民間事業者についても有効に活用してもらい、魅力ある景観形成を推進していきます。

5. 利用時期

公共事業は、「構想・計画」、「設計・施工」、「維持・管理」の各段階で複数の担当者が関わるため、それぞれに景観配慮について検討を実施することが重要です。

このため、ガイドラインは、「構想・計画」、「設計・施工」、「維持・管理」の各段階で活用していくものとします。

6. ガイドラインの構成

ガイドラインは以下の構成となっています。

第1章 はじめに p. 1

ガイドラインの策定目的、位置付け、対象施設、対象者、利用時期といったガイドラインの基本的事項を整理しています。

第2章 公共施設等の景観形成の考え方 p. 5

公共施設等の景観形成を進めていく上での手がかかりや抑えておくべき景観形成の考え方として、公共施設等が果たすべき基本的な役割、景観形成の基本理念と目標、横浜市の景観特性を整理しています。

第3章 公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法 p. 12

公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法を段階別で整理しています。
また、各段階で検討した景観形成の留意点・デザイン手法等を取りまとめ、次の段階に適切に引き継いでいけるよう景観形成配慮事項チェックシートを整理しています。

構想・計画段階		p. 12
設計・施工段階	道路	p. 13
	橋梁	p. 17
	河川・水路	p. 18
	港湾・漁港	p. 20
	公園・緑地	p. 22
	公共建築物	p. 25
維持・管理段階		p. 28
その他の公共施設等の景観配慮事例		p. 29
景観形成配慮事項チェックシート		p. 31

第4章 景観施策への対応と手続きの流れ p. 45

公共事業を実施するにあたって、景観形成の検討の流れや、庁内及び関係機関との手続きについて整理しています。

7. 用語の定義

●公共施設

国、神奈川県、市が主体として整備する公共事業の内、景観法第8条第4項ハに掲げる景観重要公共施設として指定できる道路、河川、公園等

●公共建築物

国、神奈川県、市が主体として整備する市役所をはじめ、学校施設、文化施設、公営住宅、供給処理施設等の建築物

●公共施設等

上記に掲げる公共施設、公共建築物に加え、市街地再開発整備事業、区画整理等の面的整備に関する事業や、駅舎、鉄道路線等の公益施設を含めた施設

第2章 公共施設等の景観形成の考え方

1. 公共施設等が果たすべき基本的な役割

道路、公園、河川、公共建築物等に代表される公共施設等は、市民の快適で安心・安全に暮らすことができる生活環境を実現するために欠かすことのできない役割を担っています。

また、公共施設等は、大規模な施設となることが多く、一度整備されると、長い間その場にあり続ける永続性の高い施設であり、多くの人の目にふれる機会が多いことから、景観への影響も大きくなっています。更に、公共施設等は、道路や河川等が軸を形成し、公園や公共建築物等が拠点を形成し、市の都市構造を形づくる骨格として、人々に市のイメージを印象付けやすいものとなっています。

このように公共施設等は、市の景観を構成する要素の中でも重要なものとなっているため、その整備にあたっては、市の魅力的な景観の形成を先導する役割を担っていくことが重要です。

2. 公共施設等の景観形成の基本理念と目標

2-1. 基本理念

公共施設等の景観形成においては、次の3つを基本理念とします。

●先導／市や地域の景観形成を先導する公共施設等

公共施設等は、周辺の景観特性や周辺環境を尊重し、その場に蓄積されてきた景観になじませていくことを基本とし、民間施設の景観形成を先導する役割を担い、更に、市のランドマークとなる公共施設等においては、先進的な景観デザインを取り入れることにより、横浜らしい景観形成の推進に努めます。

●愛着／市民等に愛され、大切に活用される公共施設等

公共施設等は、市民の快適な住環境を実現するためのものであり、市民が魅力を感じられる公共施設等とすることを基本とし、市民から愛され、後世に引き継がれる景観資産となるように努めます。

●機能／市民が利用しやすく、安心・安全に暮らすことのできる公共施設等

公共施設等は、その機能を十分に満たしていることを基本とし、派手な装飾等による過度な景観配慮をするのではなく、洗練された普遍的なデザイン等を用いることで市民が利用しやすいものとするに努めます。

2-2. 基本的な考え方

基本理念を踏まえ、良好な景観形成に配慮した公共施設等の整備の推進を図るため、次の景観形成の基本的な考え方を設定します。

●景観形成の一貫性を考える

公共施設等の整備においては、構想・計画段階から維持・管理段階に至るまで、設計意図や景観形成の考え方を継承し、一貫性をもって考えていく必要があります。

●景観形成の連続性・一体性を考える

公共施設等の整備は、施設内での各要素の総合的なバランスや、周辺環境への調和に配慮し、施設や周辺施設との連続性・一体性を考えていく必要があります。

●市民の想いを取り込み考える

公共施設等の整備においては、市民の意見に積極的に耳を傾け、市民の地域や公共施設に対する想いを取り込みながら考えていく必要があります。

●地域らしさを考える

公共施設等の整備は、周囲の歴史や風土に即した形態、素材を用いることで、その地域らしさを感じられるよう考える必要があります。

●時の経過を考える

公共施設等の整備は、整備後の維持・管理についての考慮や、いつまでも愛される施設とするための飽きのこないデザインとするなど、時の経過を考える必要があります。

●機能性やコストを考える

公共施設等の整備は、景観配慮に考慮するだけでなく、本来の機能性を十分に満たすとともに、資材の汎用性や経済性に配慮した景観配慮の実施を考える必要があります。

3. 景観形成のための体制構築

公共施設等の整備は、事業担当部局が中心となって景観デザインの検討を進めるとともに、必要に応じて市民等からの意見収集や、国、神奈川県等の関係機関との調整を行います。

その過程においては、必要に応じて都市デザイン室への相談等や都市美対策審議会や専門家等からの意見聴取を実施し、景観デザインの質の向上を図ります。

また、事業者の選定過程においては、プロポーザル・設計競技等を活用することにより、質の高いデザインや創意工夫等を得られる事業者を選定するよう努めます。

4. 横浜市の景観特性

4-1. 地区ごとの景観特性

(1) 駅前・駅周辺

市内には、多くの駅が位置しており、その駅前及び周辺の多くは、商業・業務機能が集積する街の玄関口となっています。こうした駅・駅周辺では、商業・業務機能が集積することによる賑わいのある景観を形成しています。



(2) 高密度な既成市街地

市の東部には、旧街道などの道路網の発達により古くから形成されてきた既成市街地を形成しています。こうした既成市街地では、商店街や下町の風情を感じることできる建造物が点在する街並みを形成しています。



(3) 商工業・住居などが混在した市街地

市内には、小規模な商工業系の建築物や住宅などが混在した市街地が広がっており、その多くは河川沿いなどに立地しています。こうした市街地では、落ち着いた住宅地の中に商工業系の建築物が点在する景観が形成されています。



(4) 丘の上の住宅地

市東部の丘陵地の上には、開港以来開発されてきたまとまりのある住宅地が広がっています。こうした住宅地では、坂道の起伏からなる景観の変化や市街地への眺望を楽しめるとともに、宅地内の植栽などにより緑豊かな景観を形成しています。



(5) 郊外部の一般住宅地

市西部に広がる台地や丘陵部には、各駅を中心とした街並みが形成され、その周辺には住宅地が広がっています。こうした住宅地では、地形の変化などによる周辺環境に応じた住宅地の景観が形成されています。



(6) 計画開発による住宅地

市西部に広がる台地や丘陵部には、旧来からの一般住宅地とともに、高度経済成長期以降に計画開発された大規模な住宅地が広がっています。こうした住宅地では、住宅地内に計画的に緑や公園等が配置され、宅地内の緑とともに緑豊かな景観が形成されています。



4-2. 横浜の景観の多様性を感じることものできる特徴的な地区の景観特性

(1) 臨海工業・物流地区

市の臨海部には、港町である横浜らしさを感じることものできる多くの工場施設等が立地する臨海工業・物流地区が形成されています。こうした臨海工業・物流地区では、大規模な工場が建ち並ぶダイナミックな景観が形成されているとともに、近年ではインナーハーバー整備構想により美しい港を目指した景観形成が進められています。



(2) まとまった樹林地・農地、大規模な公園等

市の郊外には、まとまった樹林地・農地などが広がっています。こうした樹林地・農地などは、生物の重要な生息環境となっているとともに、街に広がりや潤いを感じさせる景観を形成しています。



(3) 河川

市内を流れる河川は、人々が緑や水辺を感じることのできる貴重なオープンスペースを提供しています。また、大規模な河川は、都市の骨格を形成する重要な要素となっています。



(4) 幹線道路沿道

幹線道路沿道には、大規模商業施設やロードサイド系の商業施設などが建ち並ぶ景観を形成しています。また、街路樹により、緑の軸を形成している道路も見られます。



4-3. 市民に親しまれている個性豊かな景観を持つ地区の景観特性

(1) 寺家ふるさと村周辺地区

市の北西部に位置する寺家ふるさと村周辺地区は、雑木林の丘に挟まれた谷戸田と呼ばれる細長く伸びた水田が幾筋もあり、水田とその周辺の樹林地が一体となった田園景観を形成しています。寺家ふるさと村周辺地区では、農業体験を行うことのできる施設やレジャー施設等も整備されており、人々を楽しませています。



(2) 舞岡ふるさと村周辺地区

市の南西部に位置する舞岡ふるさと村周辺地区は、豊かな田園景観が広がるとともに、貴重な水源域をふくむ山林が広がる農業地域となっています。地区内には、古民家を移築するなど、農村の歴史を感じることのできる景観を形成しています。



(3) 金沢八景・金沢文庫周辺地区

市の南端部に位置する金沢八景・金沢文庫周辺地区は、鎌倉文化を受け継ぐ景勝地であり、趣のある街並みなど歴史的景観を形成しています。また、地区内は、豊かな緑や水辺により潤いを感じさせています。



4-4. 横浜の顔となる地区の景観特性

(1) 関内周辺地区

関内周辺地区は、開港の歴史を伝える歴史的建造物等が点在するとともに、商業・業務機能を中心に、文化芸術などの多様な機能が複合する地区となっています。地区内の馬車道、山下公園通り、日本大通りなどのゆとりと賑わいのある道路空間が整備され、横浜中華街などとあわせて個性的な都市景観を形成しています。



(2) 山手地区

山手地区は、居留地時代から継承されてきた、ゆとりある敷地と豊かな緑をもった街並みが形成されているとともに、海からの眺望の背景となる山手の崖線の緑地を形成しています。また、地区内には、西洋館などの歴史的建造物や特徴的な樹木といえるヒマラヤスギなどの地区の歴史・文化を伝える景観資源が残されています。



(3) みなとみらい 21 地区

みなとみらい 21 地区は、横浜の顔として、横浜駅周辺地区と関内地区の 2 つの都心を結ぶ中央地区と近代港湾発祥の地である新港地区が位置しています。

中央地区では、商業・業務などの多様な都市機能が集積した近未来的なイメージを目指した景観形成が進められています。

新港地区では、近代港湾発祥の地としての歴史性を生かし、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりが進められています。



(4) 横浜駅周辺地区

横浜駅周辺地区は、横浜の中心的な交通結節点となっており、商業・業務施設が集積する都心部としての景観を形成しています。



(5) 新横浜駅周辺地区

新横浜駅周辺地区は、新幹線停車駅であり、初めて横浜を訪れる多くの来街者に横浜の印象を与える地区となっています。商業・業務施設が集積した駅前の景観を形成しています。



第3章 公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法

1. 段階別の景観形成の進め方

1-1. 構想・計画段階

□公共施設の機能や役割を明確にする

- 施設の機能や役割、立地条件や周辺特性を把握し、効果的な施設となるよう計画する。
- 上位関連計画等を踏まえ、公共施設等の位置付けを明確にする。
- 構想・計画の意図や考え方を明文化し、各段階へ構想・計画の意図を確実に継承する。

□周辺の自然、歴史等を把握し、調和・活用を図る

- 事業地周辺の自然環境との調和に配慮し、既存の地形を最大限生かした計画となるよう努める。
- 事業地周辺の歴史的建造物や街並み、祭り・イベント等の地域の歴史的背景を考慮し計画する。
- 環境に対して、極力負荷がかからないよう配慮する。

□景観の主役と脇役を捉える

- 施設の機能や役割等から、施設が景観の主役と脇役のいずれかを判断する。
- 公共施設等の多くは、景観の脇役であることを認識し、周辺景観との調和に配慮する。
- 景観の主役となる公共施設等は、先進的で洗練されたデザインとし、市や地域のランドマークとなるよう計画する。

□事業間の調整を図る

- 事業地周辺に隣接する同種の事業者の違いによってデザインの不調和を招かないよう、景観形成の考え方等について必要に応じて国、県と調整する。
- 道路と建築物、公園等の事業間において、連続性や一体性に配慮した景観を形成するために、事業者間で調整する。

□長期的視野にたった構想・計画とする

- 事業全体を通したライフサイクルコストを考慮し、周辺環境に対する影響等を踏まえ、長期的視野にたった構想・計画となるよう努める。
- 利用者ニーズや周辺の土地利用の変化に対応できるよう、可能な範囲でゆとりある空間を確保する。

□市民、専門家等との協働・連携を図る

- 専門家や地域住民等が把握している景観資源や地域特性を積極的に収集し、計画に反映するよう努める。
- 公共施設等の先導的役割を高めるために、プロポーザル方式や設計競技等の手法を用いて、良好な景観の形成に寄与するコンサルタントや設計者の選定を推進する。
- 市民等の参加によるワークショップの実施等により、市民や地域の想いを反映するよう努める。

1-2. 設計・施工段階

1-2-1. 道路

(1) 基本的な考え方

道路は、大勢の人々の往来や物の物流等に利用されるとともに、通風や日照の確保など、さまざまな機能を持っており、地域の社会経済活動を支える重要な公共施設となっています。

このため、道路の整備を行う際には、周囲の景観との調和に配慮しながら、ゆとりや快適性が感じられる工夫を行う必要があります。

(2) 留意点・デザイン手法

【道路線形】

- 地形の変更を可能な限り抑え、地形を生かした線形とする。
- 周辺の自然景観や地域の景観資源に対する道路からの見え方に配慮する。
- 歴史的街並み、歴史的建造物等の景観資源の保全に配慮する。

【舗装】

- 安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、素材、意匠及び色彩は、周辺景観との調和に配慮する。
- 維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。
- ヒートアイランドの緩和や土壌の保水性などに効果のある素材の採用に努める。



■ 台地の尾根に沿った道路線形となっています (横浜市泉区)



■ 落ち着いた色調のある歩道のパターンを組み合わせることで街並みのアクセントとなっています (横浜市都筑区)



■ 自転車レーンに落ち着いた青色を使用するとともに、塗装部分を必要最小限に抑えています (横浜市西区)

【緑化】

- 地域特性に考慮した街路樹や花壇等を設置し、連続性や潤いを感じることでできる空間を演出する。
- 良好な景観を形成している既存樹木はできる限り保全し、必要に応じて移植するなどして活用するよう努める。
- 街路樹等の樹種は、周辺の自然の植生、周辺の樹木との調和、季節感、地域の特性等に配慮する。
- 地区の骨格を成す道路等では、並木等によるビスタ景観を形成する。

【法面・擁壁】

- 法面は、できる限り現況の地形になじませる緩やかな勾配となるよう配慮する。
- 法面・擁壁は、高さを低く抑え、形態を分節化するなどして、長大な壁面が生じないように配慮する。
- 法面・擁壁は、安全上支障のない範囲で緑化し、周辺景観との調和に配慮する。



■ 植栽帯に植えられた花が、まちなみに彩と安らぎを添えています（横浜市中区）



■ 成長した街路樹によりビスタ景観を形成しているとともに、沿道の建築物を遮り、まちなみを潤い豊かにしています（横浜市中区）



■ 擁壁に植栽ブロックを用いることで圧迫感や威圧感を軽減するとともに、背後の自然景観との調和を図っています（東京都町田市）



■ 擁壁に植栽ブロックを用いることで圧迫感や威圧感を軽減しています（横浜市長谷区）

【トンネル】

- 周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、植生等の自然の復元が可能な形式・工法や坑口位置の選定に努める。
- 坑口部壁面は、周辺の自然景観と調和した素材、意匠となるよう配慮する。



■坑口部壁面のコンクリート面を少なくすることで、緑豊かな印象を与えています（横浜市金沢区）



■歴史を感じることできるレンガ造りのデザインとなっています（横浜市南区）

【道路付属物・占用物】

- 防護柵等は、過度な装飾を避け、できる限りシンプルな形状とし、必要最小限の設置とする。
- 街路灯等は、安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、地域特性を生かした素材、意匠及び色彩となるよう配慮する。
- ベンチ、ゴミ箱、彫刻等のストリートファニチャーは、配置、形態・意匠及び色彩が周辺景観と調和するよう配慮する。
- 道路付属物・占用物は、近接する道路付属物・占用物や周辺施設の柵や照明等の形態・意匠とできる限り統一し、街並みの連続性に配慮する。
- 地区の骨格となっている道路や観光地内の主要道路等では、電柱や電線の地中化を推進する。



■シンプルな形態意匠が周囲の景観を阻害せず、調和しています（横浜市中区）



■街路樹の間に木製のベンチが設置され、ゆとりのある空間を創出しています（横浜市中区）

【高架橋・歩道橋】

- 市街地や観光地等で景観に配慮すべき地域では、周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。



■ 彩度を抑えた色彩を用いることで、周囲の景観を阻害することなく調和しています（横浜市中区）



■ 落ち着いた色彩とともにゆるやかに弧を描く形状で街並みのアクセントとなっています（横浜市中区）

1-2-2. 橋梁

(1) 基本的な考え方

橋梁は、道路の延長線上の存在として、河川等を安全に渡るための公共施設であるとともに、地域を結びつける玄関口としての役割を担っています。また、その規模や周辺の景観特性等により、地域のランドマークになりうる公共施設となっています。

このため、橋梁の整備を行う際には、安全性や快適性に考慮した機能美を生かしつつ、地域の中での位置付けを踏まえた周辺景観とのバランスに配慮することが必要です。

(2) 留意点・デザイン手法

【橋梁本体】

- 安全性や機能性を重視し、過度な装飾を避けたシンプルなデザインとする。
- 桁側面や橋脚は、桁したからの見え方に配慮し、すっきりとした軽やかなデザインとする。
- ランドマークとなる橋梁では、素材、構造形式、支間割、色彩を総合的に検討し、橋梁全体を様々な方向からの見え方に配慮したデザインとする。

【橋梁付属物】

- 高欄は、過度な装飾や彩度の高い色彩は避け、シンプルで落ち着いた色彩となるよう配慮する。
- 橋梁の側面や桁下に併設される水道管は、橋梁のスリットに埋め込むか、又は橋梁と調和した色彩を用いるなど、目立たないよう配慮する。
- 照明柱は高欄や連続性する道路に設けられている色彩と調和させ、橋梁全体や道路との連続性に配慮する。
- ランドマークとなる橋梁では、上部構造や桁側面など、橋の構造を美しく見せるライトアップによりランドマーク性を演出する。



■装飾されていない桁側面が、高欄の意匠を引き立てています（横浜市中区）



■装飾されていない桁側面が、高欄の意匠を引き立てています（横浜市西区）



■ガラスと最小限の横棧でシンプルにデザインされた高欄が高質な街並みを演出しています（横浜市中区）

1-2-3. 河川・水路

(1) 基本的な考え方

河川・水路は、古くから地域住民と深い関わりを持ち、治水や利水の面から生活、産業、文化に大きな影響を及ぼしてきた公共施設です。また、河川・水路は多様な生物の生息環境としての役割を担っているとともに、市街地の人々が自然とふれあうことのできる貴重な公共空間となっています。

このため、河川・水路の整備を行う際には、自然環境や地域の生活、歴史・文化と調和した景観形成を推進していく必要があります。

(2) 留意点・デザイン手法

【護岸】

- 護岸の構造、形態、意匠及び素材は、できる限り周辺景観との調和や生物の生息環境に配慮する。
- 自然とのふれあいを感じることできるよう親水空間の創出に努める。
- 自然素材やコンクリート護岸の場合でも大きな目地、骨材の工夫等により、自然景観との調和に配慮する。
- 伝統的河川工法の採用や併用等について検討する。

【堤防】

- 自然素材等の活用により、生態系の保全や親水性の向上に努める。
- 単調になりがちな景観に対して、坂道、階段、植栽等により変化を与えるよう工夫する。
- 植栽や緑化にあたっては、周辺の植生に配慮した樹種等の採用に努める。



■石敷護岸となっており、自然とふれあうことのできる空間を創出しています（横浜市戸塚区）



■周辺の自然景観と調和した緑溢れる護岸となっています（横浜市栄区）



■自然景観と調和した水辺の散策路となっています（横浜市栄区）

【高水敷】

- 公園、広場、遊歩道等の整備により親水空間の創出に努める。
- 花壇や植栽等により、できる限り緑化し、緑と水のうるおいのある景観の創出に努める。



■ 親水空間を整備し、水辺を身近に感じることのできる空間が創出されています（横浜市保土ヶ谷区）



■ 堤防から水辺に降りることのできる階段を整備し、水に触れあうことのできる空間が創出されています（横浜市栄区）

【河川構造物】

- 水門・樋門の形態・意匠・色彩は、地域の歴史、文化、周辺景観との調和に配慮する。
- 柵は、歩行者の水辺への眺めを妨げないよう、できる限りシンプルな形状とし、必要最小限の設置とする。
- 河川標識・案内板は、統一化を図り、控えめでシンプルなデザインとし、景観上影響が少なく、わかりやすい位置に設置する。



■ 柵に自然素材を用いることで、周辺の自然に馴染んでいます（横浜市栄区）



■ 統一した案内版を設置することで、わかりやすく一体感のある景観を創出しています（横浜市港北区）

1-2-4. 港湾・漁港

(1) 基本的な考え方

港は、古くから海上交通や流通の拠点となっており、開港以来の歴史・文化を伝える公共施設となっています。港のたたずまいは、先進性や情緒を感じることのできる景観を形成し、訪問者の心を和ませるものとなっています。

このため、港は、それぞれの港の持つ歴史・文化や個性を尊重し、周辺の街並みと一体的な景観を形成していくとともに、うるおいを感じることのできる水辺空間の整備を進めていく必要があります。

(2) 留意点・デザイン手法

【防波堤・護岸等】

- 防波堤、護岸等の構造物は、周辺景観に圧迫感や違和感を与えないよう、形態をコンパクトにするなど、水辺との一体性に配慮する。



■石積みの護岸が残されており、広場とともに一体となった景観を形成しています（横浜市中区）



■ウッドデッキのボードウォークが整備され、水辺を感じることのできる空間を創出しています（横浜市中区）

【建築物等】

- 建築物は、地域特性、歴史、文化を踏まえたデザインとする。
- 港内のランドマークとなる建築物は、周辺からの眺めに配慮し、先進性の高いデザインとなるよう工夫する。



■外壁を彩度の抑えた色彩とすることで、海の青色と調和した建築物となっています（横浜市金沢区）

【緑化】

- 港の景観を生かした臨海部の緑化を図る。
- 訪問者が集い、賑わいの創出につながる公園・広場を設ける。



■先進的なデザインにより、港のランドマークとなっています（横浜市中区）



■水辺を感じることができ、人々が集い憩える広場が整備されています（横浜市中区）



■高木等の植栽や広場の整備により、緑豊かな水辺を感じることのできる空間を創出しています（横浜市中区）

1-2-5. 公園・緑地

(1) 基本的な考え方

公園・緑地は、市民の憩いやレクリエーションの場、災害時の避難場所や多様な生物の生息環境の場等といった多岐にわたる役割を担っている公共施設です。また、公園・緑地は、季節の変化を感じさせてくれる貴重な空間であるとともに、都市全体の景観向上にも寄与する空間となっています。

このため、公園・緑地の整備を行う際には、公園・緑地のもつ役割を踏まえ、自然との調和を図るなど、市民が愛着を感じることでできる魅力的な景観を形成していくことが必要です。

(2) 留意点・デザイン手法

【植栽・緑化】

- 植栽は、時の経過、周辺の既存植生、四季の移ろいなどを考慮し、園内や園外からの眺めに配慮した樹種の選定、配植に努める。
- 地域のシンボルとなっている樹木等がある場合は、これらを保全・活用した植栽計画とする。
- 子供が集い遊ぶ場、多様な生物の生息を支える環境、また災害避難場所としての機能を担う場等、それぞれの目的に応じたまちの資産となる緑豊かな環境を創出するよう工夫する。

【園路】

- 園路は、土や石材、木材の自然素材や落ち着いたある色彩を用いるなどして、周辺景観や園内の緑との調和に配慮する。
- 適切なサインの設置や、段差のないアプローチなど、誰もが歩きやすいよう配慮したユニバーサルデザインを導入する。



■ 生長した木々が公園内からまちなかへの景観を上手く遮蔽してくれています（横浜市中区）



■ 園路に沿って花や緑を植栽することで、四季を感じさせる美しい景観を形成しています（横浜市中区）



■ 彩度を抑えた土色の散策路が、周囲に広がる芝生や木々の自然的景観と調和しています（横浜市港北区）

【建築物】

- 周囲の樹木の高さを超えない規模とするなど、園内の樹木によるスカイラインに配慮する。
- 自然素材の活用や、シンプルで落ち着いた形態・意匠とし、園内の自然との調和を図る。



■トイレの外壁を茶系の色彩にすることで、公園の緑と調和しています（横浜市港北区）



■周囲の木々の高さを越えない建築物が、公園の景観に馴染んでいます（東京都町田市）

【工作物】

- 柵、照明柱等は、過度な装飾は避け、シンプルな形態・意匠とし、園内の緑や周辺景観との調和に配慮する。
- ベンチなどの休憩スペースは、周辺の自然や海辺を眺めることのできる視点場として、落ち着いたデザインとする。
- 遊具は、担当者の好みや、思いつきではなく、公園全体のバランスの中で調和するよう配慮する。



■茶系の落ち着いたデザインの照明やベンチが周辺の緑と調和しています（横浜市港北区）



■落ち着いたデザインのパーゴラを設置し、人々が憩える休憩スペースを創出しています（横浜市都筑区）

【駐車場】

- 駐車場を設ける場合は、設置位置の工夫や植栽等により周囲から自動車が見えにくくなるよう努める。
- 駐車場の舗装面に芝生や地被植物を用いるなど、駐車場内の緑化を推進し、公園と一体となった景観づくりに配慮する。



■ 駐車場の外周に高木や中低木を植栽することにより道路から自動車を見えにくくしています（横浜市保土ヶ谷区）



■ 芝生で覆われた駐車場が、公園との一体感のある景観を形成しています（岐阜県各務原市）

1-2-6. 公共建築物

(1) 基本的な考え方

公共建築物は、市役所をはじめ、学校施設、文化施設、公営住宅、供給処理施設等といった様々な施設が対象となり、市民生活と密接な関わりを持つとともに、多くの人々が利用する施設となっています。また、その規模や周辺の景観特性等により、地域のランドマークになりうる公共施設となっています。

このため、公共建築物の整備を行う際には、開放的で親しみやすい施設とするとともに、周辺景観や歴史・文化等に配慮した質の高い建築物を目指すことが必要です。

(2) 留意点・デザイン手法

【配置・規模】

- 自然地形の活用、敷地改変を最小限に抑えるなどして、地形の起伏を生かした計画とする。
- 道路や隣地境界から後退させオープンスペースを設けるなどして、ゆとりある空間を創出する。
- 周囲の街並みとの連続性やスカイラインとの調和に配慮した規模とする。
- 市や地域のランドマークとなる建築物では、高さの組み合わせなどにより周囲に威圧感を与えないよう配慮する。

【形態・意匠・色彩】

- 周辺の地域特性や歴史、文化等と調和した形態・意匠・色彩となるよう配慮する。
- 全体的に落ち着いた形態・意匠・色彩にするとともに、必要に応じて建築物の一部にアクセントとなる形態・意匠・色彩を用いることで、地域のシンボリックな景観となるよう努める。



■敷地境界から後退し、樹木を植えることで、ゆとりと潤いのある空間を創出しています（横浜市港北区）



■高層部を後退させることで、通りからの圧迫感の軽減や歴史的建造物の趣を阻害しないよう配慮しています（横浜市港中区）



■建築物中央に立つ塔がアクセントとなっています（横浜市中区）

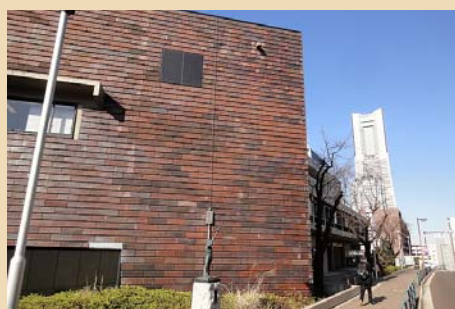
- 屋上設備、避難施設等は、道路等の公共空間から見えにくい位置への設置、又は建築物と一体的な形態・意匠・色彩やルーバー等により、見えにくくなるよう配慮する。
- 建築物に設置する屋外広告物は、建築物のデザインと統合した質の高いデザインとなるよう配慮する。
- 市や地域のランドマークとなる公共建築物では、先進性やシンボル性が高く、洗練されたデザインとする。

【素材】

- 耐久性や耐候性に十分考慮し、周辺景観、歴史、文化を踏まえた素材の活用に努める。



■茶系のタイルと開口部で様々な組合せをつくることで単調な壁面とならないよう工夫されています（横浜市中区）



■外壁が時間経過とともに風合いを増し、建築物全体で威厳が感じられるようになっています（横浜市西区）



■外壁の低層部に石材を用いることで落ち着きを感じることができます（横浜市青葉区）

【外構】

- 外構デザインは、敷地内だけでなく、隣接する敷地や周辺の道路との一体性や連続性に配慮する。
- 敷地内に地域のシンボルとなっている樹木等がある場合は、できる限り保全・活用する。
- 植栽は、周辺の既存植生と調和した樹種を選択し、周辺景観との調和に配慮する。
- 花や紅葉等といった四季を感じることでできる演出に努める。



■柵の緑化や植栽により、潤いを感じさせ、開放的なエントランス空間を創出しています（横浜市青葉区）

- 柵・フェンス等を設ける場合は、道路から閉鎖的にならないよう配慮するとともに、色彩は周辺景観との調和に配慮する。
- 市や地域のランドマークとなる公共建築物では、夜間照明の演出により、昼間と違った見え方を演出する。

【駐車場】

- 駐車場は、街並みに配慮した場所に配置するとともに、植栽等で囲うなどして、周辺景観からの見え方に配慮する。



■ランドマークとなっている施設をライトアップし、シンボル性を高めています（横浜市中区）



■駐車場の外周に高木や中低木を植栽することにより道路から自動車を見え難くしています（横浜市中区）



■駐車場の屋上や壁面を緑化し、潤いのある景観を創出しています（横浜市西区）

1-3. 維持・管理段階

□施設整備の意図を継承する

- 維持・管理の際には、可能な限り、構想・計画段階、設計・施工段階における景観形成上の意図の把握に努める。
- 維持・管理の際には、公共施設等の景観形成の意図を踏まえ、景観形成の一環性、継続性を確保する。
- 構想・計画段階、設計・施工段階における景観形成の意図の把握できる書面等がない場合は、施設の現状や周辺景観、歴史、文化等を考慮し、景観形成上の考え方を整理した上で、書面にまとめるよう努める。
- 機能性や耐久性が十分な場合は、使用されている材料や施設を極力再利用するよう努める。
- 新しい材料等を使用する場合は、新旧の違和感が生じないように配慮する。

□市民との協働による管理・活用を推進する

- 施設等の日常的な見回りを実施し、施設における破損等の異常の早期発見に努める。
- 日常的な点検や維持管理において市民、利用者と協働で行える項目を整理し、それらの実施に努める。
- 市民、利用者意見から景観上の問題点や課題の把握に努める。
- 公共施設等の維持管理を行う市民団体の運営や活動の支援を積極的に行う。
- 公共施設等を利活用した、祭りやイベントなどを市民や利用者と協働で推進する。

1-4. その他の公共施設等の景観配慮事例

(1) 面的整備事業

□再開発事業／トツカーナ（横浜市戸塚区）



■全体的に白と茶色の落ち着いた色彩により、周辺の落ち着いた街並みと調和しています



■落ち着いた色彩の中で、数種類のファサードのパターンにより賑わいを演出しています

□土地区画整理事業／金沢シーサイドタウン（横浜市金沢区）



■緑豊かな歩行者沿道を整備し、沿道の街並みと一体となった落ち着いた住宅地景観を創出しています



■街の中にオープンスペースを配置し、人々が集い、憩える空間を創出しています

(2) 交通施設

□駅舎



■吹抜けにより、広々とした光が差し込む開放的な空間となっています（横浜市港北区）



■レンガによる外壁が歴史的な趣を感じさせています（横浜市中区）

□バス停



■シンプルなデザインの屋根付きバス停となっています（横浜市中区）

□地下鉄



■ガラスとガラスブロックによりデザインされ、周辺の落ち着いた街並みとの一体感を創出しています（横浜市西区）

□地下鉄



■シンプルなデザインのなかにも、周辺の街並みと調和したレンガが使用されています（横浜市中区）



■駅ごとのテーマに合わせた地下空間がデザインされています（横浜市）

2. 景観形成配慮事項チェックシート

2-1. チェックシートの活用方法

チェックシートは、「基本事項」と「構想・計画段階」、「設計・施工段階」、「維持・管理段階」の各段階に分かれています。

「基本事項」には、公共施設等の位置や周辺の景観特性等の基本的な事項をとりまとめます。

段階別のチェックシートでは、景観形成の目標や方針等を整理した上で、景観形成の留意点・デザイン手法について検討した結果をチェックし、具体的に配慮した内容について整理します。また、検討を進める上で、デザイン推進会議、都市美対策審議会等に意見聴取を行った場合は、そこでの意見についても整理します。

「設計・施工段階」、「維持・管理段階」の担当者は、それまでの検討事項を把握し、景観形成の考え方を適切に引き継いでいくこととします。

2-2. 景観形成配慮事項チェックシート

基本事項	記入年月日 : 年 月 日 チェック担当者 :
施設名	
事業担当課名	局 課
施設の位置	区 町 丁目
	<input type="checkbox"/> 都市景観協議地区 <input type="checkbox"/> 景観推進地区 <input type="checkbox"/> その他
周辺の景観特性	<p>【周辺の景観特性】</p> <input type="checkbox"/> 駅前・駅周辺（ 駅） <input type="checkbox"/> 高密度な既成市街地 <input type="checkbox"/> 商工業・住居などが混在した市街地 <input type="checkbox"/> 丘の上の住宅地 <input type="checkbox"/> 郊外部の一般住宅地 <input type="checkbox"/> 計画開発による住宅地 <input type="checkbox"/> 臨海工業・物流地区 <input type="checkbox"/> まとまった樹林地・農地、大規模な公園等 <input type="checkbox"/> 河川（ ） <input type="checkbox"/> 幹線道路（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<p>【横浜の顔や個性となっている地区の立地状況】</p> <p>■横浜の顔となる地区</p> <input type="checkbox"/> 関内周辺地区 <input type="checkbox"/> 山手地区 <input type="checkbox"/> みなとみらい21地区 <input type="checkbox"/> 横浜駅周辺地区 <input type="checkbox"/> 新横浜駅周辺地区 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<p>■市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区</p> <input type="checkbox"/> 寺家ふるさと村周辺地区 <input type="checkbox"/> 舞岡ふるさと村周辺地区 <input type="checkbox"/> 金沢八景・金沢文庫周辺地区 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<p>【その他特記事項】 ※特記すべき周辺の状況(市民の関わり方など)や周辺景観の写真等</p>

構想・計画段階

記入年月日 : 年 月 日
 チェック担当者 :

景観形成の目標

・方針

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
公共施設の機能や役割を明確にする		
<input type="checkbox"/>	施設の機能や役割、立地条件や周辺特性を把握し、効果的な施設となるよう計画する。	
<input type="checkbox"/>	上位関連計画等を踏まえ、公共施設等の位置付けを明確にする。	
<input type="checkbox"/>	構想・計画の意図や考え方を明文化し、各段階へ構想・計画の意図を確実に継承する。	
周辺の自然、歴史等を把握し、調和・活用を図る		
<input type="checkbox"/>	事業地周辺の自然環境との調和に配慮し、既存の地形を最大限生かした計画となるよう努める。	
<input type="checkbox"/>	事業地周辺の歴史的建造物や街並み、祭り・イベント等の地域の歴史的背景を考慮し計画する。	
<input type="checkbox"/>	環境に対して、極力負荷がかからないよう配慮する。	
景観の主役と脇役を捉える		
<input type="checkbox"/>	施設の機能や役割等から、施設が景観の主役と脇役のいずれかを判断する。	
<input type="checkbox"/>	公共施設等の多くは、景観の脇役であることを認識し、周辺景観との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	景観の主役となる公共施設等は、先進的で洗練されたデザインとし、市や地域のランドマークとなるよう計画する。	
事業間の調整を図る		
<input type="checkbox"/>	事業地周辺に隣接する同種の事業者の違いによってデザインの不調和を招かないよう、景観形成の考え方等について必要に応じて国、県と調整する。	
<input type="checkbox"/>	道路と建築物、公園等の事業間において、連続性や一体性に配慮した景観を形成するために、事業者間で調整する。	
長期的視野にたった構想・計画とする		
<input type="checkbox"/>	事業全体を通したライフサイクルコストを考慮し、周辺環境に対する影響等を踏まえ、長期的視野にたった構想・計画となるよう努める。	
<input type="checkbox"/>	利用者ニーズや周辺の土地利用の変化に対応できるよう、可能な範囲でゆとりある空間を確保する。	

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
市民、専門家等との協働・連携を図る		
<input type="checkbox"/>	専門家や地域住民等が把握している景観資源や地域特性を積極的に収集し、計画に反映するよう努める。	
<input type="checkbox"/>	公共施設等の先導的役割を高めるために、プロポーザル方式や設計競技等の手法を用いて、良好な景観の形成に寄与するコンサルタントや設計者の選定を推進する。	
<input type="checkbox"/>	市民等の参加によるワークショップの実施等により、市民や地域の想いを反映するよう努める。	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

景観形成の目標

・方針

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
道路線形		
<input type="checkbox"/>	地形の改変を可能な限り抑え、地形を生かした線形とする。	
<input type="checkbox"/>	周辺の自然景観や地域の景観資源に対する道路からの見え方に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	歴史的街並み、歴史的建造物等の景観資源の保全に配慮する。	
舗装		
<input type="checkbox"/>	安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、素材、意匠及び色彩は、周辺景観との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。	
<input type="checkbox"/>	ヒートアイランドの緩和や土壌の保水性などに効果のある素材の採用に努める。	
緑化		
<input type="checkbox"/>	地域特性に考慮した街路樹や花壇等を設置し、連続性や潤いを感じることでできる空間を演出する。	
<input type="checkbox"/>	良好な景観を形成している既存樹木はできる限り保全し、必要に応じて移植するなどして活用するよう努める。	
<input type="checkbox"/>	街路樹等の樹種は、周辺の自然の植生、周辺の樹木との調和、季節感、地域の特性等に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	地区の骨格を成す道路等では、並木等によるビスタ景観を形成する。	
法面・擁壁		
<input type="checkbox"/>	法面は、できる限り現況の地形になじませる緩やかな勾配となるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/>	法面・擁壁は、高さを低く抑え、形態を分節化するなどして、長大な壁面が生じないように配慮する。	
<input type="checkbox"/>	法面・擁壁は、安全上支障のない範囲で緑化し、周辺景観との調和に配慮する。	
トンネル		
<input type="checkbox"/>	周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、植生等の自然の復元が可能な形式・工法や坑口位置の選定に努める。	
<input type="checkbox"/>	坑口部壁面は、周辺の自然景観と調和した素材、意匠となるよう配慮する。	

留意点・デザイン手法	配慮・検討した内容	
道路付属物・占用物		
<input type="checkbox"/>	防護柵等は、過度な装飾を避け、できる限りシンプルな形状とし、必要最小限の設置とする。	
<input type="checkbox"/>	街路灯等は、安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、地域特性を生かした素材、意匠及び色彩となるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/>	ベンチ、ゴミ箱、彫刻等のストリートファニチャーは、配置、形態・意匠及び色彩が周辺景観と調和するよう配慮する。	
<input type="checkbox"/>	道路付属物・占用物は、近接する道路付属物・占用物や周辺施設の柵や照明等の形態・意匠とできる限り統一し、街並みの連続性に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	地区の骨格となっている道路や観光地内の主要道路等では、電柱や電線の地中化を推進する。	
高架橋・歩道橋		
<input type="checkbox"/>	市街地や観光地等で景観に配慮すべき地域では、周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。	
【その他配慮事項】		
【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】		

景観形成の目標

・方針

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
橋梁本体		
<input type="checkbox"/>	安全性や機能性を重視し、過度な装飾を避けたシンプルなデザインとする。	
<input type="checkbox"/>	桁側面や橋脚は、桁したからの見え方に配慮し、すっきりとした軽やかなデザインとする。	
<input type="checkbox"/>	ランドマークとなる橋梁では、素材、構造形式、支間割、色彩を総合的に検討し、橋梁全体を様々な方向からの見え方に配慮したデザインとする。	
橋梁付属物		
<input type="checkbox"/>	高欄は、過度な装飾や彩度の高い色彩は避け、シンプルで落ち着いた色彩となるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/>	橋梁の側面や桁下に併設される水道管は、橋梁のスリットに埋め込むか、又は橋梁と調和した色彩を用いるなど、目立たないように配慮する。	
<input type="checkbox"/>	照明柱は高欄や連続性する道路に設けられている色彩と調和させ、橋梁全体や道路との連続性に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	ランドマークとなる橋梁では、上部構造や桁側面など、橋の構造を美しく見せるライトアップによりランドマーク性を演出する。	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

景観形成の目標

・方針

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
護岸		
<input type="checkbox"/>	護岸の構造、形態、意匠及び素材は、できる限り周辺景観との調和や生物の生息環境に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	自然とのふれあいを感じることできるよう親水空間の創出に努める。	
<input type="checkbox"/>	自然素材やコンクリート護岸の場合でも大きな目地、骨材の工夫等により、自然景観との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	伝統的河川工法の採用や併用等について検討する。	
堤防		
<input type="checkbox"/>	自然素材等の活用により、生態系の保全や親水性の向上に努める。	
<input type="checkbox"/>	単調になりがちな景観に対して、坂道、階段、植栽等により変化を与えるよう工夫する。	
<input type="checkbox"/>	植栽や緑化にあたっては、周辺の植生に配慮した樹種等の採用に努める。	
高水敷		
<input type="checkbox"/>	公園、広場、遊歩道等の整備により親水空間の創出に努める。	
<input type="checkbox"/>	花壇や植栽等により、できる限り緑化し、緑と水のうるおいのある景観の創出に努める。	
河川構造物		
<input type="checkbox"/>	水門・樋門の形態・意匠・色彩は、地域の歴史、文化、周辺景観との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	柵は、歩行者の水辺への眺めを妨げないよう、できる限りシンプルな形状とし、必要最小限の設置とする。	
<input type="checkbox"/>	河川標識・案内板は、統一化を図り、控えめでシンプルなデザインとし、景観上影響が少なく、わかりやすい位置に設置する。	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

景観形成の目標
 ・方針

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
防波堤・護岸等		
<input type="checkbox"/>	防波堤、護岸等の構造物は、周辺景観に圧迫感や違和感を与えないよう、形態をコンパクトにするなど、水辺との一体性に配慮する。	
建築物等		
<input type="checkbox"/>	建築物は、地域特性、歴史、文化を踏まえたデザインとする。	
<input type="checkbox"/>	港内のランドマークとなる建築物は、周辺からの眺めに配慮し、先進性の高いデザインとなるよう工夫する。	
緑化		
<input type="checkbox"/>	港の景観を生かした臨海部の緑化を図る。	
<input type="checkbox"/>	訪問者が集い、賑わいの創出につながる公園・広場を設ける。	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

景観形成の目標

・方針

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
植栽・緑化		
<input type="checkbox"/>	植栽は、時の経過、周辺の既存植生、四季の移ろいなどを考慮し、園内や園外からの眺めに配慮した樹種の選定、配植に努める。	
<input type="checkbox"/>	地域のシンボルとなっている樹木等がある場合は、これらを保全・活用した植栽計画とする。	
<input type="checkbox"/>	子供が集い遊ぶ場、多様な生物の生息を支える環境、また災害避難場所としての機能を担う場等、それぞれの目的に応じたまちの資産となる緑豊かな環境を創出するよう工夫する。	
園路		
<input type="checkbox"/>	園路は、土や石材、木材の自然素材や落ち着いた色彩を用いるなどして、周辺景観や園内の緑との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	適切なサインの設置や、段差のないアプローチなど、誰もが歩きやすいよう配慮したユニバーサルデザインを導入する。	
建築物		
<input type="checkbox"/>	周囲の樹木の高さを超えない規模とするなど、園内の樹木によるスカイラインに配慮する。	
<input type="checkbox"/>	自然素材の活用や、シンプルで落ち着いた形態・意匠とし、園内の自然との調和を図る。	
工作物		
<input type="checkbox"/>	柵、照明柱等は、過度な装飾は避け、シンプルな形態・意匠とし、園内の緑や周辺景観との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	ベンチなどの休憩スペースは、周辺の自然や海辺を眺めることのできる視点場として、落ち着いたデザインとする。	
<input type="checkbox"/>	遊具は、担当者の好みや、思いつきではなく、公園全体のバランスの中で調和するよう配慮する。	
駐車場		
<input type="checkbox"/>	駐車場を設ける場合は、設置位置の工夫や植栽等により周囲から自動車が見えにくくなるよう努める。	
<input type="checkbox"/>	駐車場の舗装面に芝生や地被植物を用いるなど、駐車場内の緑化を推進し、公園と一体となった景観づくりに配慮する。	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

景観形成の目標

・方針

留意点・デザイン手法	配慮・検討した内容
配置・規模	
<input type="checkbox"/> 自然地形の活用、敷地改変を最小限に抑えるなどして、地形の起伏を生かした計画とする。	
<input type="checkbox"/> 道路や隣地境界から後退させオープンスペースを設けるなどして、ゆとりある空間を創出する。	
<input type="checkbox"/> 周囲の街並みとの連続性やスカイラインとの調和に配慮した規模とする。	
<input type="checkbox"/> 市や地域のランドマークとなる建築物では、高さの組み合わせなどにより周囲に威圧感を与えないよう配慮する。	
形態・意匠・色彩	
<input type="checkbox"/> 周辺の地域特性や歴史、文化等と調和した形態・意匠・色彩となるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> 全体的に落ち着いた形態・意匠・色彩にするとともに、必要に応じて建築物の一部にアクセントとなる形態・意匠・色彩を用いることで、地域のシンボリックな景観となるよう努める。	
<input type="checkbox"/> 屋上設備、避難施設等は、道路等の公共空間から見えにくい位置への設置、又は建築物と一体的な形態・意匠・色彩やルーバー等により、見えにくくなるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> 建築物に設置する屋外広告物は、建築物のデザインと統合した質の高いデザインとなるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> 市や地域のランドマークとなる公共建築物では、先進性やシンボリック性が高く、洗練されたデザインとする。	
素材	
<input type="checkbox"/> 耐久性や耐候性に十分考慮し、周辺景観、歴史、文化を踏まえた素材の活用に努める。	
外構	
<input type="checkbox"/> 外構デザインは、敷地内だけでなく、隣接する敷地や周辺の道路との一体性や連続性に配慮する。	
<input type="checkbox"/> 敷地内に地域のシンボルとなっている樹木等がある場合は、できる限り保全・活用する。	
<input type="checkbox"/> 植栽は、周辺の既存植生と調和した樹種を選択し、周辺景観との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/> 花や紅葉等といった四季を感じることでできる演出に努める。	
<input type="checkbox"/> 柵・フェンス等を設ける場合は、道路から閉鎖的にならないよう配慮するとともに、色彩は周辺景観との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/> 市や地域のランドマークとなる公共建築物では、夜間照明の演出により、昼間と違った見え方を演出する。	

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
駐車場		
<input type="checkbox"/>	駐車場は、街並みに配慮した場所に配置するとともに、植栽等で囲うなどして、周辺景観からの見え方に配慮する。	
【その他配慮事項】		
【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】		

維持・管理段階

記入年月日 : 年 月 日

チェック担当者 :

景観形成の目標**・方針****留意点・デザイン手法****配慮・検討した内容****施設整備の意図を継承する**

- 維持・管理の際には、可能な限り、構想・計画段階、設計・施工段階における景観形成上の意図の把握に努める。
- 維持・管理の際には、公共施設等の景観形成の意図を踏まえ、景観形成の一環性、継続性を確保する。
- 構想・計画段階、設計・施工段階における景観形成の意図の把握できる書面等がない場合は、施設の現状や周辺景観、歴史、文化等を考慮し、景観形成上の考え方を整理した上で、書面にまとめるよう努める。
- 機能性や耐久性が十分な場合は、使用されている材料や施設を極力再利用するよう努める。
- 新しい材料等を使用する場合は、新旧の違和感が生じないよう配慮する。

市民との協働による管理・活用を推進する

- 施設等の日常的な見回りを実施し、施設における破損等の異常の早期発見に努める。
- 日常的な点検や維持管理において市民、利用者と協働で行える項目を整理し、それらの実施に努める。
- 市民、利用者意見から景観上の問題点や課題の把握に努める。
- 公共施設等の維持管理を行う市民団体の運営や活動の支援を積極的に行う。
- 公共施設等を利活用した、祭りやイベントなどを市民や利用者と協働で推進する。

【その他配慮事項】**【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】**

第4章 景観施策への対応と手続きの流れ

1. 景観施策に関連した手続き

公共事業を実施するにあたって、各施設の規模や周辺状況に応じて、ガイドラインを活用した整備を実施するとともに、景観法に基づく関連施策等と連携した整備を実施していくことが考えられます。その際の庁内及び関係機関との手続きについて整理します。

1-1. 景観上重要な公共施設

市内において整備する公共施設のうち、市や地域の骨格を形成する道路、河川及び公園等は、市や地域のイメージを印象付ける景観上重要な公共施設となります。

このため、景観上重要な公共施設においては、構想・計画段階においてガイドライン等の活用や、横浜市都市美対策審議会又はその部会（以下、「都市美対策審議会等」とします）による意見聴取等を実施し、十分な景観検討を実施するとともに、景観法に基づく横浜市景観計画において景観重要公共施設として位置付けを検討することが考えられます。

また、設計・施工段階、維持・管理段階においては、各段階での景観デザインの検討趣旨等を十分に把握した上で、必要に応じて都市デザイン室との調整・協議や、都市美対策審議会等への意見聴取を実施し、景観検討を実施します。

なお、景観重要公共施設に位置付ける場合は、以下の流れに基づいて指定を検討します。

(1) 景観重要公共施設候補となる公共施設の抽出及び景観検討の実施

市内で整備する公共施設のうち、次の視点により抽出される公共施設を景観重要公共施設候補とします。

- 広域的な景観構造の骨格を形成する公共施設
- 市や地域の玄関口となる公共施設
- 市の特徴的な景観特性が表れている場所周辺で実施する公共施設

上記の視点に加え、整備の実施時期についても加味し、検討が必要な公共施設から順に景観重要公共施設候補として抽出します。

景観重要公共施設候補として抽出した公共施設では、ガイドライン等を活用し、景観形成の留意点・方向性、景観デザイン基準の検討景観整備の方針等を検討します。

(2) 横浜市都市美対策審議会における意見聴取

景観重要公共施設候補として抽出した公共施設については、都市美対策審議会等において景観重要公共施設として整備する必要性及び整備する際の留意事項や配慮内容について意見聴取を実施し、景観重要公共施設の指定にあたって必要な事項を整理します。

(3) 施設管理者との協議

都市美対策審議会等の意見を踏まえ整理した景観整備の方針等を基に、公共施設の管理者と

なる国、神奈川県、市の各担当部局との指定に向けた協議を実施します。

(4) 景観重要公共施設の指定

施設管理者との協議内容を踏まえ、再度、横浜市都市美対策審議会に諮った上で、景観重要公共施設として指定します。

1-2. 景観上重要な公共建築物

市内において整備する公共建築物のうち、大規模公共建築物や市や地域の拠点となる公共建築物については、市や地域のシンボルとして市民や観光客等に活用され、愛される公共建築物として整備していく必要があります。

このため、景観上重要な公共建築物については、構想・計画段階から維持・管理段階の各段階においてガイドライン等の活用や、都市美対策審議会等による意見聴取等を実施し、景観整備の方針等を整理した上で、公共建築物の具体的な景観検討を実施します。

また、こうした公共建築物については、事業完了後に横浜市景観計画において景観重要建造物として指定し、施設のシンボル性や市民・観光客等の施設への愛着等を高めていくことが考えられます。

1-3. 都市景観協議地区（景観推進地区）内で実施する公共施設等

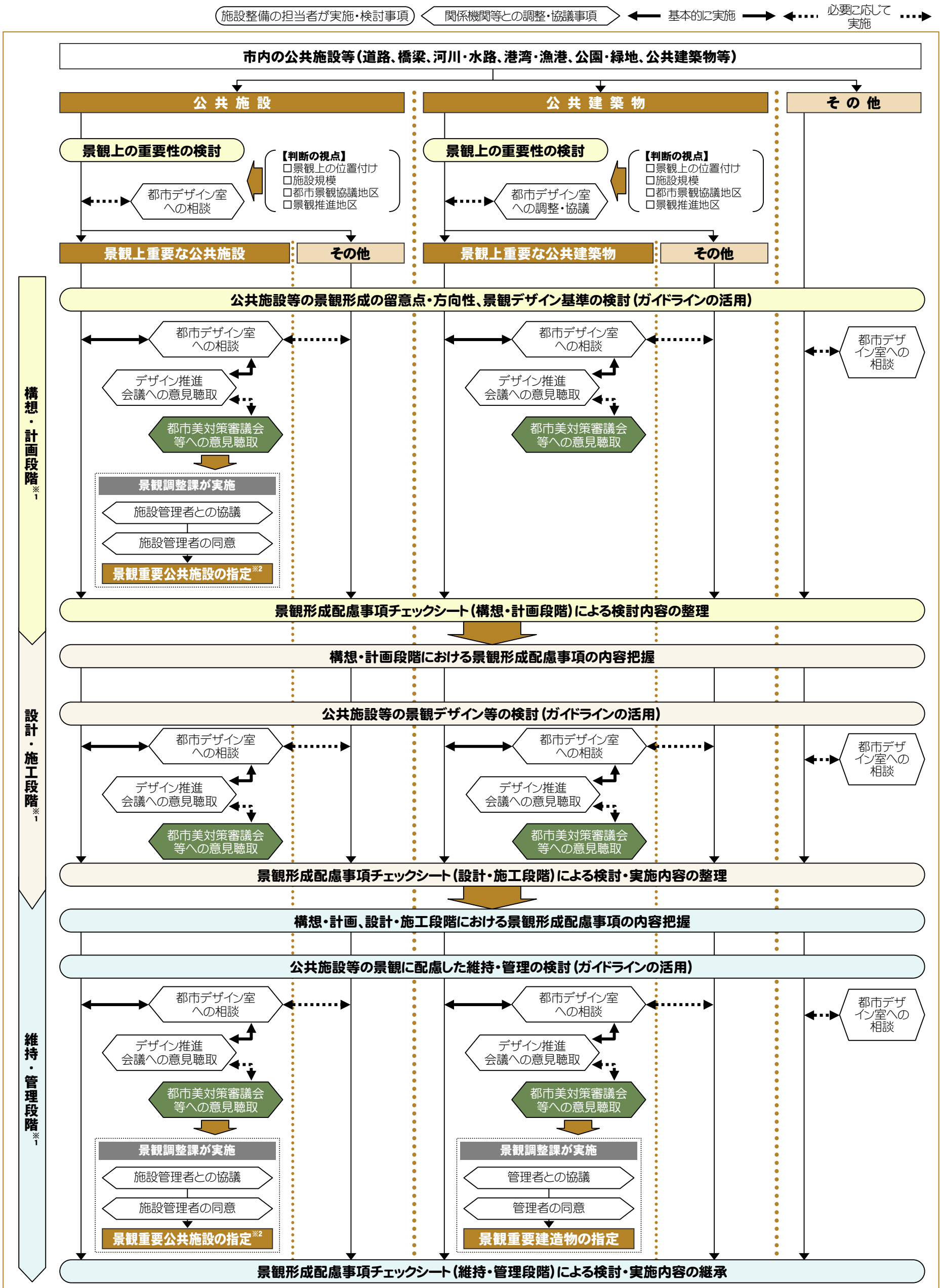
横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づき、都市景観協議地区に指定した地区内で整備する公共施設等のうち、地区の骨格となる公共施設や特定都市景観形成行為となる公共建築物については、都市美対策審議会等に整備を実施するうえでの留意点や配慮事項について意見聴取を実施し、公共施設の担当部局と景観担当部局との協議事項や協議の方針を定めます。

1-4. その他の公共施設等

上記に該当しない公共施設等においても、本ガイドラインを活用し景観検討を実施するとともに、必要に応じて都市デザイン室との調整・協議を実施し、横浜らしい魅力ある景観形成を推進します。

2. 事業実施における景観形成に関する検討フロー

市内で実施する公共事業の景観形成に関する検討と景観施策の活用の流れを以下に整理します。



※1：段階別の検討フローとなっており、公共施設等の事業段階に応じた段階からの活用を行うものとします。

※2：景観重要公共施設は、「構想・計画段階」、「維持・管理段階」のいずれかで検討・指定を行います。

3. 景観形成に関連するその他資料

本ガイドラインの他、景観形成に取り組む際に参考となる計画・ガイドライン等を以下に整理します。

横浜市の関連計画等
<input type="checkbox"/> 横浜市景観ビジョン / 平成 18 年 12 月
<input type="checkbox"/> 横浜市景観計画 / 平成 21 年 7 月改訂
<input type="checkbox"/> 関内地区都市景観形成ガイドライン / 平成 20 年 4 月
<input type="checkbox"/> みなとみらい 21 中央地区都市景観形成ガイドライン / 平成 20 年 4 月
<input type="checkbox"/> みなとみらい 21 新港地区街並み景観ガイドライン / 平成 22 年 1 月
<input type="checkbox"/> 横浜市公共サインガイドライン / 平成 15 年 7 月改訂
<input type="checkbox"/> 行政財産への屋外広告掲出ガイドライン / 平成 23 年 3 月
国土交通省が策定している公共事業景観ガイドライン
(http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000016.html)
<input type="checkbox"/> 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」 / 平成 23 年 6 月改訂
<input type="checkbox"/> 道路デザイン指針 / 平成 17 年 7 月
<input type="checkbox"/> 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」 / 平成 18 年 10 月
<input type="checkbox"/> 住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン / 平成 17 年 3 月
<input type="checkbox"/> 港湾景観形成ガイドライン / 平成 17 年 3 月
<input type="checkbox"/> 航路標識整備事業景観形成ガイドライン / 平成 16 年 3 月
<input type="checkbox"/> 官庁営繕事業における景観形成ガイドライン / 平成 15 年 7 月
神奈川県が策定している公共事業景観ガイドライン
<input type="checkbox"/> 公共事業における景観づくりの手引き / 平成 19 年 10 月

第5回 横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録	
議題	<p>(1) 今後の都市デザイン行政について</p> <p>ア「歴史を生かしたまちづくり」の推進について(審議)</p> <p>イ「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について(審議)</p> <p>ウ「(仮称)美しい港の景観形成計画」の検討について(審議)</p> <p>エ(仮称)横浜都市デザインビジョンについて(審議)</p> <p>(2) その他</p> <p>ア横浜市都市美対策審議会運営要領の改訂について(審議)</p>
日時	平成25年3月21日(木) 午後2時から午後4時まで
開催場所	横浜貿易会館 3階 会議室
出席者(敬称略)	<p>委員：西村幸夫(部会長)、中津秀之、六川勝仁</p> <p>専門委員：国吉直行</p> <p>書記：齋藤泉(都市整備局都市づくり部長)、中野創(都市整備局都市デザイン室長)</p> <p>塚田洋一(都市整備局都市デザイン室担当課長)</p> <p>事務局(資料説明者)：曾根進(都市整備局都市デザイン室担当係長)</p> <p>長谷川正英(都市整備局都市デザイン室担当係長)</p> <p>中村政人(都市整備局都市デザイン室担当係長)</p>
開催形態	議題(1)、(2)とも公開(傍聴者2名)
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)のアについては、了承を得た。今後、パブリックコメントを実施予定。パブリックコメントの実施にあたっては、わかりやすい資料に工夫する。 ・(1)のイ・ウ・エともに、個別にいただいた意見を踏まえ、今後、本市として考え方を整理・調整をする。 ・(2)のアについては、了承を得る
議 事	<p>議 事</p> <p>(1) 今後の都市デザイン行政について</p> <p>ア「歴史を生かしたまちづくり」の推進について(審議)</p> <p>市が資料に基づき説明を行った。</p> <p>○西村部会長 何度も議論をしているところですが、建築基準法の3条に適用除外というのを書いているわけです。ですから、ここで提案しているような特定景観形成歴史的建造物を条例(横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(以下、「条例」とする))できちんと定めないといけないということになっています。条例を改正するのでしょうか。</p> <p>○中野書記 はい。</p> <p>○西村部会長 改正ですね。今日ご提案したいのは、資料1-1をパブコメにかけるということで、こういう文言でいいかどうかご了解をいただければということです。この後パブコメにかかって、いろいろなコメントがついて、それに基づいてもう一回文言の確定をするために訂正をするという段階があります。</p> <p>○中野書記 補足いたしますと、市民意見募集を出すときは、もう少し絵などでわかりやすくしたものを編集して、その上で意見を聞くようにします。</p> <p>○西村部会長 質問ですが、例えば資料1-4でいくと、基本方針の2と3のところは前と変わっているのですか。</p> <p>○長谷川係長 基本方針2と3については、基本的には変わってありません。</p> <p>○西村部会長 わかりました。とすると、何か市民向けには、どこを中心的に見てもらいたいというのがわかるようなことがあってもよさそうな感じがします。</p> <p>○国吉専門委員 主要のねらいが建築基準法の適用緩和を受けるということはよいとして、全体的な歴史的建造物の保存活用施策でどういうことが強化されていくのかといろいろ書いてありますが、具体的にはその基本方針2や3のところ、当面、何か具体的に乗り出すことはあるのか。</p> <p>○中野書記 基本的に、基本方針2と基本方針3については、現状の取り組みではまだ不十分なもので、今後、力を入れていきたいという項目を掲げています。例えばトラスト的手法</p>

ということも今、横浜市で取り組んでいるものではないというものになりますし、市民による取り組みの推進とあって、歴史的建造物の維持管理のためボランティアに参加していただくことも、現状では取組むところまではまだ行っていません。市民の方々の関心も高くなっていますから、市民とともに守り生かすということでは、ボランティア制度のようなものの導入や、場合によってはトラスト的な手法で国のさまざまな支援策やNPOに対する支援策などもよく勉強していきたいと思います。また、今後、相続時の取り扱いとして、寄附などを受けることができる仕組みづくりなどを着実に制度化していきたいと思っています。

(3) につきましては、横浜市がこれから活力あるまちづくりを進めていくには、うまく歴史的建造物を活用して、賑わいづくりに結びつけていくということで、文化観光局が取り組んでいるクリエイティブシティの取組みとの連携を一層強化していきたいと思っています。広報普及では、小学校や中学校など、横浜市の学生の皆さんによく普及啓発をしていくことも力を入れていきたいと思っています。昔、開港からの横浜の絵本をつくって周知していった時代もあります。しばらくできていないので、そのようなことも取組んでいければと思っています。

○国吉専門委員 そういう意味では、横浜市の歴史的資産の活用というのは、京都や本当の歴史都市とは違った現代都市の中における現代建築とも共存しながらというやり方があります。その辺はモデルをもう少し積極的に打ち出していくという視点も何かぜひやってほしいと思います。その辺については、馬車道商店街の活動など、歴史だけに限らないまちづくりの活動を、施策を組み立てていくときに工夫していただければと思います。

それからもう一つ、そういう歴史的資産の活用については、横浜のやり方は日本では通用するのですが、海外で必ずしも通用しないという側面もあります。国際会議などに行くと、本物主義にこだわっているようなところがあります。その辺の整理をして、きちんと主張し、国際的な場でもきちんと評価を受けるような場づくりも一方では必要ではないかと思います。それは必ずしも横浜市だけがやるわけではなくて、他都市とか大学、あるいはトラスト運動のようなどころとの連携の中で評価をきちんとしていくのも、持続していくために必要ではないかという感じがいたしました。

○中野書記 しっかり評価を受けられるような取組みも進めていきたいと思います。そして、新しい今後の都市デザインをどう総合的に取組んでいくのかというのは、また別途、都市デザインビジョンの中で、どのようなことを取組んでいくのかご意見をいただきたいと思います。

○六川委員 よくここまで、まとまってきたなという気がします。これを見ていて、所有者の立場からもう少しきめ細かい書き方があったらいいのではないかと思います。運用マニュアル的なものはまた別にあると思いますが、例えば具体的にいうと消防法や耐震の問題などがあるわけです。それを単なる補助だけでは対応できない部分があるわけです。所有者の視点に立って、どうしたら残しやすいかということ、どう書き加えるかが大切かと思います。きめ細かい支援、今後の相続の対応と書いてありますが、もう少し丁寧にわかりやすく書いたほうが所有者として残していきたいと思うのではないかと思います。

それから、クリエイティブシティ横浜のお話がありましたが、その中にしっかりと位置づけたほうがいいと思います。やはりしっかりとした観光資源ですし、観光の資産だと思うので。

○中野書記 所有者の支援には、基本方針の(1)の3)で独立して、所有者支援の再構築というふうに入らせていただいております。六川委員がご指摘のとおり、助成制度だけではなくて日常的な維持管理への支援や専門家の派遣など、所有者のニーズも多様化していますので、構造補強や消防法の取扱いの法的な支援も含めて、強化して取組んでいきたいと思っています。

○西村部会長 でも、この特定建造物に指定されても、消防法がクリアされるわけではないのですね。

○中野書記 そうです。

○西村部会長 ただ、消防法がクリアできるように技術的支援をサポートするというのですか。

○中野書記　そうです。特定景観形成歴史的建造物という形で、建築基準法を緩和や適用除外したとしても、やはり安全性のためにどう構造補強をしていくのか、一つ一つ知恵を出して支援をしていかなければいけないと思います。例えば、茅葺き屋根をどういうふう防火という意味で対策をとるのかは、より実態に合わせて個別に専門家の派遣や手厚い支援を進めていければと思っております。

○西村部会長　先ほどの関連ですが、ここでいう特定景観形成歴史的建造物というのは外観だけですか。どこで判断するのですか。

○中野書記　これは、中の保存計画をつくるということになります。外観だけではなくて、中の保存をするところを明確に指定していきます。その部分については、建築基準法を柔軟に適用するというロジックになると思います。

○西村部会長　パブリックにアクセスできるような部分ということですか。

○中野書記　パブリックということではありません。

○西村部会長　でも、外の人が全然入れないとすると、景観形成云々というところをどこまで言えるかという問題が出てくるのではないのでしょうか。

○中野書記　そこについては、個別の建物の状況に応じて、必ず公開しなければいけないという前提には立ちませんが、市民に理解していただけるような調整はしたいと思っています。

○西村部会長　そうですね。年に1回でも2回でも公開するなど方法はあります。

○中津委員　市民意見募集を出すということで考えると、運用マニュアルができるのかもかもしれませんが、時系列的にどういうふうに進むのか。それに、どういうふうに法的なものやファンド、アドバイザーなど派遣の依頼をどこにするのかななども含めて、それが1年先なのか、10年先なのか。どういうふうにその地域の景観に貢献するのか、いろいろなパターンが当然、無限にあるとは思いますが、パブコメだとすると、何かわかりやすい流れのダイアグラムなどで示さなければ、いくら今回の資料に色をつけても、理解しにくいような気がします。

○中野書記　市民向けには、内容とその後の見通し、スケジュールやどのようなダイアグラムになるのかということももうまく考えて意見募集をしていければと思います。

○中津委員　これまでの事例などが多くあります。ただ、どういう時間のスパンでできたか、どういう問題があったか、そういうものがあって初めてこういう検討したというロジックだと思います。その辺の位置づけが明確になっていないと、市民から見れば多分、新しいものなのかどうなのかわからない部分があると思います。

○国吉専門委員　中津先生のおっしゃったとおりで、全体の大きな流れとしてはこういうことをやりたいという施策の将来形と、今回ここについてはがっちり決めていきたいという二重構造になっています。ですから、その辺がよくつながってわかるように説明しないと、同じような密度で見ると、こちらも何かもう少し細かいものを要求したくなってしまいます。

○西村部会長　そうですね。ついでに言うと、既に登録の制度や認定の制度があって、保存契約があるところの制度は三段階くらいあって、それにもう一つつけ加えるわけですよね。だから、これがつけ加わって全体がどうなるのかという全体像を、その中でこの辺なのですよというのがわかる必要があるのではないかと思います。既にほかの制度もいろいろあるわけですよ。

○中津委員　先に制度ありきではなくて、歴史的に誰もが知っている有名な建築物でないものでも拾い上げることに市民をどう巻き込むかという考え方のほうが、読む人は自分に関係あるのだと思ってきます。そうでないと、ただ歴史的建造物で建築基準法の使い方が変わったただけであれば、それは都筑区あたりに住んでいる人は関係ないやなどと思ってしまう可能性があるような気がします。

○西村部会長　確かにそういうところがありますよね。今回、順番を入れかえたのもやはり一番言いたいところを前に持ってきたという感じがあります。ただ、難しいのは、そこだけが言いたいわけではなくて、少しずつ全体があるので、そこだけ言うと、ちょっとバランスに欠けることになるのかもしれない。その辺は微妙な難しさがあります。

○中野書記　今日ご指摘いただいた意見は、意見を聞くときの聞き方としてどういうふうにするのかということです。内容についてはよろしいということでは素案の案にさせていただ

きたいと思います。

○西村部会長 では、1-1の案に対してはご了承いただくということでよろしいでしょうか。ただ、具体的な概要の市民への見せ方は工夫していただきます。

委員より了承を得る。

(1) 今後の都市デザイン行政について

イ「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について(審議)

市が資料に基づき説明を行った。

○西村部会長 確認ですが、抜粋になっているのは、大体こういうスタイルになるので、これでいいかということ議論してもらいたいということですか。

○中村係長 そうです。例えば3章の設計・施工段階を今回14ページでつけているのですが、その前にも同じように構想・計画段階とか、その後の1-3で維持・管理段階と同じようなシートがついていきますので、イメージとして代表的なものを出してあります。

○西村部会長 たしか前回、佐々木委員がセルフチェックもいいけど、きちんと都市デザイン室に相談に来るのが横浜らしいのではないかとということでした。例えばフローの各所に都市デザイン室へと書いてあるのは、そういう感じだということですか。

○国吉専門委員 全部をチェックするというのも非常に煩雑になるように思います。考え方がずっと浸透していくというのがあればいいと思います。だから、全部セルフチェックに任せると、形式上、景観的なチェックは行われたという手続上、立派なフローを経てきているということが残るだけです。実態としてはかえって、困った状況になるのではないかと思います。手続だけは済んでいるから、もう何も言えないというふうになっていくのが最悪ではないかと思います。

実はこういう景観チェックのやり方では、建築物の設計者がこういうチェックシートで全部の項目を書きます。そうすると、「やっています、やっています、やっています」と書いていくそうです。それで、「十分配慮しています」などと書いて、終わってしまいます。それで今は、出たものに対して事務局欄というところがあって、それが妥当かどうか、三角とかというように、どこかで一方的に自主判定だけされては困る、妥当かどうか確認するような欄をつくってもらっています。

それから、みなとみらいの公共施設についてはデザイン調整会議というのがあって、施工者から提出された計画書について関係部局が議論するような場があって、そこで意見を言わせてもらうようなことがあるのですが、おおむね根底の流れなどが逸脱しないようにという前提のもとで流れをつくっています。中には意欲的な設計者がたまには変わったことをやりたいということで提案することもあります。ちょっと待ってくださいと言ってストップをかけたりするわけです。でも場合によっては、あるとき跳びはねることも必要かもしれないし、その辺のチェックシートだけでやっていって、一切もう変わってしまっただけではないかというように感じていくのか、場合によっては特殊な事例として少し柔軟にその特性を生かして変えたほうがいいです。

ここに書いてある項目よりもっと重要な項目があったら、そのチェックの項目のウエイトを変える必要があると。その辺の柔軟性みたいなものがどこかにあったほうがいいような感じがして、それをどうやって作り出していくのかというのが何か、こういう運用ではクリエイティビティーというものをどこかに持ちつつということと、その何か形だけのチェックシートで終わってしまわないようにという両面です。マイナス面の状況とプラス面をどうやって伸ばすか、運用の際にそちらをどういうふうにつくっていくのが大事ではないかという感じがしています。

○西村部会長 そうですね。そうしないとアリバイになってしまう可能性もありますね。

○塚田書記 私も、いろいろな関係部署の人間と話をしながら詰めていくということで、今

まさに係長職員も含めて細かく詰めているところがございます。庁内会議の中でも、やはり事業にとってメリットは何かとか、実際それぞれの関係の公共事業の担当のところも、それぞれ設計の方針のチェックリストみたいなものを持っているところがあります。実はちょっと面倒だと言われるところもあります。やはり景観的な意味合いについては新しい要因でして、こういうガイドラインを提示し、自分のものとして使っていくことによって具体的な計画・設計のほうに取り込んでいくという中では、理解はさせていただいているところもあります。

やはり事業者にとってのメリットというのが何なのかというところがあります。いわゆる補助金とか、ある程度、景観的にいいものにする場合はお金もかかる場合もありますので、「国からの補助金や交付金などがプラスされると、まだいいのだけど」という話も受けているところがあります。そういう意味でも、今後とも具体的な各地区の景観計画や景観の考え方も含めて調整しながら、国とも連携を進めていければと思っていますところでは。つくりっぱなしということではなくて、やはり運用も含めて、機会があれば関係者の方々と話をもって、運用についての議論も詰めていきたいと思っていますところがございます。

○六川委員 ガイドライン策定の目的の中に、横浜らしさとたくさん出てくるのですが、何だかわかりません。何となく皆さんにそれぞれのレベルによって理解していただいている感じのところがあるのですが、横浜らしさや横浜イズムというのは何でしょうか。

○塚田書記 一つに、景観ビジョンのほうにそれぞれ表現されている部分があるのですが、景観推進地区が横浜市の場合は3地区ございまして、関内地区と新港地区とみなとみらい地区と、それぞれ景観のガイドラインを持っています。景観のその地区における横浜らしさという視点の表現はしているところがございます。より具体的なところところが非常に難しいところがあると思います。その辺はやはりフローにある通り、都市デザイン室も含めて協議しながら進めていったらどうかと考えているところがございます。

○六川委員 これは今、港・海に向いている部分が結構中心ですが、内陸もあるわけですね。

○塚田書記 はい、そうです。

○六川委員 ですから、その横浜らしさというのは、どう表現するのかということがありません。

○国吉専門委員 あと今のは、地域ごとのアイデンティティーをつくってとか、そういう視点がやはりあるのでしょうか。

○塚田書記 はい。

○国吉専門委員 だから、陸も海も全部同じスタイルでやる。その辺はここに加味されていますか。細かくやるのか、もう少し大づかみでやるのか、そういうコンセプトは農を中心とした地域のつくり方と、ウォーターフロントの地域との素材の選択とかも違ってきます。こちらは、より土のおいみみたいなものがするかもしれませんが、こちらはわりと石の文化が出てくるかもしれません。その辺の雰囲気みたいなものがどこかで加味されるようなところが、横浜らしさというか地域らしさというか、その辺が何かベースにつくるようなことを何か盛り込む形になりますか。

○塚田書記 目次の第2章のところには横浜市の景観特性ということで、地区ごとの特性などの中身で表現をさせていただこうと思っています。これはごく少ないページの中での表現なので、より具体的な形で考えますと、景観ビジョンで示したとおり、地区ごとの細かい景観の考え方を具体的に示していく必要があろうかと課題は持っております。

○西村部会長 だから、ここでどこまで論じるのか。景観ビジョンがあったり、この後デザインビジョンがあったりとか、いろいろなものがあるって、それ全体で横浜の地区ごとのアイデンティティーなどを論じるところがあるので、ここで全部書き切れるわけではありません。ですから、その辺のどこに何を書いて、ここはどこを引用するのかとか、その辺のバランスも必要でしょう。

○六川委員 読者のレベルに任せているようなところがあります。

○西村部会長 いろいろな書類があるから、これだけ読んでも答えが出ないところがあるようです。

○国吉専門委員 だから、少なくとも公共がつくるものについては、よりきちんとやっていく必要があるという視点のもとに、公共事業については、バラバラにならないように、先行的にやっていく必要があります。関連局、関連省庁と連携をとりながら進めるというようなことをきちんとやっていくのでしょ。

○西村部会長 すごく大きいから、景観的な影響が大きいわけですね。

○国吉専門委員 でももう一方で、地区ごとの個性をつくっていくようなビジョンづくりがあります。それと関連してコンセプトはこれで対応していきますと言っていけないといけません。それに触れていないと、やはりわからなくなってしまうのではないかと思います。

○中津委員 あくまでもこれは公共事業ということですよ。

○塚田書記 はい。現段階ではそうです。

○中津委員 結婚式場などは入っていないということですよね。それはすごく重要なところですよ。それであれば、初めのこちらに書いてある抜粋のところは、このようなものでもいいのかもしれませんが。ただ、一個一個の項目をチェックリストになったときは更に10項目くらいにブレークダウンしないと、設計者の立場からいうと、「あー、こんなの全くどうでもいいや」と思ってしまいます。これは、ほぼ対応する必要がない資料として、設計部の中では書いて終わりみたいな書類になると思います。設計者たちはどう考えるかということと直接言うと、間違いなくこれは使わないと私は思います。

○塚田書記 その辺はやはり先ほどおっしゃった地区ごとの表現ではないのですか。

○中津委員 いや、そんな甘いことではありません。例えば、一つ一つの緑化に関して良好な景観ということをチェック項目にするなら、街路のリズムをどうとらえて設計に入れたかとかです。例えば町のいろいろな特性、土壌はどういうことを考えているとか、水の流れはどうしたかとか、何かもっと具体的な設計の図面を書くときに検討しないといけないことは、ブレークダウンするとたくさんできるはずですよ。一つの項目ごとに10個くらいです。そうしないとチェック項目の意味がありません。初めのこの概念的なことは、こういうぼやとした教科書的なことでいいのかもしれませんが。ところが、地域の何を引き出すかということとを、もっと専門職の方が専門的にやらないといけません。緑化なら緑化のことを、ほかの河川のこととか、のり面のこととか、土木なら土木のことまで突っ込んでやらないといけません。こちらと裏のチェックシートの項目が一緒というのは、もう絶対考えないという気がしました。

○塚田書記 ありがとうございます。まさにその辺を具体的な形で、関係部署のほうと今やっているところであります。今年度でも来年度に向けても、細かいところも含めて詰めていくため進めているところです。

○西村部会長 だから、その関係部局のほうだと仕事が増えるだけだから、なるべくそのところは仕事が増えないように綱引きをやってしまいます。こちらの業務は余り形式的になって、先ほどの話ではないですが「配慮しました」ばかりで、出てくるのでは余り意味がありません。

○中津委員 それは、出された書類を評価できるかどうかはまた別の問題で、業者がそれを見たときに「ああ、真剣にやらないといけないんだな」と思うかどうかです。間違いなく書類を見た瞬間に社員はわかるので、その見たときの書類のデザインなどでやばいと、ぱっと見た瞬間にわかるのですよね。具体的にこのチェックのリストが私は問題だと思います。それで、あわせてこちらに配慮した内容は1つの四角になっていますが、本当は1つのチェック項目で、こちら側の回答欄が4つあるほうが正しいです。

○塚田書記 そうですね。これだと、これくらいの範囲に書くのはどう書けばいいかということになるのを示したようなものです。それほど具体的なことではないのだと思います。

○中津委員 1つの問いに答えが4つあるほうが正しいです。

○西村部会長 これをそれぞれの部局がのんでくれるかどうかは、それにかかっているのかもしれませんが。では、そういうことがご意見で出たので、今後、それぞれの部局と議論していただいて、次でもう一回議論させていただきたいと思います。

○国吉専門委員 「公共事業等」という表現が何かもうちょっと工夫がないかという気がします。「公共関連施設」などというくらいならまだいいですが、「等」という施設はないでし

よう。等というのは公園みたいな感じです。公共施設等というジャンルは、公共関連施設とか何か。

○西村部会長 これは、公益施設も入っているのですね。

○国吉専門委員 だから、再開発事業の区域とか、公共施設等という言い方を工夫していただければいいです。

○中津委員 これは、公共空間などと言いかえたらだめですか。何かパブリックの建物だけというのはすごくもったいなくて、今問題が起きているのはそうではないような気がして仕方がないです。

○西村部会長 そこは別のものがあるのですか。別のガイドラインをつくるのですか。どうなっていますか。これだと公共は、基本的にほかのものは手続の中でいろいろ出てくるけど、公共施設は通知とか何とかで、別のルートで余りきちんとした形での協議がなされないから、ガイドラインをつくっていると。どういう位置づけなのですか。

○塚田書記 これは、示した中では公共施設、公共建築物、公共施設等、この3つの欄についておおむねの内容を示していきたいということです。それぞれ特徴的なものについては、やはりその相互において、今回は道路部門の表現になっていますが、それぞれの公共施設ごとの表現を示していきたいということです。

○西村部会長 聞いていると、先ほど中津さんがおっしゃったみたいに、公共施設がないところもすごく問題が起きています。そこはガイドラインがなくて、公共施設だけあるというのは、どういう理屈でそうなっているのですか。

○塚田書記 今回まずは重要な、景観的に影響が大きいと思われる公共事業の施設について、実質的にガイドラインをつくっていきましょうということで進めているところです。ちょっとほかの公共空間とか、地区ごとにいろいろと重要な要件についても必要性があるというところは課題として持っております。

○齋藤書記 エリアとしては関内地区、MM中央、新港と、そのエリアだけは民間というか、全部対象にしたガイドラインがあるわけです。

○中津委員 別のものがあります。

○齋藤書記 それ以外の地域は、基本的にないも同然というか。

○中津委員 ないのです。だから、何かこれは公共空間と書いたら、もうちょっと汎用性のある資料になるような気がしました。それで、土地区画整理事業だけぽんと入っていたりするのですよね。パブリックではないですよね。このリストは見れば見るほどすごく気になります。

○中野書記 基本的には市が景観行政を推進している立場で、市がやることが率先して景観形成に努めましょうということで、まずはやっていかなければいけないということです。

○西村部会長 だから、役所の中の部局がかかわるような話を自分たちでやりましょうという趣旨なのですよ。

では、課題は言い出すといろいろと切りがないのですが、まず当面はやらなければいけないということになっているので、今いろいろ出ましたので、次も少しもう一回議論しましょう。

(1) 今後の都市デザイン行政について

ウ「(仮称)美しい港の景観形成計画」の検討について(審議)

市が資料に基づき説明を行った。

○中津委員 これは、インナーハーバーと関係があるということなのですよ。

○中野書記 インナーハーバーの提言を受けて、港湾局は今、山下ふ頭を含めた懇談会で土地利用の変更をしています。デザイン室は、こういう景観の視点からまず基本的に何を押さえていくべきか整理をしています。来年いろいろミックスしていく必要があるだろうという流れで関係があります。

○中津委員 では、その部分からインナーハーバーは、私もちょっと片足を突っ込ませてい

ただきました。そこから景観の部分だけをつまみ上げたというようなニュアンスですか。

○中野書記 そうです。

○中津委員 それならちょっと違うのですが、インナーハーバーで私が一番重要だと思っていたのは、生活者の視点というか。新しく20万人住まわすなどという視点は、もともと六次産業をやっていたときの発想にない、新しい視点だと私は思って協力していました。そのように、ただ水にアクセスするのではなくて人が暮らす、生活の場として、横浜の景観の中で自分の生活をクリエイティブしていくことによって、自分の人生の価値が上がっていくような町にしようというイメージです。今までの見た目の美しさや、観光だけではなくて、何かそういうイメージがあって、インナーハーバーに協力させていただいていました。これは何か景観の部分だけすばっと抜き取って、生活者視点というか、現状とそれほど変わらないというようなイメージがちょっとしました。では、その後からついてくるということですか。

○中野書記 来年度、インナーハーバーの提言について、都市整備局としては、都心再生のマスタープランを再度つくっていかうということがあります。そして港湾局は、港湾エリアの港湾計画の改定とか、どうしても局ごとに所管して持っている制度があるので、それを総合的に来年度、議論をしていく必要があると考えています。インナーハーバーの提言のときに、かなりこのリング状の中にミックスして生活していくということを含めて、50年後の提案を受けているので、当面、港湾局もそういう視点で、土地利用をどうしていくべきかということを考えていきます。

都市整備局も、東神奈川エリア、いわゆる山内ですとか、ポートサイドからもっと京浜臨海側のほうについては、どういう形を示していけるのかを検討する必要があるということになります。

○中津委員 でも、都市デザイン室とその発足の経緯などに立ち戻ると、もうちょっと総括する項目くらいは初めに準備しておいたほうが良いと思います。どういうところに入り込んでくるか。この部分は港湾局がやっているとか、そういうようなもうワンレイヤー上から見たほうが良いのではないかという気がします。それでないと、インナーハーバーだけ、またはリングだけ、「港をやっているおれたちは関係ないぜ」と思ってしまう人たちに対して、どういうふうに交通のネットワークを郊外に延ばしていくかということがあって初めてインナーハーバーです。その景観や都市、建築・建設だけではなくて、何かもっと人の生活のことや福祉・教育なども含めて、都市デザイン室が全体をコーディネートするような位置づけがしみ出るというか見え隠れした中で、景観はこういうポジションですよというような資料にする。そして、深く突っ込むところは各部局にやってもらいますというような、生活と空間を全部合わせたリーダーとしての視点でこういう資料をつくったほうが良いのではないかという気がしました。

○中野書記 次年度以降、そういうプロジェクトについては、また都市デザイン室も参画して、総合的な議論をしていかうということを今考えています。少なくとも今年度それぞれの部局でどういう検討をしたのかということは、やはり出し合っていく必要があるだろうということです。景観的な検討した結果については、こういうことを引き続き大切にしていかなければいけないかというものを今回取りまとめさせていただきます。今後のインナーハーバー全体の取り組み方については、また庁内で政策局も含めて議論をして、どういう進め方をするのか整理をしていきたいと思っています。

○西村部会長 景観的な側面を切り取ったという感じだけではなくて、もう少し大きな思想的柱みたいなものが出てきて、そこから見ると、こういうことが言えますみたいなことです。

○中津委員 それを都市デザイン室がやっているということですね。

○西村部会長 それこそ都市デザイン室ではないかと思います。何か景観的な、あるインナーハーバーだけをやるのではなくて、景観面を都市デザイン室がやりますというのではないような、もう少し全体にかかわるので。

○中津委員 それだと景観の部署だと思われてしまうのが残念ですね。

○西村部会長 何かもう少しポリシーに近いところまできちんと論じる。そこから出てくるようなものという感じだと、思想的なバックボーンがあるから、いろいろなことをもうちょっとやっていくという話です。

○中野書記 一方でやはり40年近い都市デザインを含めたまちづくりをしてきて、景観面でどういう成果が上がってきているのかという確認もやはりしていく必要があるということです。

○西村部会長 確かにそうです。

○中野書記 前回の政策部会でも、横浜は非常に魅力的な景観を持っていると高く評価されているようなデータをお示ししました。具体的には、ほかの美港と違って、余り高い山を背負っていない横浜で美しいと言われている要素は、やはり着実にまちづくりとして生み出してきたものが非常に多い。そういう認識のもとで、延長線上でやるべきことは何なのかという整理は、一方ではしておく必要があると思いました。今回、歴史は歴史、公共施設、港の景観と個別に出ささせていただいて申しわけありませんが、その整理はテーマ別にさせていただいたところで理解いただければと思います。

○六川委員 これは港だけ特筆する必要があるのかという気がします。目標像は港のことだから、横浜港の多様・多彩な美しい都市の景観とあります。ただ、要はもっと先に、例えば千客万来の港湾都市とか人が集まるなど、そういうところが目的になるように思います。横浜の港で私が一番気になるのは、夜が暗いことです。他都市に行くと、もっと明るいですが、夜が非常に暗いです。ここにも夜景の演出などがありますが、周りの倉庫群をいかに明るくしてもらおうとか、あるいはペイブリッジをどうやって明るくするかとか、いろいろ政策はあると思います。その部分を変えるだけでも、かなり違うイメージになるように思っています。

だから、港のことだけ言えば、多分こういう目標像になるのでしょうか、その先の目標があって、だから人が集まってくる、だから港を見にくるのだと。先生も観光としておっしゃっていただいています、そういうようなところに来るように思います。

○西村部会長 先ほどの生活というのがありましたので。何かそういう大きな柱があつてということですね。

○中野書記 具体的にそういう動きも含めて、多分新しく土地利用を転換するエリアでどういうふうなまちづくりをしていくのかというのが一番大きいと思います。そういう意味では、山下ふ頭や瑞穂ふ頭など、大きく土地利用転換をするところをどうしていくのかということが一番大きなポイントだと思います。今、ふ頭ではそれぞれ、そこをご利用いただいている方々が実際にいて、その人たちとどう話していくかということについては、市としてまだ整理できていない部分があります。ですので、踏み込んだ議論ができていないという状況で、その手前でとまったようなところの調整状況の報告になっていて申しわけないと思います。今後、今日いただいた意見なども含めて、港そのものの今後のあり方について、景観というロジックも含めて整理させていただければと思います。

○西村部会長 今おっしゃった話でいくと、やはり土地利用を大きく転換しようということ、まさにいろいろなところでやっているわけではないですか。そこが持っているビジョンや努力がすごく参考になるのではないかと思います。美港と言われると何となく、先ほど言ったいろいろな地形的な別の要素で札幌やケープタウンなどはそうですが、それは横浜に求めてもしょうがないわけです。むしろ今ある、いろいろなふ頭をどういうふうにおもしろく魅力的に描いていったら、どのようになるのかと。そういうことをやった事例はまさにあるわけですね。土地利用の戦略を見ていくとか、そのビジョンを見ていくとか、何かやることがあるような気がします。

○中野書記 横浜でもみなとみらい地区、新港地区ともに、もともと港だったエリアを市街化して転換して、マスタープラン型でまちづくりをしてきて、このような結果に持ってきています。そういうことを含めてもう少し、実際に土地利用のことも話せるような状況では踏み込んだ景観的な提案もまた議論させていただければと思います。

○国吉専門委員 中津さんがおっしゃったような視点を全体のフローの中に、今後の横浜の臨海周辺の活動などをどうやって再構築していくかという議論とリンクして、魅力的な景観整備を行っていくという話になっていないといけません。

○西村部会長 美港ではなくなってしまうですね。

○国吉専門委員 そこまで含めて、それに何か固定的な景観があるのではなくて、活動など

も生み出すことがあるわけです。それには提案とあわせて魅力的な景観を構築する、新しい景観を築いていくところをやはり随所に入れていくということですよね。だから、それは現在の局間の関係で、どういうふうにそれを勝ち取るかという話もあります。でも、基本的に景観というのはそういうスタンスに立ってつくっていくべきだということは、やはり書いておいたほうが良いと思います。

○六川委員 あと、その土地利用とか、ここにも山下ふ頭の検討などが出ているわけです。景観ということだけでいけば、こういう形になるのかもしれませんが。ただ、実際その住む人たちの利便性を考えたら、例えば交通インフラはどうするかとか、そういうのは付随する問題かもしれませんが、すごく大事です。

○西村部会長 それは結果的に景観を変えていくということですね。

○六川委員 そうですね。ですから、土地の利用価値が高まった場合、そういうものが整備されていけば、景観にプラスして非常に利便性が高まります。

○西村部会長 そうですね。余り景観に自己規制しないで、もう少し先まで入れたほうが読む側としてはすごくイメージがありそうです。

○中津委員 今回は、2059年のレポートはあれを踏まえてという話ではもう全然なくなってしまっていることですか。

○中野書記 いや、それも踏まえてやっていますし、また来年、実際に都心臨海部再生マスタープランをつくっていくこともやっていきます。港湾は実際にはふ頭の土地利用について懇談会を設置して議論を始めていますから、その中にどう反映させていくのかというのは、まさにこれから来年度まとめていくという形でいきたいと思います。

○国吉専門委員 土地利用に踏み込んでいうと、ブレーキがかかる可能性が大きいのではないしょうか。少なくとも景観だけはこういうふうにやりつつ、でも全体の土地利用の方向転換も考えながらやっていきますというロジックにしようとしているのだと思います。

○中津委員 何か人が住むというところは、すごく重要なキーワードだと思っていました。夜間のことは当然、夜間人口の話だし、そこには交通のことも当然入ってくるから、「人が住めるような」というようなキーワードがちょっと入るだけで、景観の考え方は全く変わってくるという気がします。具体的にどこに住むのかという話になった瞬間にだめになる可能性があるのはわかっています。だけど、その辺も住めるようにすることは幾らでもできるし、目標として市民が見たときに、何か建築の都市のことばかり、よりそこに「自分たちも引越して行けるようになるんだな」と思うのと、大分とらえ方が違うような気がします。

○中野書記 この景観形成のテーマや視点のところに、今後のそういったまちづくり、大きなビジョンや方向性にあわせて、生活や活動を踏まえた適切な景観をつくっていくという基本的な考えをもう一つ足していくとか、そういう工夫はさせていただければと思います。

○国吉専門委員 全体としては住む方向になってきているわけです。方向転換ですね。逆にいきすぎてしまうと、都心部、例えば関内地区などは全部、住宅になってしまいます。

○中津書記 それはまた別問題です。

○国吉専門委員 いやいや、別問題ではなくて、そういうことも、多分、学校問題が出てくるわけです。

○中津委員 そうですね。それはあります。

○国吉専門委員 ですから、やはり全体としてはふさわしい住み方を見つけていくという流れにあると思いますが、それと同居していきながら町がどうやって元気になっていくか、その面が消えないようにしておかないと、全部住宅になればいいとならないように気にしながらやっていくのだと思います。

(1) 今後の都市デザイン行政について

エ (仮称) 横浜都市デザインビジョンについて (審議)

市が資料に基づき説明を行った。

○西村部会長 パートナー組織という提案が今回出ています。都市デザイン室の専門性を高めるといふことと、継続してさまざまなことをするということがこういう形の間で出ていると思います。

○中野書記 補足させていただきます。国吉委員や中津委員も参加しています大学コンソーシアムという大学からいろいろな提案を受けていく内容の協定を結び、協調させていただいています。六川委員とは、エリアマネジメントの関係で、横浜市と馬車道商店街や連合町内会の皆様と、そのエリアの中のまちづくりを議論したり、運営したりというようなことも、うまく連携してやっていく実績の蓄積もできてきました。地域の課題については、エリアマネジメント型で解決するという。あと、専門性が必要なものについては、このビジョンの中にあるように様々な分野の専門家と連携しながら将来の提案をつくっていく必要もあります。そのようなパートナー組織を構築していけるのではないかと考えております。あと、より専門家としての地方公務員もデザイン室に配置して対応していくことも必要ではないかという提案させていただいております。

○西村部会長 つまり大学コンソーシアムとか、エリアマネジメント組織も、パートナー組織の一部であるという感じになっているのですね。

○中津委員 非常に勇気の要る宣言をしていただいて、私はいいと思います。職員の専門性を強化するというのは、今までは強化していなかったのかという意見もあるかもしれませんが、これから何か新しい決意表明みたいに見えます。この辺をもっとどういうふうになっていくのかというのを個人的には興味があります。ほかは、説明していただいたところは全部、すごくよく直っていると思います。

○中野書記 今後の都市デザイン活動を推進する仕組みについて、率直にどうのご意見なのか聞かせていただきたいです。

○中津委員 今後プロ集団を目指しますというニュアンスのことですよね。

○中野書記 そうです。

○西村部会長 大学の人が組織の中に入ったり、組織から大学に来たり、コンサルタントに行ったりとか、もう少し流動化ができると、こういうことが自由に動くという気がします。だから、それは横浜市だけがやれるということではなくて、いろいろなところでそういうことを考えないといけないような感じもしています。

○中津委員 だから、配置していくというフレーズよりも、新たなパートナーシップを創造的につくり上げていくというようなフレーズのほうがいいのかもしれない。また、どんどん若手建築家がこの町に移動してくるということが起きています。そういうところとも積極的にワークショップなどいろいろなものを通してお手伝いいただくとか、そういうニュアンスで聞こえるようなフレーズにしたほうが良いのかもしれない。これはすごくストレートな感じですよ。

○中野書記 逆にストレートで書かないと、内外に何をねらっているのかわかりにくいので、参考にした上でストレートに書きました。

○国吉専門委員 こういうしっかりしたものを軸としながら、やわらかい関係みたいなことはまたつくるのでしょうか。でも、一つ軸があったほうがわかりやすいからということだと思います。だから、いろいろな活動をされる方々が増えてきているけれども、何らかの関係を持っていないと、彼らとしても、横浜で何か役割を果たしているのかと疑問視になってきます。だから、素人ということでも、常に交流するような場をつくるとか、そういうのは常時必要で効果的ではないかと思えます。

○中津委員 間違いなくそれが特徴になっているのは事実ですよ。黄金町などもそうですし、行政とデザイナーと一緒にコラボするようなシーンがすごく多い。それがお金になっているかどうかは抜きにして、私はすごくいいことだと思います。

○国吉専門委員 だから、全体に官から民へという流れもありますから。では民主体に、民の別の団体同士がつながり合って、逆に公共はそばにいるような感じで動かすような仕事が出てくるとか、そういうのもサポートしていくみたいな話も重要になってくるのでしょうか。

○六川委員 フレキシブルな交流がイメージできるので、いいと思います。

ちょっと質問ですが、官のほうでよく職員の交流をやっていきますよね。今も続けてなさって

	<p>いるのですか。</p> <p>○中野書記 自治体同士も、民間企業からの交流をやっていきます。</p> <p>○国吉専門委員 大学に行ったほうがいいです。</p> <p>○中野書記 交流という意味では、政令指定都市同士は日常的に景観形成推進協議会などでいろいろと情報交換はしています。</p> <p>○国吉専門委員 細かい話ですが、19ページの上から5行目、赤い字の「空間作り」の「作り」は、平仮名のほうがいいのではないのでしょうか。</p> <p>○中野書記 はい、わかりました。</p> <p>(1) その他</p> <p>ア 横浜市都市美対策審議会運営要領の改定について（審議）</p> <p>市が資料に基づき説明を行った。</p> <p>委員より了承を得る。</p> <p>閉 会</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回政策検討部会配布資料
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の議事録については、部会長が確認する。 ・ 次回の開催日時は、別途調整。